

# 綾 部 市 公 報

番 号 第 7 6 9 号  
発行日 令和 8 年 7 月 1 日  
発行所 綾部市役所

## 目 次

### ○規 則

- ・綾部市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部改正  
(職員課)・・・1
  - ・綾部市トイレトラックの貸出しに関する規則の制定  
(防災・危機管理課)・・・2
  - ・綾部市介護保険条例施行規則の一部改正  
(高齢者支援課)・・・12
  - ・綾部市職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正  
(職員課)・・・13
  - ・綾部市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正  
(職員課)・・・14
- ### ○告 示
- ・綾部市重度心身障害老人健康管理事業実施要綱の一部改正  
(障害者支援課)・・・15
  - ・綾部市福祉医療費支給事業実施要綱の一部改正  
(子育て支援課)・・・17
  - ・綾部市老人医療費支給事業実施要綱の一部改正  
(高齢者支援課)・・・20
  - ・綾部市地域総合整備資金貸付要綱の一部改正  
(財政課)・・・22
  - ・地縁団体変更告示(辻自治会)  
(市民協働課)・・・24

- ・綾部市特定地域づくり事業推進補助金交付要綱の一部改正  
(定住・地域政策課)・・・25
  - ・綾部市府内産木材利用促進事業費補助金交付要綱の一部改正  
(林政課)・・・26
  - ・綾部市成年後見人等報酬費用助成金交付要綱の一部改正  
(地域包括支援課)・・・28
  - ・令和 8 年 6 月綾部市議会定例会招集告示  
(総務課)・・・29
  - ・地縁団体変更告示(下原町自治会)  
(市民協働課)・・・30
  - ・公金事務委託に関する告示  
(下水道課)・・・31
  - ・指定納付受託者の指定告示  
(下水道課)・・・33
  - ・令和 8 年度地籍調査事業の実施告示  
(都市建築課)・・・34
  - ・地縁団体変更告示(旭町塩谷最寄)  
(市民協働課)・・・35
  - ・綾部市障害者自立支援医療特別対策費支給事業実施要綱の一部改正  
(障害者支援課)・・・36
  - ・綾部市障害者福祉サービス等利用支援事業実施要綱の一部改正  
(障害者支援課)・・・37
- ### ○訓令甲
- ・綾部市決裁規程の一部改正  
(林政課)・・・38

### ○公 告

|                                                                       |                                                                        |
|-----------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------|
| ・ 公示送達<br>(市民・国保課)・・・39                                               | 市道改良工事関連配水管移設<br>工事公募型指名競争入札につ<br>いて<br>(監理課)・・・111                    |
| ・ 防災用備蓄倉庫整備工事2条<br>件付一般競争入札(取り抜け<br>方式)について<br>(監理課)・・・40             | ・ 市道住宅工業団地2号線外1<br>線舗装工事条件付一般競争入<br>札について<br>(監理課)・・・123               |
| ・ 防災用備蓄倉庫整備工事3条<br>件付一般競争入札(取り抜け<br>方式)について<br>(監理課)・・・55             | ・ 高倉ポンプ室電気設備更新工<br>事条件付一般競争入札(取り<br>抜け方式)について<br>(監理課)・・・134           |
| ・ 防災用備蓄倉庫整備工事1条<br>件付一般競争入札(取り抜け<br>方式)について<br>(監理課)・・・70             | ・ 口上林浄水場濁度計設備保守<br>修繕条件付一般競争入札(取<br>り抜け方式)について<br>(監理課)・・・144          |
| ・ 中筋公民館雨樋等改修工事条<br>件付一般競争入札(取り抜け<br>方式)について<br>(監理課)・・・84             | ・ 浄化槽設置工事その2条件付<br>一般競争入札について<br>(監理課)・・・154                           |
| ・ 綾部小学校給食調理室屋根改<br>修工事条件付一般競争入札<br>(取り抜け方式)について<br>(監理課)・・・94         | ○教育委員会告示<br>・ 令和8年度第3回綾部市教育<br>委員会会議招集告示<br>・・・166                     |
| ・ 農地中間管理事業の推進に関<br>する法律に基づく農用地利用<br>集積等促進計画の認可につい<br>て<br>(農政課)・・・104 | ○教育長訓令甲<br>・ 綾部市立の小学校及び中学校<br>に勤務する府費負担教職員の<br>服務に関する規程の一部改正<br>・・・167 |
| ・ 農地中間管理事業の推進に関<br>する法律に基づく農用地利用<br>集積等促進計画の認可につい<br>て<br>(農政課)・・・105 | ○監査公表<br>・ 令和7年度定期監査結果<br>・・・170                                       |
| ・ 農地中間管理事業の推進に関<br>する法律に基づく農用地利用<br>集積等促進計画の認可につい<br>て<br>(農政課)・・・106 | ・ 令和7年度随時監査結果<br>・・・175                                                |
| ・ 放置自転車の処分について<br>(市民協働課)・・・107                                       | ・ 令和7年度行政監査結果<br>・・・179                                                |
| ・ 市道野田須知山線改良工事と                                                       | ・ 令和7年度財政援助団体等監<br>査結果<br>・・・188                                       |

綾部市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 6 月 4 日

綾部市長 四 方 源太郎

綾部市規則第 2 8 号

綾部市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する  
条例施行規則の一部を改正する規則

綾部市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（昭和 5 6 年綾部市規則第 1 7 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条中「3 1 5, 0 0 0 円」を「3 3 0, 0 0 0 円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の綾部市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（次項において「新規則」という。）第 8 条の規定は、令和 8 年 4 月 1 日以後に支給すべき事由が生じた綾部市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和 4 3 年綾部市条例第 2 0 号）第 1 5 条に規定する葬祭補償（以下「葬祭補償」という。）について適用し、同日前に支給すべき事由が生じた葬祭補償については、なお従前の例による。
- 3 令和 8 年 4 月 1 日以後に支給すべき事由が生じた葬祭補償であって、改正前の綾部市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（以下「旧規則」という。）第 8 条の規定による金額により支給されたもの又は旧規則附則第 2 項の規定による金額により支給されたもの（その額が 6 6 万円未満であるものに限る。）の支払は、新規則第 8 条の規定による金額により支給されるべき葬祭補償の内払とみなす。

綾部市トイレトラックの貸出しに関する規則をここに公布する。

令和 8 年 6 月 5 日

綾部市長 四 方 源太郎

綾部市規則第 2 9 号

### 綾部市トイレトラックの貸出しに関する規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、綾部市公用自動車管理規則（平成 8 年綾部市規則第 7 号）に定めるもののほか、公務に支障のない範囲においてトイレトラックを貸し出すことについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規則において、「トイレトラック」とは、綾部市公用自動車管理規則第 2 条第 1 号に規定する公用自動車のうち、別表に掲げる車両をいう。

(管理)

第 3 条 トイレトラックの管理責任者は、防災担当課長（以下「管理者」という。）とする。

2 管理者は、トイレトラックの効率運行を図るため、使用日時等の調整を行うものとする。

(対象団体)

第 4 条 トイレトラックの貸出しの対象となる団体は、公益活動（営利、宗教又は政治活動等を目的とするものを除く。）を行う市内の団体とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する団体を除く。

(1) 綾部市暴力団排除条例（平成 2 4 年綾部市条例第 3 7 号）第 2 条第 3 号に規定する暴力団員等及び同条第 4 号に規定する暴力団密接関係者に該当する団体

(2) その他市長が適当でないと認める団体

(使用用途)

第 5 条 トイレトラックの使用用途は、次の各号のいずれかに該当する事業とする。

(1) 綾部市が主催し、共催し、又は後援する事業

(2) 防災普及啓発など特に市長が必要と認める事業

(使用地域)

第 6 条 トイレトラックの使用地域は、綾部市域内とする。

(貸出期間)

第 7 条 貸出期間（1 2 月 2 9 日から翌年 1 月 3 日までの日は除く。）は、原則として貸出日及び返却日を含めて 5 日間を限度とする。

(貸出条件)

第 8 条 貸出条件は、次に掲げるものとする。

- (1) 使用場所は、平坦で、かつ、傾斜がなく、十分な空き地を確保できる場所とすること。
- (2) 使用場所への移動時は、十分な道幅が確保されており、鋭角に曲がる路地又は障害物がない経路等を利用すること。
- (3) トイレトラックを運転できる免許（準中型免許又は平成19年6月1日以前に取得された普通免許）を所持した者（以下「運転者」という。）が運転すること。
- (4) 事前に防災担当職員から取扱説明を受け、安全及び衛生管理を徹底するとともに、故障、破損、盗難等の防止に努めること。
- (5) 返却前に車両の清掃を実施し、及び燃料（軽油）を補給して、貸出時の状態に復して返却すること。
- (6) トイレを使用する場合、消耗品（トイレットペーパー、消毒液、手洗い用石けん等）の用意及び清水タンクへの給水は、第10条の許可を受けた団体（以下「使用者」という。）が行い、返却前に便器の清掃、汚物のくみ取り及び便槽の清掃を実施すること。

（使用の許可の申請）

第9条 トイレトラックを借り受けようとする団体は、原則として借り受けようとする日の7日前までに、綾部市トイレトラック使用許可申請書兼誓約書（様式第1号）に必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（使用の許可等）

第10条 市長は、前条の規定による申請書兼誓約書の提出があったときは、その内容を審査の上、適当と認めた場合は綾部市トイレトラック使用許可通知書（様式第2号）により、不適当と認めた場合は綾部市トイレトラック使用不許可通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

2 前項の規定により許可したときは、市長は、管理上必要があると認めた場合は、第8条に定める貸出条件に加え、必要な条件を付することができる。

（費用負担）

第11条 使用者は、次に掲げる費用を負担しなければならない。

- (1) 燃料費（軽油）
- (2) 使用場所までの移動に要する費用（有料道路通行料、駐車料金等）
- (3) トイレトラックの使用に必要な消耗品費（トイレットペーパー、消毒液、手洗い用石けん等）
- (4) 光熱水費（外部電源使用料、給水費等）
- (5) 使用後のくみ取りに要する費用
- (6) 便槽及び車両の清掃に要する費用
- (7) その他管理者が指定する費用

（使用の許可の取消し等）

第12条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を取り消し、又はその返却を命ずることができる。

- (1) 申請書兼誓約書に虚偽の記載をしたとき。

(2) この規則又は使用の際に付した条件に違反したとき。

(3) 災害その他の理由により、緊急にトイレトラックを公用又は公共用に使用する必要が生じたとき。

(4) その他市長が使用することが適当でないと認めるとき。

(転貸等の禁止)

第13条 使用者は、トイレトラックを転貸し、又は借り受けた目的外に使用してはならない。

(運転者の責務等)

第14条 運転者は、道路交通法（昭和35年法律第105号）その他関係法令（以下「道路交通法等」という。）を遵守し、安全な運転を徹底しなければならない。

(貸出し及び返却)

第15条 トイレトラックは、市長が定めた日時及び場所から貸出しを行うものとする。

2 使用者は、トイレトラックの使用を終えたときは、第8条第5号及び第6号の条件を満たした上で、速やかに市長が定めた日時及び場所に返却しなければならない。

3 使用者は、トイレトラックを返却するときは、綾部市トイレトラック点検報告書（様式第4号）を提出し、管理者の検査を受けなければならない。この場合において、管理者が清掃が不十分と判断した場合は、使用者は、改めて清掃等を実施しなければならない。

(交通事故等の対応)

第16条 使用者は、トイレトラックの使用中に交通事故等が発生したとき又は道路交通法等に違反したときは、道路交通法等に定められた措置をとるとともに、直ちに管理者に報告し、その指示を受けなければならない。

2 使用者は、前項の指示を受けた後、速やかに、綾部市トイレトラック事故等報告書（様式第5号）に必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(損害賠償)

第17条 使用者は、トイレトラックの使用中に交通事故等により第三者に損害を与えたとき、又は死傷者を生じたときは、直ちに警察及び管理者に通報するとともに、被害者に対する道義的責任を果たし、自動車損害賠償責任保険及び任意保険の約款等に基づき、市、使用者、被害者及び市が契約している保険会社等と共に補償協議をしなければならない。

2 交通事故等により市が損害賠償責任を負った場合において、使用者は市に対し、次に掲げる部分について損害賠償を行うものとする。

(1) 市が加入している自動車保険で補填される部分以外の部分

(2) 市の責めに帰すべき事由により生じた損害賠償に関する部分以外の部分

3 市が、使用者に代わり、使用者の負担すべき損害額を支払った場合は、使用者は、直ちにその支払額を市に弁済するものとする。

4 交通事故以外でトイレトラックを毀損し、又は亡失したときは、使用者の責任において原状に復し、又は市に対し損害賠償を行わなければならない。

(その他)

第 18 条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、令和 8 年 7 月 25 日から施行する。

別表（第 2 条関係）

| 項 目         | 内 容                                         |
|-------------|---------------------------------------------|
| 種 別         | トイレトラック                                     |
| 総 排 気 量     | 2. 9 9 リットル                                 |
| 車 両 総 重 量   | 約 6, 0 0 0 キログラム                            |
| 便 槽 容 量     | 清水タンク：約 7 6 0 リットル<br>汚物タンク：約 1, 0 0 0 リットル |
| 使 用 回 数 目 安 | 約 9 5 0 ～ 1, 3 0 0 回程度                      |
| 燃 料         | 軽油                                          |
| 電 力         | ソーラー発電（充電）システム／外部電源                         |

様式第 1 号（第 9 条関係）

年 月 日

綾部市長

様

申請者 所在地  
団体名  
代表者名  
電話番号

㊞

綾部市トイレトラック使用許可申請書兼誓約書

綾部市トイレトラックの貸出しに関する規則第 9 条の規定により、下記のとおり申請及び誓約します。

記

| 区 分                    | トイレを使う ・ 展示のみ                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
|------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 使 用 画<br>計             | 事 業 名 :<br>開催日時 : 年 月 日 ( ) 午前・午後 時 分から<br>年 月 日 ( ) 午前・午後 時 分まで<br>開催場所 : 綾部市<br>来場見込 : 人                                                                                                                                                                                                                                                         |
| 貸出希望<br>日 時            | 年 月 日 ( ) 午前・午後 時 分                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
| 返却予定<br>日 時            | 年 月 日 ( ) 午前・午後 時 分                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
| 運 転 者                  | 住 所 :<br>氏 名 :<br>連 絡 先 :                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
| 使 用 に<br>関 する<br>誓 約 書 | 綾部市トイレトラックの貸出しに関する規則に基づき、次の事項を確認の上、借り受けます。<br>1 道路交通法その他関係法令を遵守し、安全な運転を徹底します。<br>2 交通事故等により、第三者又はトイレトラックに損害を与えたときは、その賠償等に要する費用のうち、市が加入している自動車保険で補填される費用及び市の責めに帰すべき事由により生じた損害賠償を除く一切の費用を負担します。<br>3 事故における運転者及び同乗者のけが等については、自己責任で対応します。<br>4 トイレトラックに積載した荷物等の損害、破損、事故等については、全て負担します。<br>5 事故等の際し、市に迷惑を一切かけません。<br>6 上記のほか、規則等を遵守し、かつ、市の指示に従って使用します。 |

- (1) 運転者の運転免許証の写しを添付してください。
- (2) その他市長が必要と認める書類を添付してください。
- (3) 貸出時又は返却時には、原則として職員が立会い、鍵の受渡し、トイレトラックの点検等を行いますので、運転者の連絡先は、当日連絡が取れる電話番号を記入してください。

様式第2号（第10条関係）

第 年 月 日 号

様

綾部市長

印

綾部市トイレトラック使用許可通知書

年 月 日付けで申請のありましたトイレトラックの使用許可につきまして  
は、下記のとおり許可しましたので、綾部市トイレトラックの貸出しに関する規則第10条の  
規定により通知します。

記

| 区 分                | トイレを使う ・ 展示のみ                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
|--------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 使 用 計 画            | 事 業 名 :<br>開催日時 : 年 月 日 ( ) 午前・午後 時 分から<br>年 月 日 ( ) 午前・午後 時 分まで<br>開催場所 : 綾部市<br>来場見込 : 人                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
| 貸 出 日 時 等          | 年 月 日 ( ) 午前・午後 時 分<br>貸出場所は、                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 返 却 日 時 等          | 年 月 日 ( ) 午前・午後 時 分<br>返却場所は、                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 運 転 者              | 住 所 :<br>氏 名 :<br>連 絡 先 :                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
| 使 用 に 関 する 可 件 許 条 | 綾部市トイレトラックの貸出しに関する規則に基づき、次の条件で貸し付けます。<br>1 使用場所は、平坦で、かつ、傾斜がなく、十分な空き地を確保できる場所として<br>ください。<br>2 使用場所への移動時は、十分な道幅が確保されており、鋭角に曲がる路地又は<br>障害物がない経路等を利用してください。<br>3 トイレトラックを運転できる免許（準中型免許又は平成19年6月1日以前<br>に取得された普通免許）を所持した者が運転してください。<br>4 事前に防災担当職員から取扱説明を受け、安全及び衛生管理を徹底するとと<br>もに、故障、破損、盗難等の防止に努めてください。<br>5 返却前に車両の清掃を実施し、及び燃料（軽油）を補給して、貸出時の状態に<br>復して返却してください。<br>6 トイレを使用する場合、消耗品（トイレットペーパー、消毒液、手洗い用石け<br>ン等）の用意及び清水タンクへの給水は、第10条の許可を受けた団体が行き、<br>返却前に便器の清掃、汚物のくみ取り及び便槽の清掃を実施すること。<br>7 返却時には、綾部市トイレトラック点検報告書（様式第4号）を提出し、管理<br>者の確認を受けてください。<br>8 トイレトラックを転貸し、又は借り受けた目的外に使用しないでください。<br>9 道路交通法その他関係法令を遵守し、安全な運転を徹底してください。<br>10 使用中の事故や交通違反等は、直ちに綾部市に報告してください。 |

様式第3号（第10条関係）

第 号  
年 月 日

様

綾部市長

印

## 綾部市トイレトラック使用不許可通知書

年 月 日付けで申請のありましたトイレトラックの使用許可につきましては、下記のとおり不許可としましたので、綾部市トイレトラックの貸出しに関する規則第 10 条の規定により通知します。

記

[illegible]

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、綾部市長に対して審査請求をすることができます。（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）

また、この決定の取消しを求める訴えは、この決定（この決定について上記の審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決）があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、綾部市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）、提起することができます。（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、決定のあった日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）

様式第4号（第15条関係）

年 月 日

綾部市長

様

使用者 所在地  
団体名  
代表者名  
電話番号

綾部市トイレトラック点検報告書

綾部市トイレトラックの貸出しに関する規則第15条の規定により、下記のとおり報告します。

記

|                  |                            |
|------------------|----------------------------|
| 使<br>用<br>実<br>績 | 事業名：                       |
|                  | 開催日時： 年 月 日（ ） 午前・午後 時 分から |
|                  | 年 月 日（ ） 午前・午後 時 分まで       |
|                  | 開催場所： 綾部市                  |
|                  | 来場者数： 人                    |
|                  | その他：                       |

| 確 認 項 目                  | 点 検 結 果                  | 担 当 課 確 認 | 備 考            |
|--------------------------|--------------------------|-----------|----------------|
| 点 検 者 名                  |                          |           |                |
| 返 却 時 距 離                | k m                      |           |                |
| 給 油 量                    | リットル                     |           |                |
| 車 両 清 掃                  | <input type="checkbox"/> |           |                |
| く み 取 り                  | <input type="checkbox"/> |           | トイレ使用時のみ記入     |
| 便 槽 清 掃                  | <input type="checkbox"/> |           | トイレ使用時のみ記入     |
| 事 故 等 の 有 無              | 有 ・ 無                    |           | 有の場合は、様式第5号も提出 |
| 新 た な 汚 れ や 傷<br>等 の 有 無 | 有 ・ 無                    |           | 発生状況は、有の場合のみ記入 |
|                          | 発生状況                     |           |                |

様式第5号（第16条関係）

年 月 日

綾部市長 様

使用者 所在地  
団体名  
代表者名  
電話番号

綾部市トイレトラック事故等報告書

綾部市トイレトラックの貸出しに関する規則第16条の規定により、下記のとおり報告します。

記

|                 |                         |             |
|-----------------|-------------------------|-------------|
| 事故発生日時          | 年 月 日 ( ) 午前・午後 時 分     |             |
| 事故発生場所          |                         |             |
| 運 転 者           | 住 所 :<br>氏 名 :<br>連絡先 : | 負 傷 等 の 状 況 |
|                 |                         |             |
| 相 手 方           | 住 所 :<br>氏 名 :<br>連絡先 : |             |
| 警察への届出等         | 年 月 日 ( ) 警察署 ( 交番 )    |             |
| 事故等発生状況         |                         |             |
| 事故現場等の<br>見 取 図 |                         |             |

(1) 事故状況等が確認できる写真があれば添付してください。

(2) 運転者、相手方以外に負傷者がいる場合は、その方の住所、名前、連絡先等を報告してください。

※別途、書類等の提出を求める場合があります。

綾部市介護保険条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 6 月 2 2 日

綾部市長 四 方 源太郎

綾部市規則第 3 0 号

綾部市介護保険条例施行規則の一部を改正する規則

綾部市介護保険条例施行規則（平成 1 2 年綾部市規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

様式第 1 6 号中「8 0 万 9 千円」を「8 2 万 6 , 5 0 0 円」に改める。

様式第 1 7 号（表面）中

「多床室 円」を

「多床室Ⅰ（特養等） 円

多床室Ⅱ（老健・医療院） 円 に改める。

多床室Ⅲ（老健・医療院等） 円」

様式第 1 8 号中「8 0 万 9 千円」を「8 2 万 6 , 5 0 0 円」に改める。

様式第 1 9 号（表面）中

「多床室 円」を

「多床室Ⅰ（特養等） 円

多床室Ⅱ（老健・医療院） 円 に改める。

多床室Ⅲ（老健・医療院等） 円」

附 則

- 1 この規則は、令和 8 年 8 月 1 日から施行する。
- 2 この規則施行の際、この規則による改正前の規定に基づき作成された様式で、現に残存するものは、なお当分の間、使用することができる。

綾部市職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 6 月 2 9 日

綾部市長 四 方 源太郎

綾部市規則第 3 1 号

綾部市職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

綾部市職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成 6 年綾部市規則第 3 9 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 の 2 の項中「参考人」の次に「、被害者参加人」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

綾部市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 6 月 2 9 日

綾部市長 四 方 源太郎

綾部市規則第 3 2 号

綾部市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を  
改正する規則

綾部市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（令和 2 年綾部市規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

別表第 3（2）の項中「参考人」の次に「、被害者参加人」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

綾部市告示第 1 2 5 号

綾部市重度心身障害老人健康管理事業実施要綱（昭和 5 8 年綾部市告示第 2 5 号）の一部を次のように改正する。

令和 8 年 6 月 3 日

綾部市長 四 方 源太郎

様式第 3 号（裏）中

「

- 2 保険医療機関等において診療を受ける場合には、 を  
この証を必ず窓口に提出してください。

」

「

- 2 保険医療機関等において診療を受ける場合には、  
この証を必ず窓口に提出してください。  
（京都府外の医療機関等を受診する場合は、医療機  
関等の窓口で一旦保険の自己負担分をお支払いいた に、  
だく必要があります。具体的な取扱いや償還払いの  
申請方法については、綾部市へお問い合わせくださ  
い。）

」

「お住まいの市町村に返してください」を「綾部市に返還してください」に、「お住まいの市町村に届け出てください」を「綾部市に届け出てください」に、

「

- 5 不正にこの証を使用した者は、刑法により詐欺罪  
として罰せられる可能性があります。 を

- 6 この証は、京都府外では使用できません。

」

「

- 5 差額ベッド代や薬の容器代、訪問診療の交通費、  
歯科の金合金等、医療保険の給付対象とならない費  
用は福祉医療費の支給対象となりませんのでご承知  
ください。 に改める。

- 6 不正にこの証を使用した者は、刑法により罰せら  
れることがあります。

」

附 則

- 1 この告示は、令和８年８月１日から施行する。
- 2 この告示を施行するために必要な準備行為は、この告示の施行の日前においても行うことができる。
- 3 この告示施行の際、この告示による改正前の規定に基づき作成された様式で、現に残存するものは、なお当分の間、使用することができる。

綾部市告示第 1 2 6 号

綾部市福祉医療費支給事業実施要綱（昭和 5 0 年綾部市告示第 3 1 号）の一部を次のように改正する。

令和 8 年 6 月 3 日

綾部市長 四 方 源太郎

様式第 2 号（裏）を次のように改める。

(裏)

注 意 事 項

- 1 この証は、保険医療機関等に保険の自己負担分を支払わないで受診することができる証です。大切に保持してください。
- 2 保険医療機関等において診療を受ける場合は、電子資格確認を受ける際に窓口はこの証を提出するか、資格確認書にこの証を添えて窓口提出してください。  
(京都府外の医療機関等を受診する場合は、医療機関等の窓口で一旦保険の自己負担分をお支払いいただく必要があります。)
- 3 有効期間を経過したとき又は受給者の資格がなくなったときは、速やかに、この証を綾部市に返還してください。
- 4 氏名、居住地に変更があったときや、加入している医療保険又はその内容に変更があったときは、14日以内に、この証を添えて綾部市にその旨を届け出てください。
- 5 この証を破ったり、汚したり又は失ったりしたときは再交付を受けてください。
- 6 差額ベッド代や薬の容器代、訪問診療の交通費、歯科の金合金等、医療保険の給付対象とならない費用は福祉医療費の支給対象となりませんのでご承知ください。
- 7 不正にこの証を使用した者は、刑法により罰せられることがあります。

附 則

- 1 この告示は、令和８年８月１日から施行する。
- 2 この告示を施行するために必要な準備行為は、この告示の施行の日前においても行うことができる。
- 3 この告示施行の際、この告示による改正前の規定に基づき作成された様式で、現に残存するものは、なお当分の間、使用することができる。

綾部市告示第 1 2 7 号

綾部市老人医療費支給事業実施要綱（平成 2 7 年綾部市告示第 3 7 号）の一部を次のように改正する。

令和 8 年 6 月 3 日

綾部市長 四 方 源太郎

様式第 2 号（裏）中

「

- 3 氏名、居住地に変更があったときは、1 4 日以内に、  
この証を添えて市長にその旨を届け出てください。
- 4 加入している医療保険又はその内容に変更があったときは、1 4 日以内に市長にその旨を届け出てください。
- 5 この証を破ったり、汚したり、又は失ったりしたときは再交付を受けてください。
- 6 有効期間を経過したとき又は資格がなくなったときは、この証を使用することができませんから、速やかに を  
市長に返してください。
- 7 不正にこの証を使用した者は、刑法により罰せられることがあります。
- 8 往診の際の車代、薬の容器代、個室専用料、貴金属（金〔1 4 金を除く。〕、白金など）や特殊な補綴（義歯など）は保険の給付外であるため福祉医療費の支給対象とはならないのでご承知ください。

」

「

（京都府外の医療機関等を受診する場合は、医療機関等の窓口で一旦保険の自己負担分をお支払いいただく必要があります。具体的な取扱いや償還払いの申請方法については、綾部市にお問い合わせください。）

- 3 有効期間を経過したとき又は受給者の資格がなくなつたときは、速やかに、この証を綾部市に返還してください。
- 4 氏名、居住地に変更があったときや、加入している医療保険又はその内容に変更があったときは、14日以内に、この証を添えて綾部市にその旨を届け出てください。
- 5 この証を破ったり、汚したり又は失ったりしたときは再交付を受けてください。
- 6 差額ベッド代や薬の容器代、訪問診療の交通費、歯科の金合金等、医療保険の給付対象とならない費用は福祉医療費の支給対象となりませんのでご承知ください。
- 7 不正にこの証を使用した者は、刑法により罰せられることがあります。

に改める。

」

様式第4号（表）中「京都府外」を「京都府以外」に改め、同様式（裏）中「15,000円」を「15,700円」に、「24,600円」を「25,700円」に、「区分Ⅰ、区分Ⅱとも8,000円」を「区分Ⅰは8,000円、区分Ⅱは11,000円」に、「渡す」を「提示する」に、「に渡して」を「で提示して」に、「返して」を「返還して」に、「罰せられます」を「罰せられることがあります」に、「個室専用料」を「差額ベッド代」に、「京都府外」を「京都府以外」に改める。

#### 附 則

- 1 この告示は、令和8年8月1日から施行する。
- 2 この告示を施行するために必要な準備行為は、この告示の施行の日前においても行うことができる。
- 3 この告示施行の際、この告示による改正前の規定に基づき作成された様式で、現に残存するものは、なお当分の間、使用することができる。

綾部市告示第 1 2 8 号

綾部市地域総合整備資金貸付要綱（平成 8 年綾部市告示第 1 7 号）の一部を次のように改正する。

令和 8 年 6 月 3 日

綾部市長 四 方 源太郎

第 4 条第 1 項中「2 0 億円」を「2 5 億円」に改め、同条第 4 項中「2 0 億円」とあるのは「2 5 億円」を「2 5 億円」とあるのは「3 1 . 2 億円」に改める。

第 6 条中「1 5 年」を「貸付対象事業に係る施設・設備の耐用年数を超えない範囲で、2 0 年」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、民間金融機関等からの借入金の償還期間との関係において、地方公共団体が地域総合整備資金の償還期間を 2 0 年超とすることを求める場合、財団の総合的な調査・検討において、貸付対象事業の事業採算性が特に認められる等、合理的な理由がある場合に限り、3 0 年（5 年以内の据置期間を含む。）以内まで償還期間を延長できるものとする。

附則を附則第 1 項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則に次の 1 項を加える。

（過疎地域等における貸付額の特例）

- 2 令和 1 3 年 3 月 3 1 日までの間は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和 3 年法律第 1 9 号）第 2 条第 2 項の規定により公示された過疎地域の市町村及び過疎地域とみなされる区域において実施される貸付対象事業に係る第 4 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項の適用については、同条第 1 項中「2 5 億円」とあるのは「3 0 億円」と、同条第 2 項中「5 0 パーセント」とあるのは「6 0 パーセント」と、同条第 4 項中「3 1 . 2 億円」とあるのは「3 7 . 4 億円」と読み替えるものとする。

様式第 7 号中

|                   |   |
|-------------------|---|
| 当該事業の基本計画等での位置づけ等 | を |
| 当該事業による地域の振興効果等   |   |

|                                                                                                                   |  |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|
| 当該事業の基本計画等での位置づけ等<br><br>当該事業による地域の振興効果等                                                                          |  |
| 綾部市地域総合整備資金貸付要綱第6条に基づき、償還期間の延長を求める場合                                                                              |  |
| ①償還期間を20年超とする理由（民間金融機関等からの借入金の償還期間や、法定耐用年数も踏まえて記載）<br><br>②事業採算性（事業継続性・償還確実性等）の観点から、延長しても問題のないことがわかる根拠 ※別紙による提出も可 |  |

改める。

附 則

この告示は、令和8年6月3日から施行する。

綾部市告示第 1 2 9 号

地縁による団体「辻自治会」において告示事項の変更があったので、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 0 項の規定により告示する。

令和 8 年 6 月 5 日

綾部市長 四 方 源太郎

1 変更があった事項及びその内容

代表者を 綾部市五泉町辻前 43 藤 崎 裕 二 に変更する

2 変更の年月日

令和 7 年 4 月 1 日

3 変更の理由

任期満了による交代

綾部市告示第 1 3 0 号

綾部市特定地域づくり事業推進補助金交付要綱（令和 4 年綾部市告示第 5 号）の一部を次のように改正する。

令和 8 年 6 月 5 日

綾部市長 四 方 源太郎

別表派遣職員人件費の項中「2 0 0 万円」を「2 2 5 万円」に、「2 5 0 万円」を「2 8 1 万 3 , 0 0 0 円」に改め、同表事務局運営費の項中「3 0 0 万円」を「3 3 5 万円」に改める。

附 則

この告示は、令和 8 年 6 月 5 日から施行し、改正後の綾部市特定地域づくり事業推進補助金交付要綱の規定は、同年 4 月 1 日から適用する。

綾部市告示第 1 3 1 号

綾部市府内産木材利用促進事業費補助金交付要綱（平成 2 8 年綾部市告示第 1 3 7 号）の一部を次のように改正する。

令和 8 年 6 月 5 日

綾部市長 四 方 源太郎

第 2 条第 1 号中「第 3 条の規定により京都府知事（以下「知事」という。）から指定を受けた法人により、京都府（以下「府」という。）内の森林で産出された木材であることの証明書及び木材の輸送の過程における二酸化炭素の排出量（京都府ウッドマイレージ C O 2 計算基準（平成 1 7 年 1 月 5 日付け 6 林第 5 9 7 ー 2 号林務課長通知）に基づき算出されたものをいう。）を記録した書面が発行された」を「第 2 条第 9 号の認証又は同条第 1 0 号の証明を受けた」に改め、同条第 3 号中「知事」を「京都府知事」に改め、同条第 4 号ア中「府内」を「京都府内」に、「府に」を「京都府に」に改める。

様式第 1 号中

「

|                       |               |   |
|-----------------------|---------------|---|
| 府内産木材の納材業者<br>(取扱事業体) | (認定番号 H- T- ) | を |
|                       | (認定番号 H- T- ) |   |

」

「

|            |                |   |
|------------|----------------|---|
| 府内産木材の納材業者 | (取扱事業体認定番号 )   | に |
|            | (認証機関登録事業体番号 ) |   |

」

改める。

様式第 5 号中

「

|                       |               |   |
|-----------------------|---------------|---|
| 府内産木材の納材業者<br>(取扱事業体) | (認定番号 H- T- ) | を |
|                       | (認定番号 H- T- ) |   |

」

「

|            |                |    |
|------------|----------------|----|
| 府内産木材の納材業者 | (取扱事業体認定番号 )   | に、 |
|            | (認証機関登録事業体番号 ) |    |

」

「府内産木材証明書及び二酸化炭素の排出量を記録した書面」を「認証又は証明を受けたウッドマイレージ C O 2 京都の木認証書又は京都の木証明書」に改める。

附 則

この告示は、令和 8 年 6 月 5 日から施行する。

綾部市告示第 1 3 2 号

綾部市成年後見人等報酬費用助成金交付要綱（平成 2 7 年綾部市告示第 3 6 号）の一部を次のように改正する。

令和 8 年 6 月 5 日

綾部市長 四 方 源太郎

第 2 条第 3 号中「補助監督人」の次に「その他市長が特に認める者」を加える。

附 則

この告示は、令和 8 年 6 月 5 日から施行する。

綾部市告示第 1 3 5 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 0 1 条の規定に基づき、令和 8 年 6 月 1 5 日綾部市議会定例会を綾部市に招集する。

令和 8 年 6 月 8 日

綾部市長 四 方 源太郎

綾部市告示第 1 3 6 号

地縁による団体「下原町自治会」において告示事項の変更があったので、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 0 項の規定により告示する。

令和 8 年 6 月 1 2 日

綾部市長 四 方 源太郎

1 変更があった事項及びその内容

代表者を 綾部市下原町五反田 1 0 番地の 2 四 方 尚 喜 に変更する  
代理人を 綾部市下原町カジャ 1 6 番地の 1 小 林 学 に変更する

2 変更の年月日

令和 7 年 4 月 1 日

3 変更の理由

任期满了による交代

綾部市告示第 1 3 7 号

地方公営企業法（昭和 2 7 年法律第 2 9 2 号）第 3 3 条の 2 において準用する、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 3 条の 2 第 1 項の規定により、公金事務を委託したので、同条第 2 項の規定により告示する。

令和 8 年 6 月 1 6 日

綾部市長 四 方 源太郎

1 指定公金事務取扱者の名称及び所在地

| 名 称               | 所 在 地                         |
|-------------------|-------------------------------|
| 株式会社京都銀行          | 京都市下京区烏丸通松原上る薬師前町 7 0 0 番地    |
| 地銀ネットワークサービス株式会社  | 東京都中央区日本橋本石町四丁目 6 番 7 号       |
| 株式会社しんきん情報サービス    | 東京都港区港南一丁目 8 番 2 7 号          |
| 株式会社セイコーマート       | 北海道札幌市中央区南 9 条西 5 丁目 4 2 1 番地 |
| 株式会社セブンーイレブン・ジャパン | 東京都千代田区二番町 8 番地 8             |
| 株式会社ファミリーマート      | 東京都港区芝浦三丁目 1 番 2 1 号          |
| 株式会社ポプラ           | 広島県広島市安佐北区安佐町大字久地 6 6 5 番地の 1 |
| ミニストップ株式会社        | 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目 5 番地 1         |
| 山崎製パン株式会社         | 東京都千代田区岩本町三丁目 1 0 番 1 号       |
| 株式会社ローソン          | 東京都品川区大崎一丁目 1 1 番 2 号         |
| 株式会社 N T T ドコモ    | 東京都千代田区永田町二丁目 1 1 番 1 号       |
| K D D I 株式会社      | 東京都港区高輪二丁目 2 1 番 1 号          |

2 取り扱う歳入の範囲  
下水道事業受益者負担金

3 指定日  
令和 7 年 3 月 5 日

4 委託期間

令和8年6月16日から令和9年3月31日まで

綾部市告示第 1 3 8 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 1 条の 2 の 3 第 1 項の規定により、指定納付受託者を次のとおり指定したので、同条第 2 項の規定により告示する。

令和 8 年 6 月 1 6 日

綾部市長 四 方 源太郎

1 指定納付受託者の名称及び所在地

| 名 称              | 所 在 地               |
|------------------|---------------------|
| P a y P a y 株式会社 | 東京都千代田区紀尾井町 1 番 3 号 |

2 取り扱う歳入の範囲

下水道事業受益者負担金

3 指定日

令和 7 年 3 月 5 日

4 歳入を納付する期間

令和 8 年 6 月 1 6 日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで

綾部市告示第139号

国土調査法（昭和26年6月1日法律第180号）第7条及び同法施工令（昭和27年政令第59号）第11条の規定により、令和8年度地籍調査事業の実施を次のとおり定めた。

令和8年6月23日

綾部市長 四方 源太郎

1 調査を実施する者の名称

綾部市

2 調査区域

位田町の一部

3 調査期間

令和8年4月7日から令和9年3月31日まで

綾部市告示第 1 4 0 号

地縁による団体「旭町塩谷最寄」において告示事項の変更があったので、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 0 項の規定により告示する。

令和 8 年 6 月 2 3 日

綾部市長 四 方 源太郎

1 変更があった事項及びその内容

代表者を 綾部市旭町谷ノ奥 1 番地 四 方 宏 治 に変更する  
所在地を 綾部市旭町谷ノ奥 1 番地 に変更する

2 変更の年月日

令和 6 年 1 2 月 1 日

3 変更の理由

任期満了による交代

綾部市告示第 1 4 1 号

綾部市障害者自立支援医療特別対策費支給事業実施要綱（平成 1 9 年綾部市告示第 1 3 8 号）の一部を次のように改正する。

令和 8 年 6 月 2 9 日

綾部市長 四 方 源太郎

別表中「8 0 9 , 0 0 0 円」を「8 2 6 , 5 0 0 円」に改める。

附 則

この告示は、令和 8 年 7 月 1 日から施行する。

綾部市告示第 1 4 2 号

綾部市障害者福祉サービス等利用支援事業実施要綱（平成 1 8 年綾部市告示第 7 3 号）の一部を次のように改正する。

令和 8 年 6 月 2 9 日

綾部市長 四 方 源太郎

別表中「8 0 万 9 千円」を「8 2 万 6 , 5 0 0 円」に改める。

附 則

この告示は、令和 8 年 7 月 1 日から施行する。

綾部市訓令甲第 4 号

序 中 一 般

綾部市決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和 8 年 6 月 5 日

綾部市長 四 方 源太郎

綾部市決裁規程の一部を改正する訓令

綾部市決裁規程（昭和 3 6 年綾部市訓令甲第 1 3 号）の一部を次のように改正する。

別表第 3 林政課長専決事項の項に次の 1 号を加える。

- （ 9 ） 緊急銃猟等のための土地の立入り等、安全を確保するための措置及び都道府県知事に対する応援の要求等に関すること。

附 則

この訓令は、令和 8 年 6 月 5 日から施行する。

綾部市公告第 6 7 号

次の書類は、送達を受けるべき者への送達が困難であるため、綾部市市民環境部市民・国保課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

ここに、地方税法第 2 0 条の 2 の規定により公告する。

令和 8 年 6 月 1 1 日

綾部市長 四 方 源太郎

(以下揭示済)

綾部市公告第68号

防災用備蓄倉庫整備工事2に係る入札参加資格について、次のとおりお知らせしますので、入札参加希望者は申請してください。なお、この工事の入札は電子入札による条件付一般競争入札（取り分け方式）とします。

令和8年6月15日

綾部市長 四方 源太郎

1 工事概要

- (1) 工事番号 第508 21号
- (2) 工 事 名 防災用備蓄倉庫整備工事2
- (3) 工事場所 綾部市上野町外（別添位置図参照）
- (4) 工事概要 綾部小学校、中筋小学校、吉美小学校、綾部中学校、綾部会館、  
宮代コミュニティーセンター 防災用備蓄倉庫新設 7.4㎡×6棟
- (5) 予定工期 令和8年 7月14日から  
令和8年10月11日まで（90日間）

2 入札参加資格

この工事の入札参加資格は、次の要件を全て満たす業者で入札参加資格確認申請に基づき、本市が資格認定したものとします。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 令和8年度綾部市建設工事指名競争入札参加資格者名簿で建築工事のB等級で登録されており、令和8年4月1日以降継続して綾部市内に本店を有する単体業者で、申請日時点において綾部市の指名停止及び市が締結する契約等からの除外措置を受けていないこと。
- (3) 建築工事に係る綾部市発注工事で、令和7年1月1日から令和7年12月31日の間において、完了工事の成績評点が60点に満たない評定を受けていないこと。
- (4) 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある現場代理人、主任技術者が配置できること。  
なお、ここでいう「恒常的な雇用関係」とは、この一般競争入札参加資格確認申請書の提出日以前に3箇月以上の雇用関係があることをいう。

3 提出書類

(1) 一般競争入札参加資格確認申請書

電子入札システムから一般競争入札参加資格確認申請書を提出すること。ただし、紙入札希望業者は「紙入札方式参加承諾願」（別記様式―1）とともに「一般競争入札参加資格確認申請書」（別記様式―2）2部を監理課へ持参により提出すること。

(2) 配置予定者名簿

電子入札システムで、一般競争入札参加資格確認申請書の添付資料に「配置予定者名簿」（別記様式一３）を添付して提出すること。添付するファイルの形式及び容量については「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第７条によること。

ただし、紙入札希望業者は（１）の承諾願及び申請書とともに「配置予定者名簿」を監理課へ持参により提出すること。

#### ４ 設計図書の閲覧及び入札参加資格確認申請書の受付

##### （１）設計図書の閲覧

①期間 令和８年６月１５日（月）午前９時から

②方法 京都府入札情報公開システムからのダウンロードを基本とします。

([https://kyoto.efftis.jp/26000/CALS/PPI\\_P/](https://kyoto.efftis.jp/26000/CALS/PPI_P/))

ただし、これによりがたい場合は有償での配布としますので、希望者は事前に監理課まで連絡をお願いします。配布場所は綾部市建設部監理課契約・指導検査担当（本庁東３階）とします。

##### （２）入札参加資格確認申請書の受付

①期間 令和８年６月１８日（木）午前９時から午後６時まで

令和８年６月１９日（金）午前９時から正午まで

ただし、紙入札希望業者の提出で６月１８日については午前９時から正午までと午後１時から午後５時までとします。

②方法 電子入札システムからの提出とします。ただし、紙入札希望業者は、監理課への持参による提出とします。

#### ５ 入札参加資格確認通知について

（１）一般競争入札参加資格確認通知書については、令和８年６月下旬に電子入札システムで通知します。ただし、紙入札希望業者には郵送で通知します。

（２）資格なしの通知を受けた者は、通知した日から起算して５日以内に、書面によりその理由について説明を求めることができます。

#### ６ 設計図書等に係る質疑の受付及び回答

①期間 令和８年６月２５日（木）から

令和８年６月２６日（金）正午まで

②方法 綾部市指定の「質疑書」により提出するものとします。「質疑書」の提出は、監理課への持参、ファックス、メールのいずれかによることとしますが、持参の場合は開庁日の午前９時から正午までと午後１時から午後５時（最終日は正午）までとします。

③対象 入札参加資格者の「質疑書」のみ受け付けます。

④回答 令和８年６月３０日（火）午後５時までに京都府入札情報公開システムに掲載します。ただし、紙入札希望業者には同日午後５時までにファックスにて回答します。なお、質疑の無い場合は回答の掲載等はいりません。

## 7 入札期間及び開札の日時

### (1) 入札期間

①日時 令和8年7月6日（月）午前9時から午後6時まで  
令和8年7月7日（火）午前9時から午後2時まで  
ただし、紙入札者の提出は7月6日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時までと、7月7日の午前9時から正午までと午後1時から午後2時までとします。

②方法 電子入札システムからの提出とします。  
(<https://kyoto.efftis.jp/26000/CALS/Accepter/>)  
工事内訳書を必ず添付してください。添付するファイルの形式及び容量については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第11条によること。  
ただし、紙入札者は、監理課への持参による提出とします。作成方法については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第19条第4項によること。

### (2) 開札の日時

令和8年7月8日（水）午前9時30分

## 8 入札保証金

入札保証金については、綾部市会計規則（昭和57年綾部市規則第2号）第77条第1項第2号及び第3号により免除します。

## 9 落札者の決定方法

綾部市会計規則第78条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

ただし、この工事は最低制限価格を設けているため、最低制限価格未満で入札した者は失格とします。

## 10 入札の無効

入札の無効については、「綾部市工事等競争入札心得」第12条によることとします。

また、他の工事の受注等により、「配置予定者名簿」の配置ができないと認められる場合は、本件の入札を無効とします。

## 11 郵送による入札の可否

郵送による入札は認めません。

## 12 最低制限価格の算出式について

この工事については、綾部市の「建設工事にかかる最低制限価格について 令和7年4月1日改正」の「建築 建築工事（No. 5）」の算出式を適用とします。

### 13 その他

- (1) 工事概要、工事内容に関する問い合わせは、入札参加資格確認通知までは受け付けません。
- (2) 入札参加者は、本公告文、設計図書、仕様書及び契約書を熟読し、綾部市公共工事等電子入札運用基準、綾部市工事等競争入札心得を遵守してください。
- (3) 入札参加資格確認後、入札日までに本入札を辞退するときは、電子入札システムへの入札辞退届の登録又は綾部市指定の「入札辞退届」を提出してください。
- (4) 入札参加資格者であっても、入札日までに入札参加資格を満たさなくなったり、関係法令に違反するなど、明らかに契約の相手方として不適当であると認められた場合は、入札参加資格を取り消し文書で通知します。
- (5) 本案件は募集型競争入札のため、入札締切予定日時を過ぎて入札書が未到達であり、かつ、入札辞退の手続を行っていない場合においては、「不着」として取扱うこととし、次回以降直近の同種案件において入札参加を認めません。
- (6) 本工事は、次のとおり綾部市建設工事の競争入札における取り分け方式実施要領の対象工事とします。

(取り分け方式の適用工事)

| 対象工事番号及び工事名                  | 落札決定順位 | 備 考 |
|------------------------------|--------|-----|
| 第508 21号<br>防災用備蓄倉庫整備工事2     | 1      | 本案件 |
| 第508 22号<br>防災用備蓄倉庫整備工事3     | 2      |     |
| 第508 23号<br>防災用備蓄倉庫整備工事1     | 3      |     |
| 第508 24号<br>中筋公民館雨樋等改修工事     | 4      |     |
| 第508 25号<br>綾部小学校給食調理室屋根改修工事 | 5      |     |

### 14 問い合わせ先

綾部市建設部監理課契約・指導検査担当

郵便番号 623-8501

所在地 京都府綾部市若竹町8-1 綾部市役所本庁東3階

電話番号 0773-42-4276 (直通)

FAX番号 0773-42-4406 (代表)

E-mail kanri@city.ayabe.lg.jp

様式－ 1

## 紙入札方式参加承諾願

1 工事番号 .....

2 工 事 名 .....

3 場 所 .....

4 電子入札システムでの参加ができない理由

.....  
.....  
.....  
.....

上記の案件は、電子入札対象案件ではありますが、今回は当社においては上記理由により電子入札システムを利用しての参加ができないため、紙入札方式での参加を承諾いただきますようお願いいたします。

令和      年      月      日

住      所

氏      名

㊞

綾 部 市 長      様

様式－ 2

## 一般競争入札参加資格確認申請書

令和 年 月 日

綾 部 市 長 様

住 所

氏 名

印

電 話 番 号

F A X 番 号

下記工事の建設工事請負契約に係る条件付一般競争入札に参加したいので、参加資格確認申請書を提出します。

記

工 事 番 号

工 事 名

工 事 場 所

様式－ 3

## 配 置 予 定 者 名 簿

工 事 番 号：

工 事 名：

商号及び名称：

|   | 現 場 代 理 人        |                                        | 主 任 技 術 者        |                                        |
|---|------------------|----------------------------------------|------------------|----------------------------------------|
| 1 | (氏 名)            |                                        | (氏 名)            |                                        |
|   | 手<br>持<br>工<br>事 | (工 事 名)<br>(請負金額)<br>(役 職 名)<br>(完了予定) | 手<br>持<br>工<br>事 | (工 事 名)<br>(請負金額)<br>(役 職 名)<br>(完了予定) |
| 2 | (氏 名)            |                                        | (氏 名)            |                                        |
|   | 手<br>持<br>工<br>事 | (工 事 名)<br>(請負金額)<br>(役 職 名)<br>(完了予定) | 手<br>持<br>工<br>事 | (工 事 名)<br>(請負金額)<br>(役 職 名)<br>(完了予定) |
| 3 | (氏 名)            |                                        | (氏 名)            |                                        |
|   | 手<br>持<br>工<br>事 | (工 事 名)<br>(請負金額)<br>(役 職 名)<br>(完了予定) | 手<br>持<br>工<br>事 | (工 事 名)<br>(請負金額)<br>(役 職 名)<br>(完了予定) |
| 4 | (氏 名)            |                                        | (氏 名)            |                                        |
|   | 手<br>持<br>工<br>事 | (工 事 名)<br>(請負金額)<br>(役 職 名)<br>(完了予定) | 手<br>持<br>工<br>事 | (工 事 名)<br>(請負金額)<br>(役 職 名)<br>(完了予定) |
| 5 | (氏 名)            |                                        | (氏 名)            |                                        |
|   | 手<br>持<br>工<br>事 | (工 事 名)<br>(請負金額)<br>(役 職 名)<br>(完了予定) | 手<br>持<br>工<br>事 | (工 事 名)<br>(請負金額)<br>(役 職 名)<br>(完了予定) |

## 【記載上の注意事項】

### 1) 配置予定者 共通

- 1 申請段階で配置可能な方を上段に記載してください。組み合わせの制限はありませんので、それぞれに配置可能な方の氏名のみを5名以内で記載してください。
- 2 下段には、手持工事の有無について記載し、手持ち工事がある場合は、全ての工事について工事名、請負金額、役職名、完了予定日を記載してください。（ただし、当該工事と工期が重複する工事の現場代理人や専任を要する技術者の場合は、配置予定者が変更可能な場合及び下記に示す現場代理人、主任技術者それぞれの兼務条件を満たす方のみとします。）
- 3 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある方で、「建設工事入札参加資格審査申請書」に添付された現場代理人名簿又は技術者名簿から選定してください。（ただし、新たに採用された技術者を配置する場合は、この申請までに入札参加資格記載事項変更届を監理課へ提出してください。）

### 2) 主任技術者

- 1 建築工事にかかる技術資格を有した方を記載してください。
- 2 請負金額が9,000万円未満の場合は、他の工事の非専任の主任技術者を兼務して配置することができますが、請負金額が9,000万円以上となる場合は専任の主任技術者となるため、特別な場合を除き、営業所専任の技術者や他の工事の主任技術者を兼務して配置することはできません。（ただし、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合（以下「近接関連工事」）は、同一の専任の主任技術者が兼務することができます。）
- 3 非専任の主任技術者が現場代理人を兼務する場合は、兼務する工事の当初請負額の合計が9,000万円未満とします。（ただし、増額等により専任義務工事となった場合は上記2と同様の取り扱いとします。）
- 4 請負金額にかかわらず入札公告等で専任を条件としている場合は兼務できません。

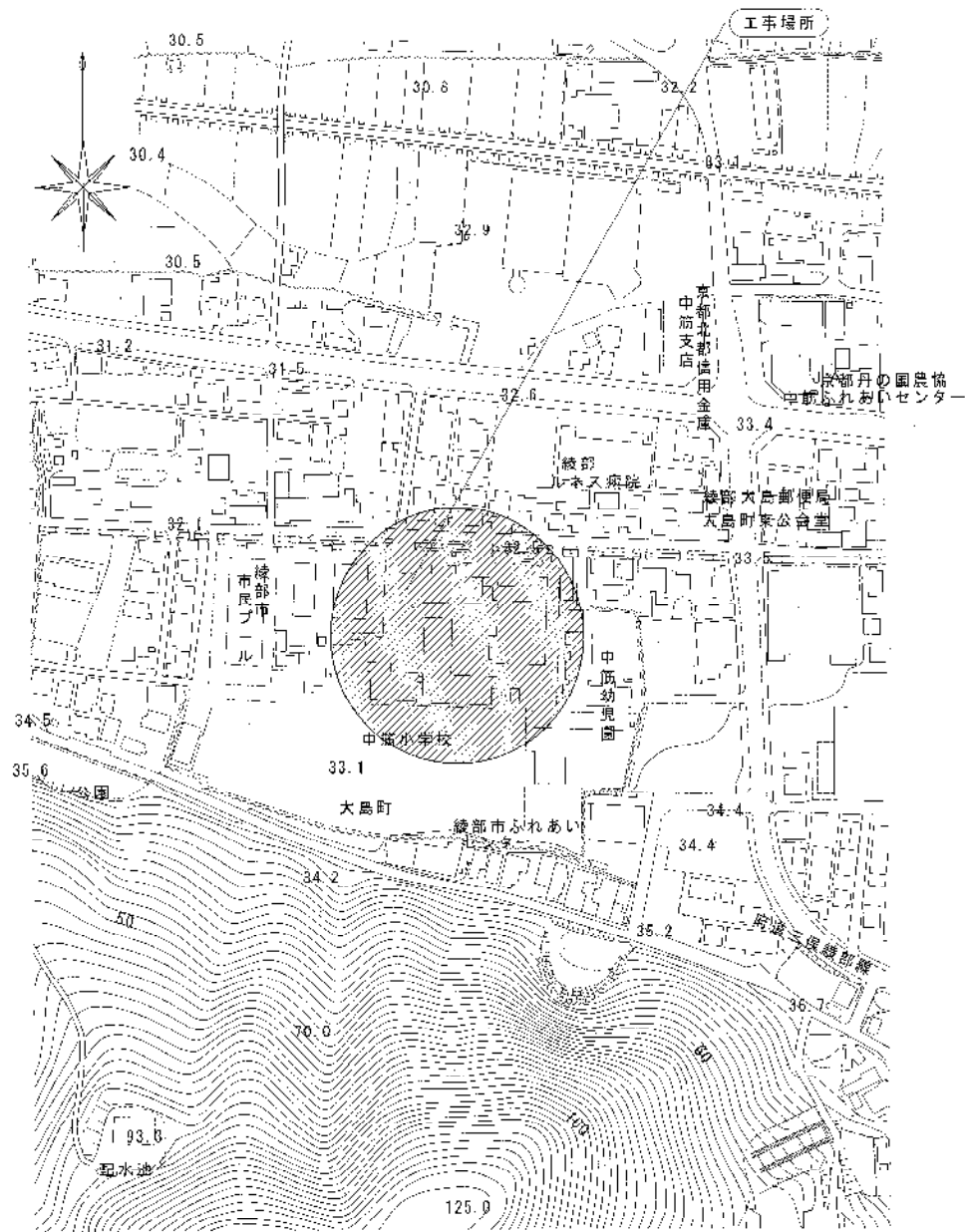
### 3) 現場代理人

- 1 本工事期間中、工事現場に常駐できる方を記載してください。（ただし、工事請負契約書第10条第3項に規定する「現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がない場合」と発注者が認める期間は除きます。）
- 2 他の工事との兼務は出来ません。（ただし、以下に示す場合は複数の工事を兼務することができます。）
  - (1) 3)の1に規定する期間。
  - (2) 一件の入札で複数の契約をする場合。
  - (3) 現場代理人が兼務する場合の共通条件として、以下の全てを満たす工事とします。（ただし、公告等で専任を条件としている場合は除く。）

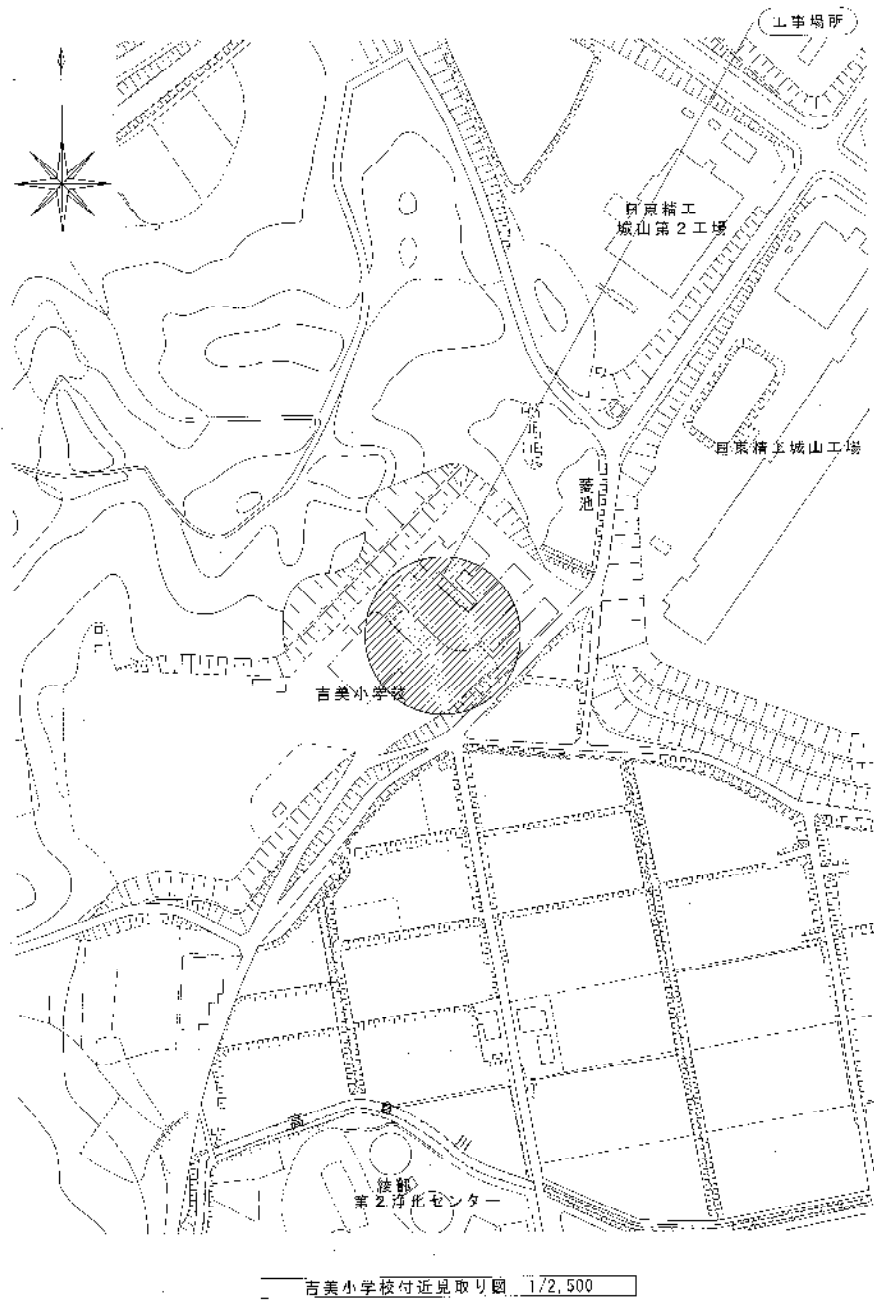
- ・兼務する工事が２件までであること。（ただし、災害復旧工事を含む場合は、既発注分も含め３件までとする。）
  - ・兼務する工事が、綾部市又は国、地方公共団体等の発注する工事であること。  
（ただし、綾部市と異なる発注機関の工事が含まれる場合は、他の発注機関が現場代理人の兼務を了承していること。）
  - ・兼務する綾部市の工事現場に現場代理人又は連絡員が駐在すること。
  - ・兼務するいずれかの現場に現場代理人が駐在すること。
  - ・連絡員及び連絡体制は、工事打合簿で明確にすること。また、連絡員は、元請業者の社員の他一次下請業者の社員でも可能としますが、ガードマンや一次以外の下請業者の社員等は連絡員にはなれません。
- （４）兼務する工事が技術者非専任の場合は、上記（３）に示す共通条件の他、次の全てを満たす工事とします。
- ・兼務する工事が、綾部市内であること。
  - ・兼務する工事の当初請負金額の合計が９，０００万円未満であること。
- （５）兼務するいずれかの工事が主任技術者専任の場合は、上記（３）に示す共通条件の他、近接関連工事であること。

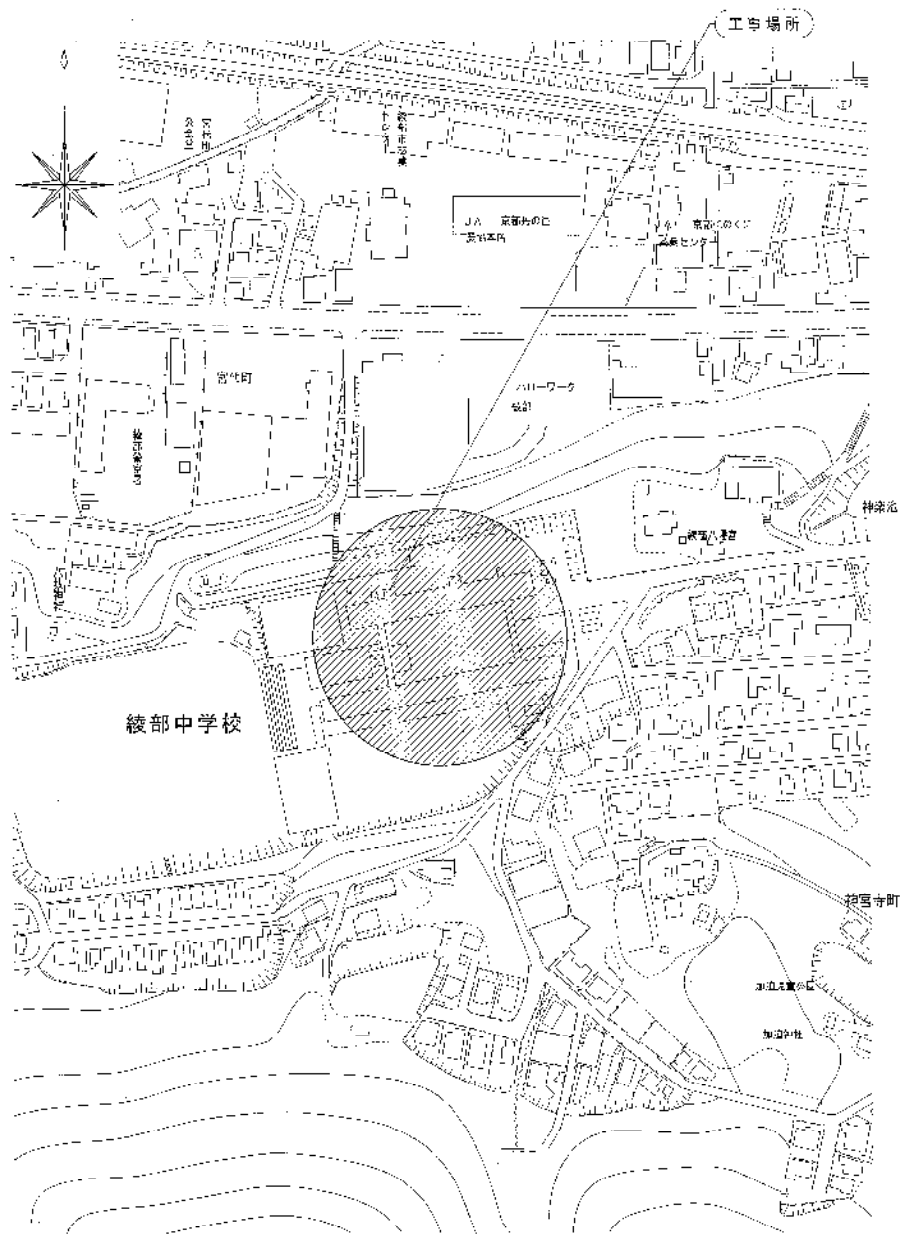


横部小学校付近見取り図 1/3,000

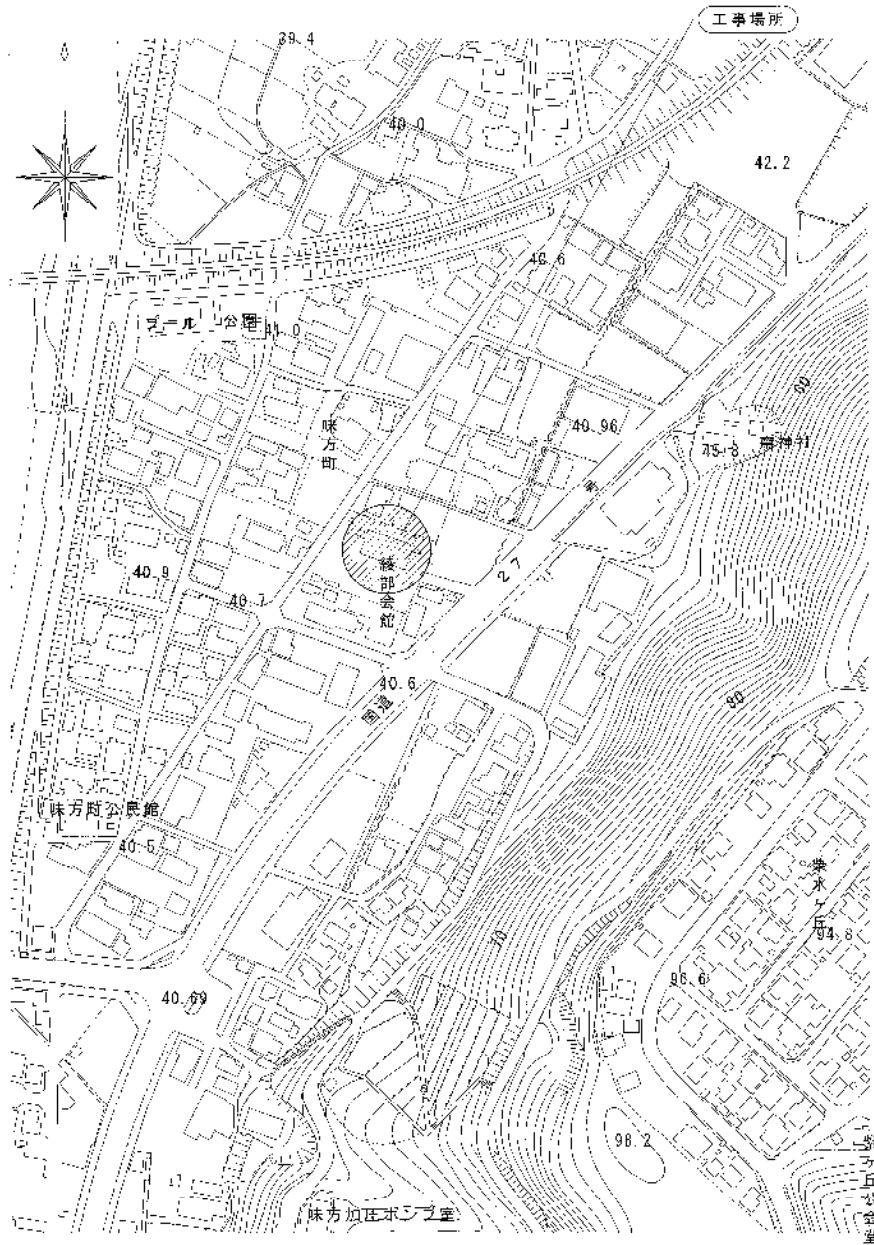


中筋小学校付近見取り図 1/2,500

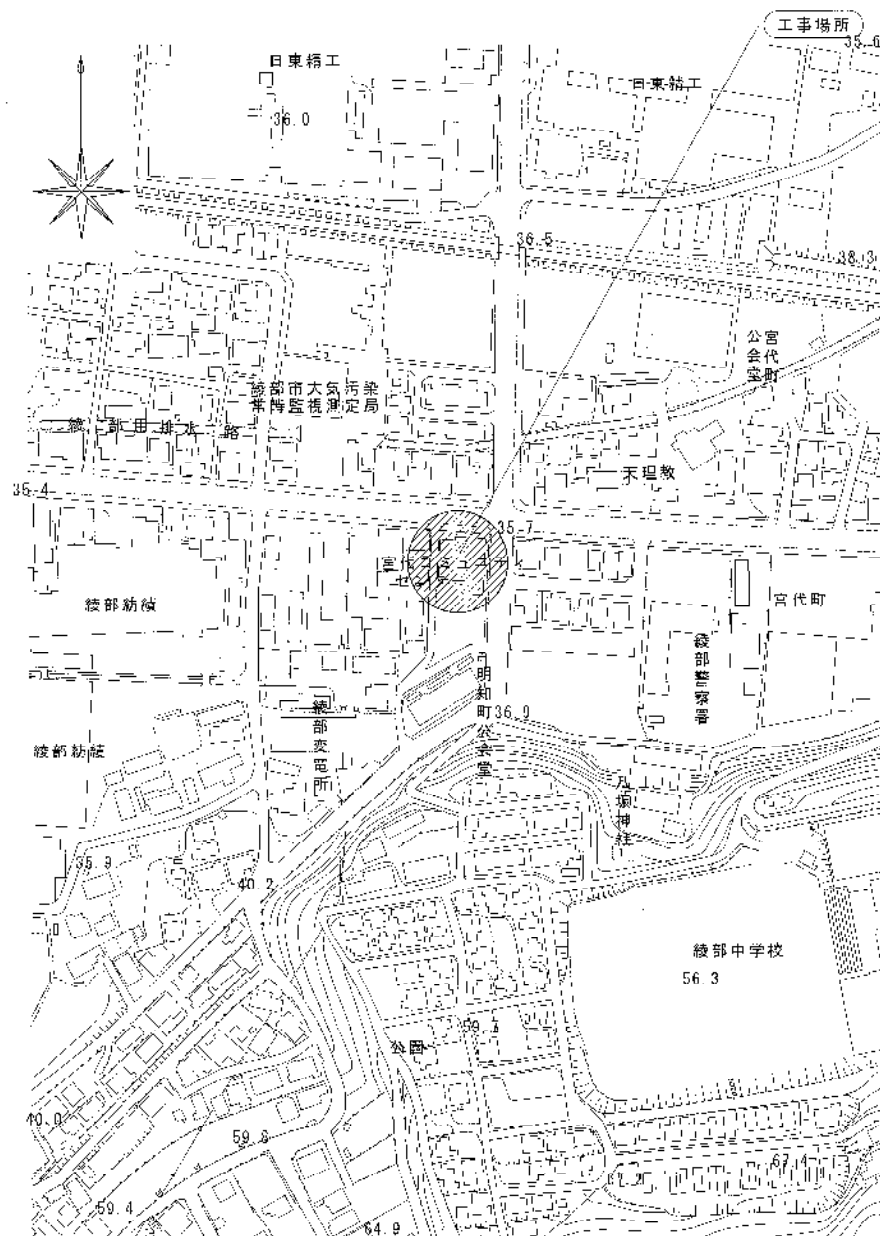




綾部中学校付近見取り図 1/2,500



綾部会館付近見取り図 1/2,000



宮代コミュニティーセンター付近見取り図 1/2,500.

綾部市公告第69号

防災用備蓄倉庫整備工事3に係る入札参加資格について、次のとおりお知らせしますので、入札参加希望者は申請してください。なお、この工事の入札は電子入札による条件付一般競争入札（取り分け方式）とします。

令和8年6月15日

綾部市長 四方 源太郎

1 工事概要

- (1) 工事番号 第508 22号
- (2) 工 事 名 防災用備蓄倉庫整備工事3
- (3) 工事場所 綾部市栗町外（別添位置図参照）
- (4) 工事概要 豊里小学校、物部小学校、志賀小学校、豊里中学校、何北中学校、物部会館 防災用備蓄倉庫新設 7.4m<sup>2</sup>×6棟
- (5) 予定工期 令和8年 7月14日から  
令和8年10月11日まで（90日間）

2 入札参加資格

この工事の入札参加資格は、次の要件を全て満たす業者で入札参加資格確認申請に基づき、本市が資格認定したものとします。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 令和8年度綾部市建設工事指名競争入札参加資格者名簿で建築工事のB等級で登録されており、令和8年4月1日以降継続して綾部市内に本店を有する単体業者で、申請日時点において綾部市の指名停止及び市が締結する契約等からの除外措置を受けていないこと。
- (3) 建築工事に係る綾部市発注工事で、令和7年1月1日から令和7年12月31日の間において、完了工事の成績評点が60点に満たない評定を受けていないこと。
- (4) 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある現場代理人、主任技術者が配置できること。  
なお、ここでいう「恒常的な雇用関係」とは、この一般競争入札参加資格確認申請書の提出日以前に3箇月以上の雇用関係があることをいう。

3 提出書類

(1) 一般競争入札参加資格確認申請書

電子入札システムから一般競争入札参加資格確認申請書を提出すること。ただし、紙入札希望業者は「紙入札方式参加承諾願」（別記様式—1）とともに「一般競争入札参加資格確認申請書」（別記様式—2）2部を監理課へ持参により提出すること。

(2) 配置予定者名簿

電子入札システムで、一般競争入札参加資格確認申請書の添付資料に「配置予定者名簿」（別記様式一３）を添付して提出すること。添付するファイルの形式及び容量については「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第７条によること。

ただし、紙入札希望業者は（１）の承諾願及び申請書とともに「配置予定者名簿」を監理課へ持参により提出すること。

#### ４ 設計図書の閲覧及び入札参加資格確認申請書の受付

##### （１）設計図書の閲覧

①期間 令和８年６月１５日（月）午前９時から

②方法 京都府入札情報公開システムからのダウンロードを基本とします。

([https://kyoto.efftis.jp/26000/CALS/PPI\\_P/](https://kyoto.efftis.jp/26000/CALS/PPI_P/))

ただし、これによりがたい場合は有償での配布としますので、希望者は事前に監理課まで連絡をお願いします。配布場所は綾部市建設部監理課契約・指導検査担当（本庁東３階）とします。

##### （２）入札参加資格確認申請書の受付

①期間 令和８年６月１８日（木）午前９時から午後６時まで

令和８年６月１９日（金）午前９時から正午まで

ただし、紙入札希望業者の提出で６月１８日については午前９時から正午までと午後１時から午後５時までとします。

②方法 電子入札システムからの提出とします。ただし、紙入札希望業者は、監理課への持参による提出とします。

#### ５ 入札参加資格確認通知について

（１）一般競争入札参加資格確認通知書については、令和８年６月下旬に電子入札システムで通知します。ただし、紙入札希望業者には郵送で通知します。

（２）資格なしの通知を受けた者は、通知した日から起算して５日以内に、書面によりその理由について説明を求めることができます。

#### ６ 設計図書等に係る質疑の受付及び回答

①期間 令和８年６月２５日（木）から

令和８年６月２６日（金）正午まで

②方法 綾部市指定の「質疑書」により提出するものとします。「質疑書」の提出は、監理課への持参、ファックス、メールのいずれかによることとしますが、持参の場合は開庁日の午前９時から正午までと午後１時から午後５時（最終日は正午）までとします。

③対象 入札参加資格者の「質疑書」のみ受け付けます。

④回答 令和８年６月３０日（火）午後５時までに京都府入札情報公開システムに掲載します。ただし、紙入札希望業者には同日午後５時までにファックスにて回答します。なお、質疑の無い場合は回答の掲載等はいりません。

## 7 入札期間及び開札の日時

### (1) 入札期間

- ①日時 令和8年7月6日（月）午前9時から午後6時まで  
令和8年7月7日（火）午前9時から午後2時まで  
ただし、紙入札者の提出は7月6日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時までと、7月7日の午前9時から正午までと午後1時から午後2時までとします。
- ②方法 電子入札システムからの提出とします。  
(<https://kyoto.efftis.jp/26000/CALS/Accepter/>)  
工事内訳書を必ず添付してください。添付するファイルの形式及び容量については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第11条によること。  
ただし、紙入札者は、監理課への持参による提出とします。作成方法については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第19条第4項によること。

### (2) 開札の日時

令和8年7月8日（水）午前9時50分

## 8 入札保証金

入札保証金については、綾部市会計規則（昭和57年綾部市規則第2号）第77条第1項第2号及び第3号により免除します。

## 9 落札者の決定方法

綾部市会計規則第78条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

ただし、この工事は最低制限価格を設けているため、最低制限価格未滿で入札した者は失格とします。

## 10 入札の無効

入札の無効については、「綾部市工事等競争入札心得」第12条によることとします。

また、他の工事の受注等により、「配置予定者名簿」の配置ができないと認められる場合は、本件の入札を無効とします。

## 11 郵送による入札の可否

郵送による入札は認めません。

## 12 最低制限価格の算出式について

この工事については、綾部市の「建設工事にかかる最低制限価格について 令和7年4月1日改正」の「建築 建築工事（No. 5）」の算出式を適用とします。

## 13 その他

- (1) 工事概要、工事内容に関する問い合わせは、入札参加資格確認通知までは受け付けません。
- (2) 入札参加者は、本公告文、設計図書、仕様書及び契約書を熟読し、綾部市公共工事等電子入札運用基準、綾部市工事等競争入札心得を遵守してください。
- (3) 入札参加資格確認後、入札日までに本入札を辞退するときは、電子入札システムへの入札辞退届の登録又は綾部市指定の「入札辞退届」を提出してください。
- (4) 入札参加資格者であっても、入札日までに入札参加資格を満たさなくなったり、関係法令に違反するなど、明らかに契約の相手方として不適当であると認められた場合は、入札参加資格を取り消し文書で通知します。
- (5) 本案件は募集型競争入札のため、入札締切予定日時を過ぎて入札書が未到達であり、かつ、入札辞退の手続を行っていない場合においては、「不着」として取扱うこととし、次回以降直近の同種案件において入札参加を認めません。
- (6) 本工事は、次のとおり綾部市建設工事の競争入札における取り抜け方式実施要領の対象工事とします。

(取り抜け方式の適用工事)

| 対象工事番号及び工事名                       | 落札決定順位 | 備 考 |
|-----------------------------------|--------|-----|
| 第 5 0 8 2 1 号<br>防災用備蓄倉庫整備工事 2    | 1      |     |
| 第 5 0 8 2 2 号<br>防災用備蓄倉庫整備工事 3    | 2      | 本案件 |
| 第 5 0 8 2 3 号<br>防災用備蓄倉庫整備工事 1    | 3      |     |
| 第 5 0 8 2 4 号<br>中筋公民館雨樋等改修工事     | 4      |     |
| 第 5 0 8 2 5 号<br>綾部小学校給食調理室屋根改修工事 | 5      |     |

## 14 問い合わせ先

綾部市建設部監理課契約・指導検査担当

郵便番号 6 2 3 - 8 5 0 1

所 在 地 京都府綾部市若竹町 8 - 1 綾部市役所本庁東 3 階

電話番号 0 7 7 3 - 4 2 - 4 2 7 6 (直通)

FAX番号 0 7 7 3 - 4 2 - 4 4 0 6 (代表)

E-mail kanri@city.ayabe.lg.jp

様式－ 1

## 紙入札方式参加承諾願

1 工事番号 .....

2 工 事 名 .....

3 場 所 .....

4 電子入札システムでの参加ができない理由

.....  
 .....  
 .....

上記の案件は、電子入札対象案件ではありますが、今回は当社においては上記理由により電子入札システムを利用しての参加ができないため、紙入札方式での参加を承諾いただきますようお願いいたします。

令和      年      月      日

住      所

氏      名

㊞

綾 部 市 長      様

様式－ 2

## 一般競争入札参加資格確認申請書

令和 年 月 日

綾 部 市 長 様

住 所

氏 名

㊞

電 話 番 号

F A X 番 号

下記工事の建設工事請負契約に係る条件付一般競争入札に参加したいので、参加資格確認申請書を提出します。

記

工 事 番 号

工 事 名

工 事 場 所

様式－ 3

## 配 置 予 定 者 名 簿

工 事 番 号：

工 事 名：

商号及び名称：

|   | 現 場 代 理 人        |                                        | 主 任 技 術 者        |                                        |
|---|------------------|----------------------------------------|------------------|----------------------------------------|
| 1 | (氏 名)            |                                        | (氏 名)            |                                        |
|   | 手<br>持<br>工<br>事 | (工 事 名)<br>(請負金額)<br>(役 職 名)<br>(完了予定) | 手<br>持<br>工<br>事 | (工 事 名)<br>(請負金額)<br>(役 職 名)<br>(完了予定) |
| 2 | (氏 名)            |                                        | (氏 名)            |                                        |
|   | 手<br>持<br>工<br>事 | (工 事 名)<br>(請負金額)<br>(役 職 名)<br>(完了予定) | 手<br>持<br>工<br>事 | (工 事 名)<br>(請負金額)<br>(役 職 名)<br>(完了予定) |
| 3 | (氏 名)            |                                        | (氏 名)            |                                        |
|   | 手<br>持<br>工<br>事 | (工 事 名)<br>(請負金額)<br>(役 職 名)<br>(完了予定) | 手<br>持<br>工<br>事 | (工 事 名)<br>(請負金額)<br>(役 職 名)<br>(完了予定) |
| 4 | (氏 名)            |                                        | (氏 名)            |                                        |
|   | 手<br>持<br>工<br>事 | (工 事 名)<br>(請負金額)<br>(役 職 名)<br>(完了予定) | 手<br>持<br>工<br>事 | (工 事 名)<br>(請負金額)<br>(役 職 名)<br>(完了予定) |
| 5 | (氏 名)            |                                        | (氏 名)            |                                        |
|   | 手<br>持<br>工<br>事 | (工 事 名)<br>(請負金額)<br>(役 職 名)<br>(完了予定) | 手<br>持<br>工<br>事 | (工 事 名)<br>(請負金額)<br>(役 職 名)<br>(完了予定) |

## 【記載上の注意事項】

**1) 配置予定者 共通**

- 1 申請段階で配置可能な方を上段に記載してください。組み合わせの制限はありませんので、それぞれに配置可能な方の氏名のみを5名以内で記載してください。
- 2 下段には、手持工事の有無について記載し、手持ち工事がある場合は、全ての工事について工事名、請負金額、役職名、完了予定日を記載してください。（ただし、当該工事と工期が重複する工事の現場代理人や専任を要する技術者の場合は、配置予定者が変更可能な場合及び下記に示す現場代理人、主任技術者それぞれの兼務条件を満たす方のみとします。）
- 3 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある方で、「建設工事入札参加資格審査申請書」に添付された現場代理人名簿又は技術者名簿から選定してください。（ただし、新たに採用された技術者を配置する場合は、この申請までに入札参加資格記載事項変更届を監理課へ提出してください。）

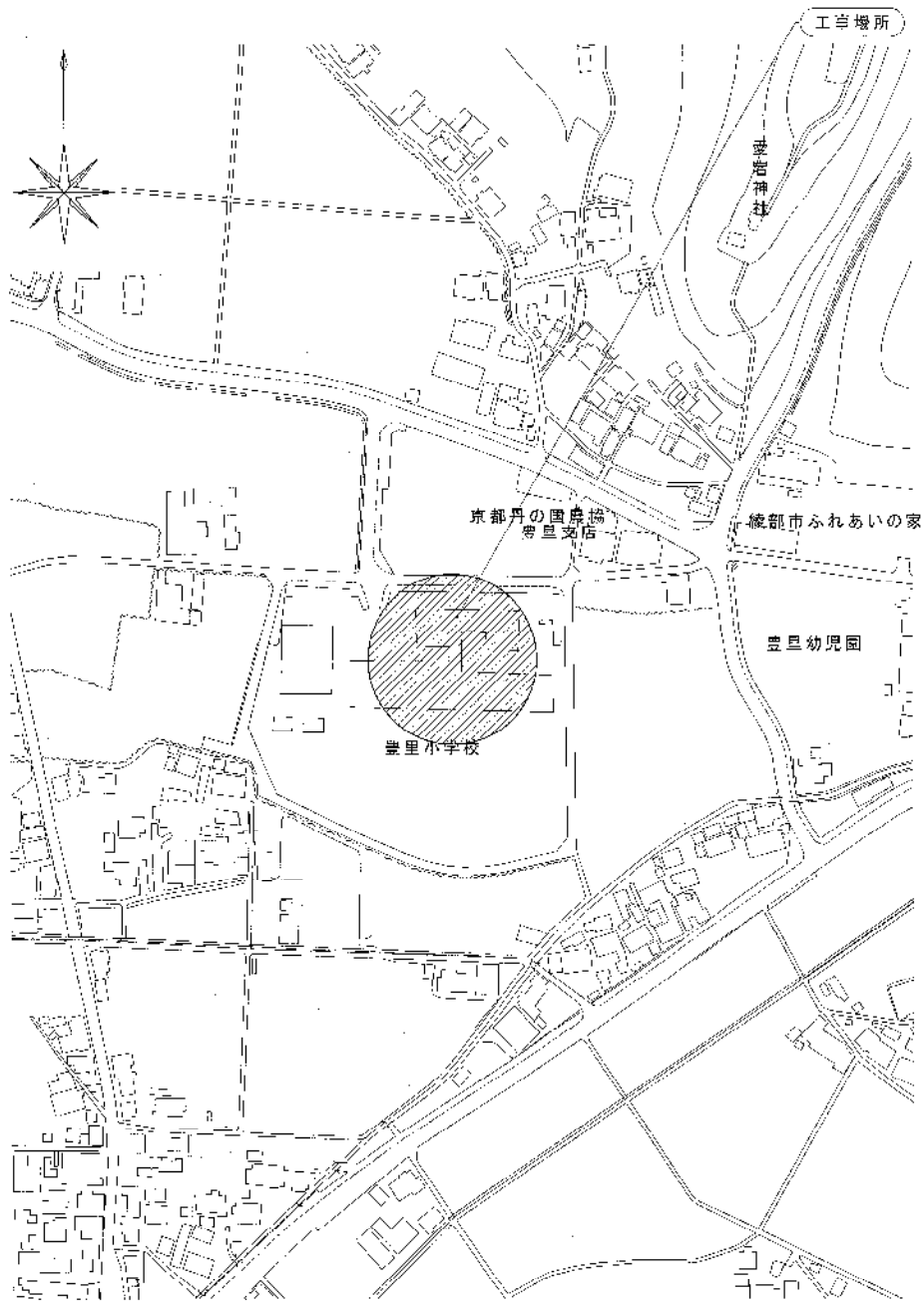
**2) 主任技術者**

- 1 建築工事にかかる技術資格を有した方を記載してください。
- 2 請負金額が9,000万円未満の場合は、他の工事の非専任の主任技術者を兼務して配置することができますが、請負金額が9,000万円以上となる場合は専任の主任技術者となるため、特別な場合を除き、営業所専任の技術者や他の工事の主任技術者を兼務して配置することはできません。（ただし、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合（以下「近接関連工事」）は、同一の専任の主任技術者が兼務することができます。）
- 3 非専任の主任技術者が現場代理人を兼務する場合は、兼務する工事の当初請負額の合計が9,000万円未満とします。（ただし、増額等により専任義務工事となった場合は上記2と同様の取り扱いとします。）
- 4 請負金額にかかわらず入札公告等で専任を条件としている場合は兼務できません。

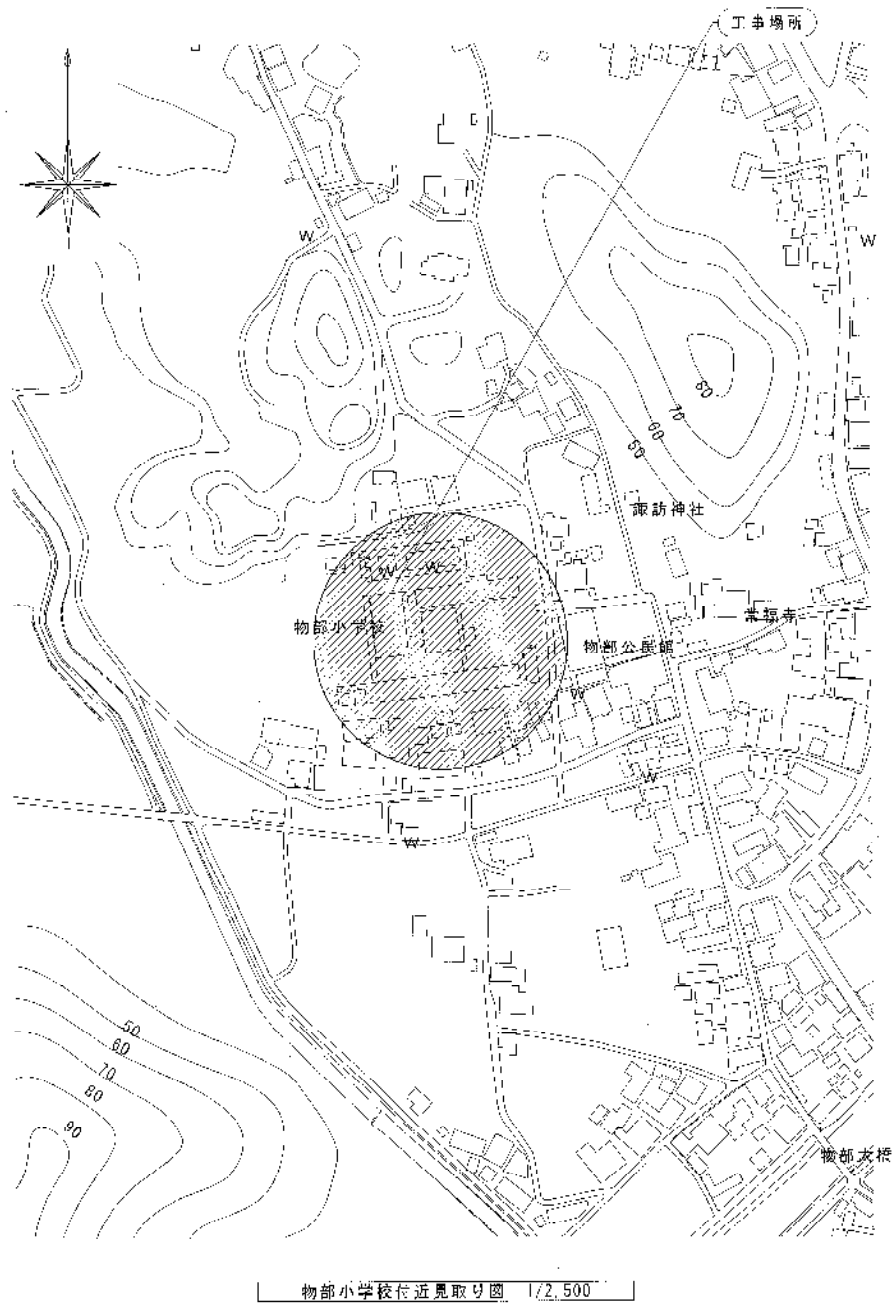
**3) 現場代理人**

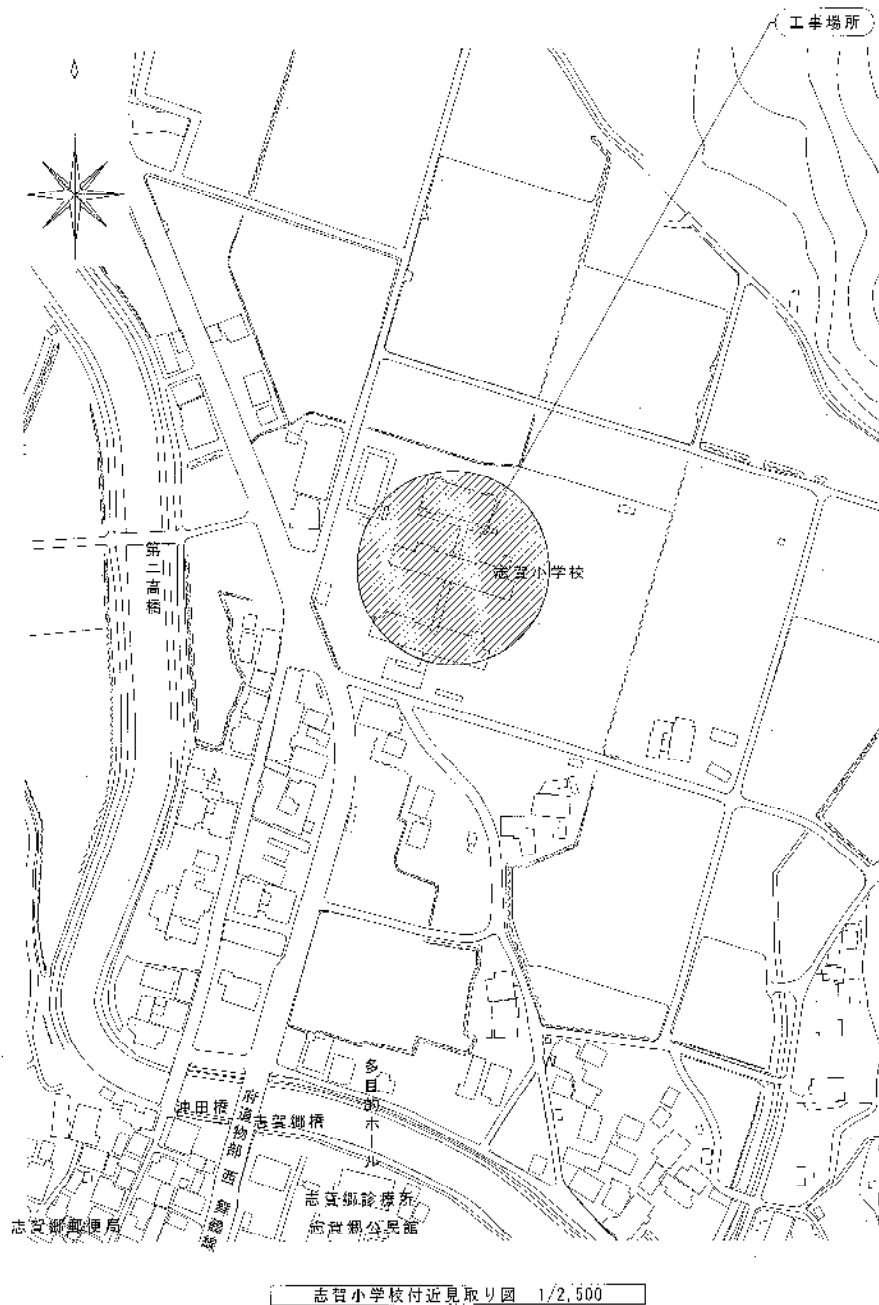
- 1 本工事期間中、工事現場に常駐できる方を記載してください。（ただし、工事請負契約書第10条第3項に規定する「現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がない場合」と発注者が認める期間は除きます。）
- 2 他の工事との兼務は出来ません。（ただし、以下に示す場合は複数の工事を兼務することができます。）
  - (1) 3)の1に規定する期間。
  - (2) 一件の入札で複数の契約をする場合。
  - (3) 現場代理人が兼務する場合の共通条件として、以下の全てを満たす工事とします。（ただし、公告等で専任を条件としている場合は除く。）

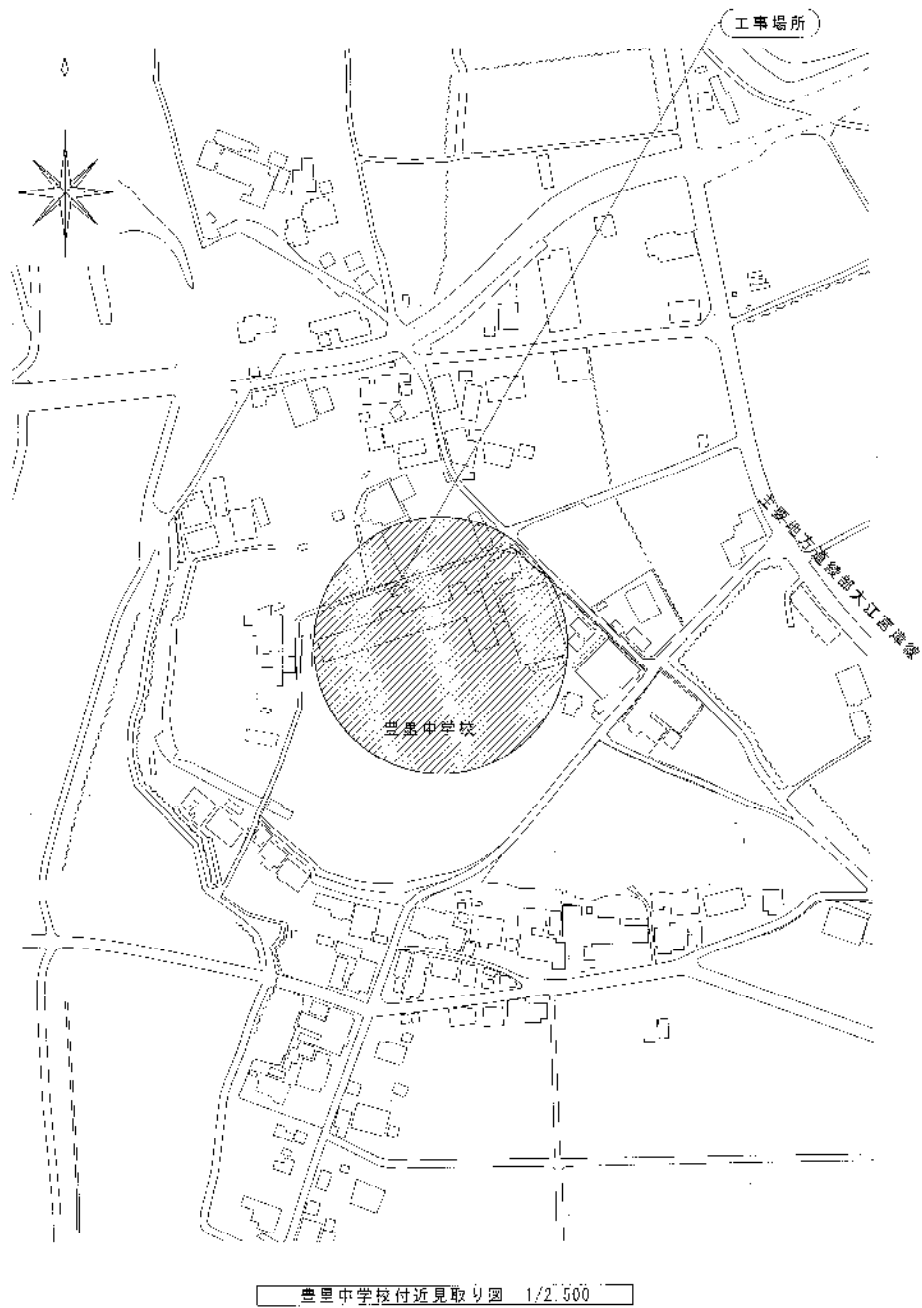
- ・兼務する工事が２件までであること。（ただし、災害復旧工事を含む場合は、既発注分も含め３件までとする。）
  - ・兼務する工事が、綾部市又は国、地方公共団体等の発注する工事であること。  
（ただし、綾部市と異なる発注機関の工事が含まれる場合は、他の発注機関が現場代理人の兼務を了承していること。）
  - ・兼務する綾部市の工事現場に現場代理人又は連絡員が駐在すること。
  - ・兼務するいずれかの現場に現場代理人が駐在すること。
  - ・連絡員及び連絡体制は、工事打合簿で明確にすること。また、連絡員は、元請業者の社員の他一次下請業者の社員でも可能としますが、ガードマンや一次以外の下請業者の社員等は連絡員にはなれません。
- （４）兼務する工事が技術者非専任の場合は、上記（３）に示す共通条件の他、次の全てを満たす工事とします。
- ・兼務する工事が、綾部市内であること。
  - ・兼務する工事の当初請負金額の合計が９，０００万円未満であること。
- （５）兼務するいずれかの工事が主任技術者専任の場合は、上記（３）に示す共通条件の他、近接関連工事であること。

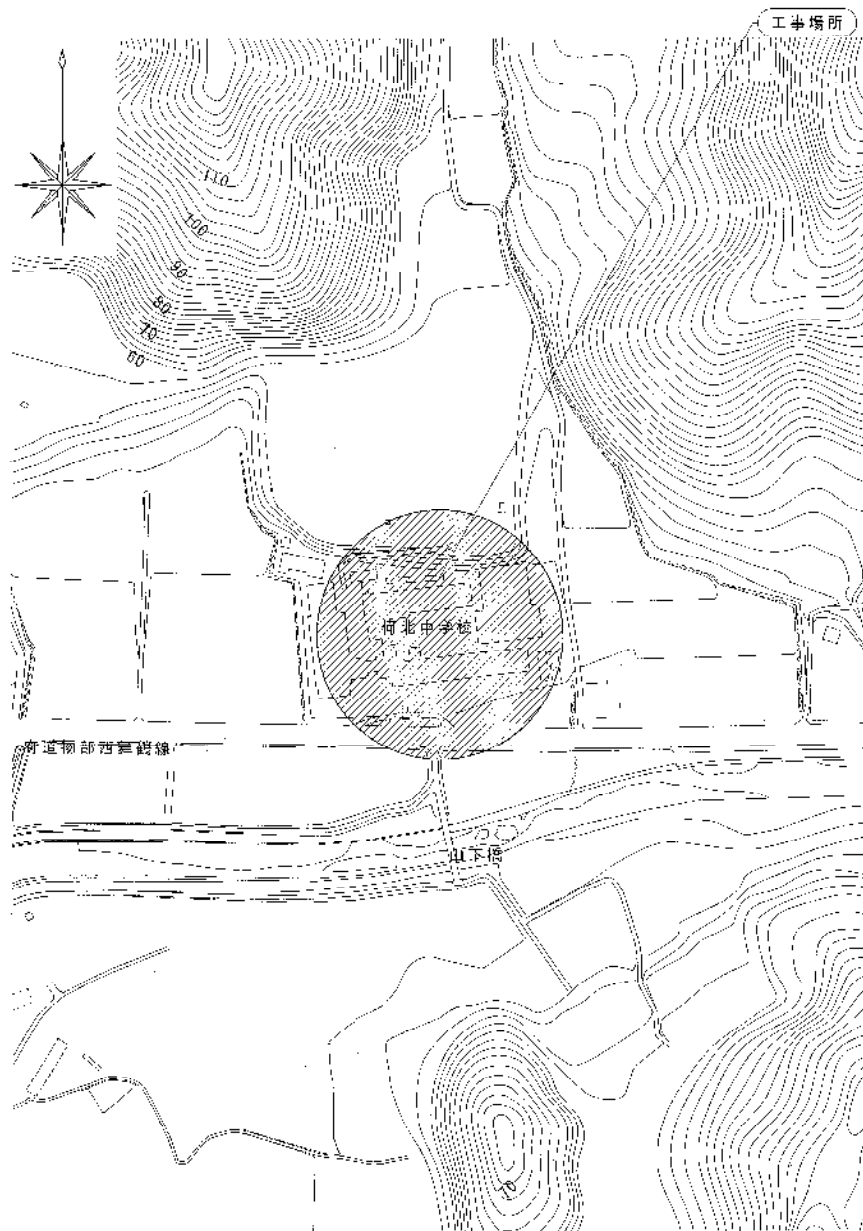


豊里小学校付近見取り図 1/2,500

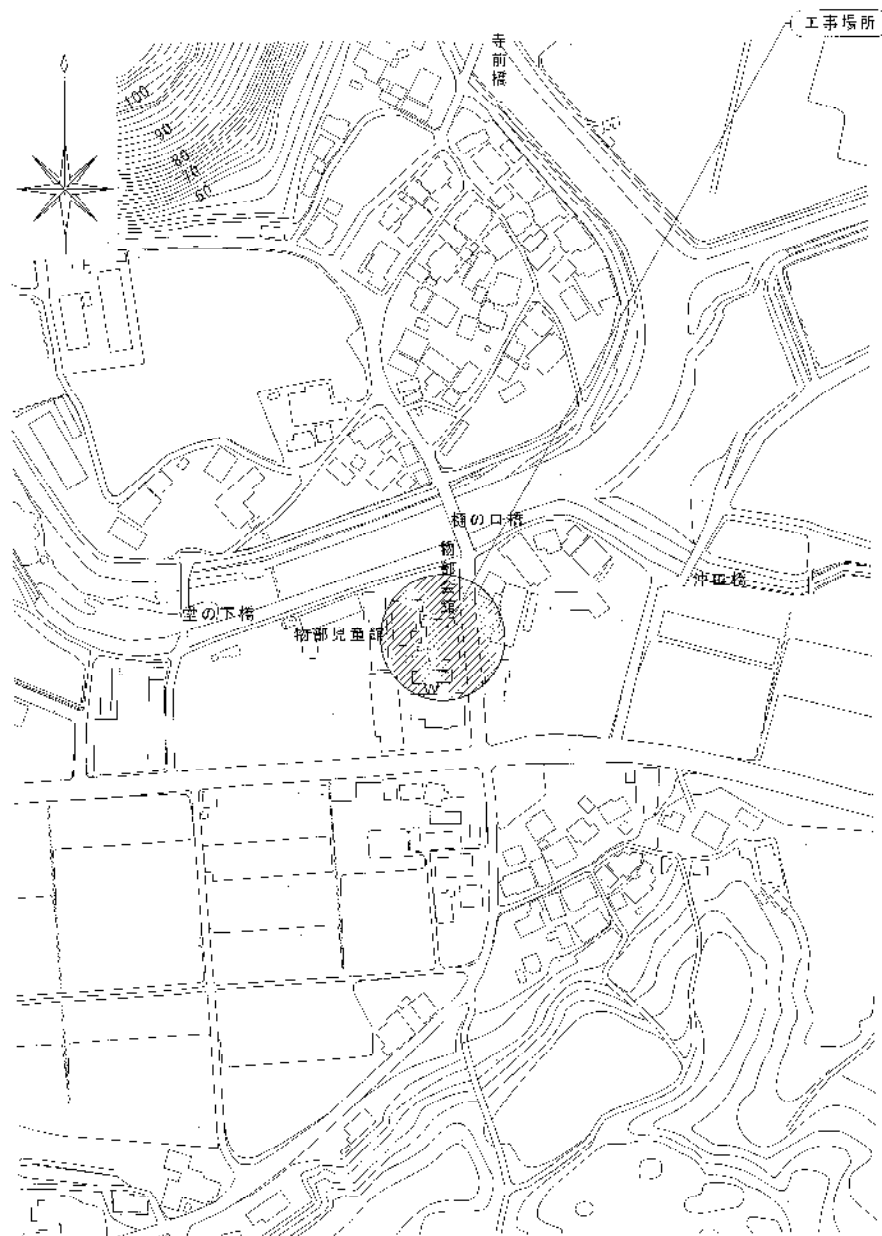








河北中学校付近見取り図 1/2,500



物部会館付近見取り図 1/2,500

綾部市公告第70号

防災用備蓄倉庫整備工事1に係る入札参加資格について、次のとおりお知らせしますので、入札参加希望者は申請してください。なお、この工事の入札は電子入札による条件付一般競争入札（取り分け方式）とします。

令和8年6月15日

綾部市長 四方 源太郎

1 工事概要

- (1) 工事番号 第508 23号
- (2) 工 事 名 防災用備蓄倉庫整備工事1
- (3) 工事場所 綾部市岡安町外（別添位置図参照）
- (4) 工事概要 西八田小学校、東八田小学校、八田中学校、東綾小・中学校、上林小・中学校 防災用備蓄倉庫新設 7.4 m<sup>2</sup>×5棟
- (5) 予定工期 令和8年 7月14日から  
令和8年10月11日まで（90日間）

2 入札参加資格

この工事の入札参加資格は、次の要件を全て満たす業者で入札参加資格確認申請に基づき、本市が資格認定したものとします。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 令和8年度綾部市建設工事指名競争入札参加資格者名簿で建築工事のB等級で登録されており、令和8年4月1日以降継続して綾部市内に本店を有する単体業者で、申請日時点において綾部市の指名停止及び市が締結する契約等からの除外措置を受けていないこと。
- (3) 建築工事に係る綾部市発注工事で、令和7年1月1日から令和7年12月31日の間において、完了工事の成績評点が60点に満たない評定を受けていないこと。
- (4) 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある現場代理人、主任技術者が配置できること。  
なお、ここでいう「恒常的な雇用関係」とは、この一般競争入札参加資格確認申請書の提出日以前に3箇月以上の雇用関係があることをいう。

3 提出書類

- (1) 一般競争入札参加資格確認申請書

電子入札システムから一般競争入札参加資格確認申請書を提出すること。ただし、紙入札希望業者は「紙入札方式参加承諾願」（別記様式―1）とともに「一般競争入札参加資格確認申請書」（別記様式―2）2部を監理課へ持参により提出すること。

- (2) 配置予定者名簿

電子入札システムで、一般競争入札参加資格確認申請書の添付資料に「配置予定者名簿」（別記様式一３）を添付して提出すること。添付するファイルの形式及び容量については「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第７条によること。

ただし、紙入札希望業者は（１）の承諾願及び申請書とともに「配置予定者名簿」を監理課へ持参により提出すること。

#### ４ 設計図書の閲覧及び入札参加資格確認申請書の受付

##### （１）設計図書の閲覧

①期間 令和８年６月１５日（月）午前９時から

②方法 京都府入札情報公開システムからのダウンロードを基本とします。

([https://kyoto.efftis.jp/26000/CALS/PPI\\_P/](https://kyoto.efftis.jp/26000/CALS/PPI_P/))

ただし、これによりがたい場合は有償での配布としますので、希望者は事前に監理課まで連絡をお願いします。配布場所は綾部市建設部監理課契約・指導検査担当（本庁東３階）とします。

##### （２）入札参加資格確認申請書の受付

①期間 令和８年６月１８日（木）午前９時から午後６時まで

令和８年６月１９日（金）午前９時から正午まで

ただし、紙入札希望業者の提出で６月１８日については午前９時から正午までと午後１時から午後５時までとします。

②方法 電子入札システムからの提出とします。ただし、紙入札希望業者は、監理課への持参による提出とします。

#### ５ 入札参加資格確認通知について

（１）一般競争入札参加資格確認通知書については、令和８年６月下旬に電子入札システムで通知します。ただし、紙入札希望業者には郵送で通知します。

（２）資格なしの通知を受けた者は、通知した日から起算して５日以内に、書面によりその理由について説明を求めることができます。

#### ６ 設計図書等に係る質疑の受付及び回答

①期間 令和８年６月２５日（木）から

令和８年６月２６日（金）正午まで

②方法 綾部市指定の「質疑書」により提出するものとします。「質疑書」の提出は、監理課への持参、ファックス、メールのいずれかによることとしますが、持参の場合は開庁日の午前９時から正午までと午後１時から午後５時（最終日は正午）までとします。

③対象 入札参加資格者の「質疑書」のみ受け付けます。

④回答 令和８年６月３０日（火）午後５時までに京都府入札情報公開システムに掲載します。ただし、紙入札希望業者には同日午後５時までにファックスにて回答します。なお、質疑の無い場合は回答の掲載等はいりません。

## 7 入札期間及び開札の日時

### (1) 入札期間

①日時 令和8年7月6日(月) 午前9時から午後6時まで  
令和8年7月7日(火) 午前9時から午後2時まで  
ただし、紙入札者の提出は7月6日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時までと、7月7日の午前9時から正午までと午後1時から午後2時までとします。

②方法 電子入札システムからの提出とします。

(<https://kyoto.efftis.jp/26000/CALS/Accepter/>)

工事内訳書を必ず添付してください。添付するファイルの形式及び容量については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第11条によること。

ただし、紙入札者は、監理課への持参による提出とします。作成方法については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第19条第4項によること。

### (2) 開札の日時

令和8年7月8日(水) 午前10時10分

## 8 入札保証金

入札保証金については、綾部市会計規則(昭和57年綾部市規則第2号)第77条第1項第2号及び第3号により免除します。

## 9 落札者の決定方法

綾部市会計規則第78条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

ただし、この工事は最低制限価格を設けているため、最低制限価格未滿で入札した者は失格とします。

## 10 入札の無効

入札の無効については、「綾部市工事等競争入札心得」第12条によることとします。

また、他の工事の受注等により、「配置予定者名簿」の配置ができないと認められる場合は、本件の入札を無効とします。

## 11 郵送による入札の可否

郵送による入札は認めません。

## 12 最低制限価格の算出式について

この工事については、綾部市の「建設工事にかかる最低制限価格について 令和7年4月1日改正」の「建築 建築工事(No. 5)」の算出式を適用とします。

### 13 その他

- (1) 工事概要、工事内容に関する問い合わせは、入札参加資格確認通知までは受け付けません。
- (2) 入札参加者は、本公告文、設計図書、仕様書及び契約書を熟読し、綾部市公共工事等電子入札運用基準、綾部市工事等競争入札心得を遵守してください。
- (3) 入札参加資格確認後、入札日までに本入札を辞退するときは、電子入札システムへの入札辞退届の登録又は綾部市指定の「入札辞退届」を提出してください。
- (4) 入札参加資格者であっても、入札日までに入札参加資格を満たさなくなったり、関係法令に違反するなど、明らかに契約の相手方として不適当であると認められた場合は、入札参加資格を取り消し文書で通知します。
- (5) 本案件は募集型競争入札のため、入札締切予定日時を過ぎて入札書が未到達であり、かつ、入札辞退の手続を行っていない場合においては、「不着」として取扱うこととし、次回以降直近の同種案件において入札参加を認めません。
- (6) 本工事は、次のとおり綾部市建設工事の競争入札における取り抜け方式実施要領の対象工事とします。

(取り抜け方式の適用工事)

| 対象工事番号及び工事名                                  | 落札決定順位   | 備 考        |
|----------------------------------------------|----------|------------|
| 第 5 0 8 2 1 号<br>防災用備蓄倉庫整備工事 2               | 1        |            |
| 第 5 0 8 2 2 号<br>防災用備蓄倉庫整備工事 3               | 2        |            |
| <b>第 5 0 8 2 3 号</b><br><b>防災用備蓄倉庫整備工事 1</b> | <b>3</b> | <b>本案件</b> |
| 第 5 0 8 2 4 号<br>中筋公民館雨樋等改修工事                | 4        |            |
| 第 5 0 8 2 5 号<br>綾部小学校給食調理室屋根改修工事            | 5        |            |

### 14 問い合わせ先

綾部市建設部監理課契約・指導検査担当

郵便番号 6 2 3 - 8 5 0 1

所 在 地 京都府綾部市若竹町 8 - 1 綾部市役所本庁東 3 階

電話番号 0 7 7 3 - 4 2 - 4 2 7 6 (直通)

FAX番号 0 7 7 3 - 4 2 - 4 4 0 6 (代表)

E-mail kanri@city.ayabe.lg.jp

様式－ 1

## 紙入札方式参加承諾願

1 工事番号 .....

2 工 事 名 .....

3 場 所 .....

4 電子入札システムでの参加ができない理由

.....  
 .....  
 .....

上記の案件は、電子入札対象案件ではありますが、今回は当社においては上記理由により電子入札システムを利用しての参加ができないため、紙入札方式での参加を承諾いただきますようお願いいたします。

令和      年      月      日

住      所

氏      名

㊞

綾 部 市 長      様

様式－ 2

## 一般競争入札参加資格確認申請書

令和 年 月 日

綾 部 市 長 様

住 所

氏 名

㊞

電 話 番 号

F A X 番 号

下記工事の建設工事請負契約に係る条件付一般競争入札に参加したいので、参加資格確認申請書を提出します。

記

工 事 番 号

工 事 名

工 事 場 所

様式－ 3

## 配 置 予 定 者 名 簿

工 事 番 号：

工 事 名：

商号及び名称：

|   | 現 場 代 理 人        |                                        | 主 任 技 術 者        |                                        |
|---|------------------|----------------------------------------|------------------|----------------------------------------|
| 1 | (氏 名)            |                                        | (氏 名)            |                                        |
|   | 手<br>持<br>工<br>事 | (工 事 名)<br>(請負金額)<br>(役 職 名)<br>(完了予定) | 手<br>持<br>工<br>事 | (工 事 名)<br>(請負金額)<br>(役 職 名)<br>(完了予定) |
| 2 | (氏 名)            |                                        | (氏 名)            |                                        |
|   | 手<br>持<br>工<br>事 | (工 事 名)<br>(請負金額)<br>(役 職 名)<br>(完了予定) | 手<br>持<br>工<br>事 | (工 事 名)<br>(請負金額)<br>(役 職 名)<br>(完了予定) |
| 3 | (氏 名)            |                                        | (氏 名)            |                                        |
|   | 手<br>持<br>工<br>事 | (工 事 名)<br>(請負金額)<br>(役 職 名)<br>(完了予定) | 手<br>持<br>工<br>事 | (工 事 名)<br>(請負金額)<br>(役 職 名)<br>(完了予定) |
| 4 | (氏 名)            |                                        | (氏 名)            |                                        |
|   | 手<br>持<br>工<br>事 | (工 事 名)<br>(請負金額)<br>(役 職 名)<br>(完了予定) | 手<br>持<br>工<br>事 | (工 事 名)<br>(請負金額)<br>(役 職 名)<br>(完了予定) |
| 5 | (氏 名)            |                                        | (氏 名)            |                                        |
|   | 手<br>持<br>工<br>事 | (工 事 名)<br>(請負金額)<br>(役 職 名)<br>(完了予定) | 手<br>持<br>工<br>事 | (工 事 名)<br>(請負金額)<br>(役 職 名)<br>(完了予定) |

## 【記載上の注意事項】

### 1) 配置予定者 共通

- 1 申請段階で配置可能な方を上段に記載してください。組み合わせの制限はありませんので、それぞれに配置可能な方の氏名のみを5名以内で記載してください。
- 2 下段には、手持工事の有無について記載し、手持ち工事がある場合は、全ての工事について工事名、請負金額、役職名、完了予定日を記載してください。（ただし、当該工事と工期が重複する工事の現場代理人や専任を要する技術者の場合は、配置予定者が変更可能な場合及び下記に示す現場代理人、主任技術者それぞれの兼務条件を満たす方のみとします。）
- 3 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある方で、「建設工事入札参加資格審査申請書」に添付された現場代理人名簿又は技術者名簿から選定してください。（ただし、新たに採用された技術者を配置する場合は、この申請までに入札参加資格記載事項変更届を監理課へ提出してください。）

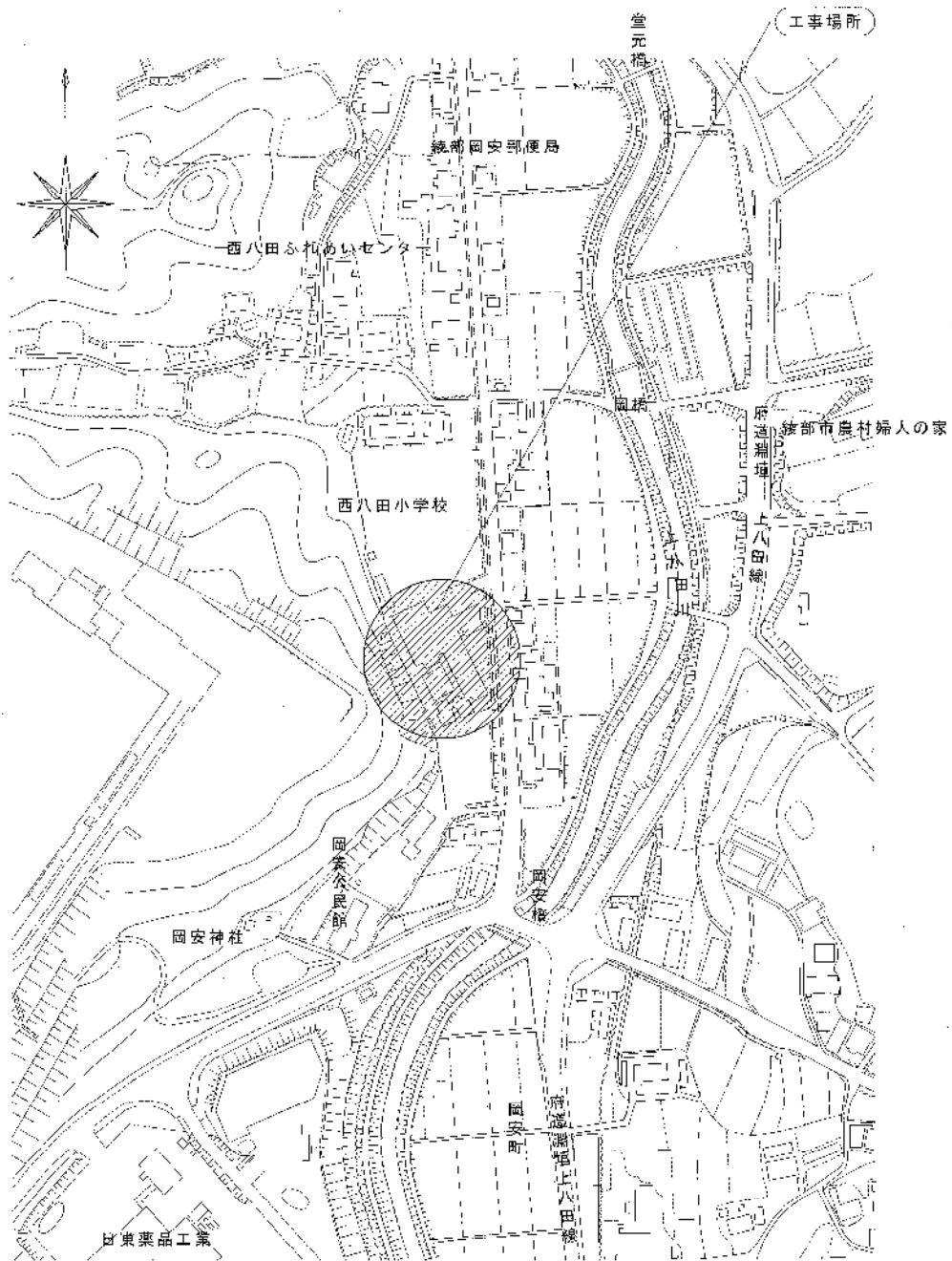
### 2) 主任技術者

- 1 建築工事にかかる技術資格を有した方を記載してください。
- 2 請負金額が9,000万円未満の場合は、他の工事の非専任の主任技術者を兼務して配置することができますが、請負金額が9,000万円以上となる場合は専任の主任技術者となるため、特別な場合を除き、営業所専任の技術者や他の工事の主任技術者を兼務して配置することはできません。（ただし、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合（以下「近接関連工事」）は、同一の専任の主任技術者が兼務することができます。）
- 3 非専任の主任技術者が現場代理人を兼務する場合は、兼務する工事の当初請負額の合計が9,000万円未満とします。（ただし、増額等により専任義務工事となった場合は上記2と同様の取り扱いとします。）
- 4 請負金額にかかわらず入札公告等で専任を条件としている場合は兼務できません。

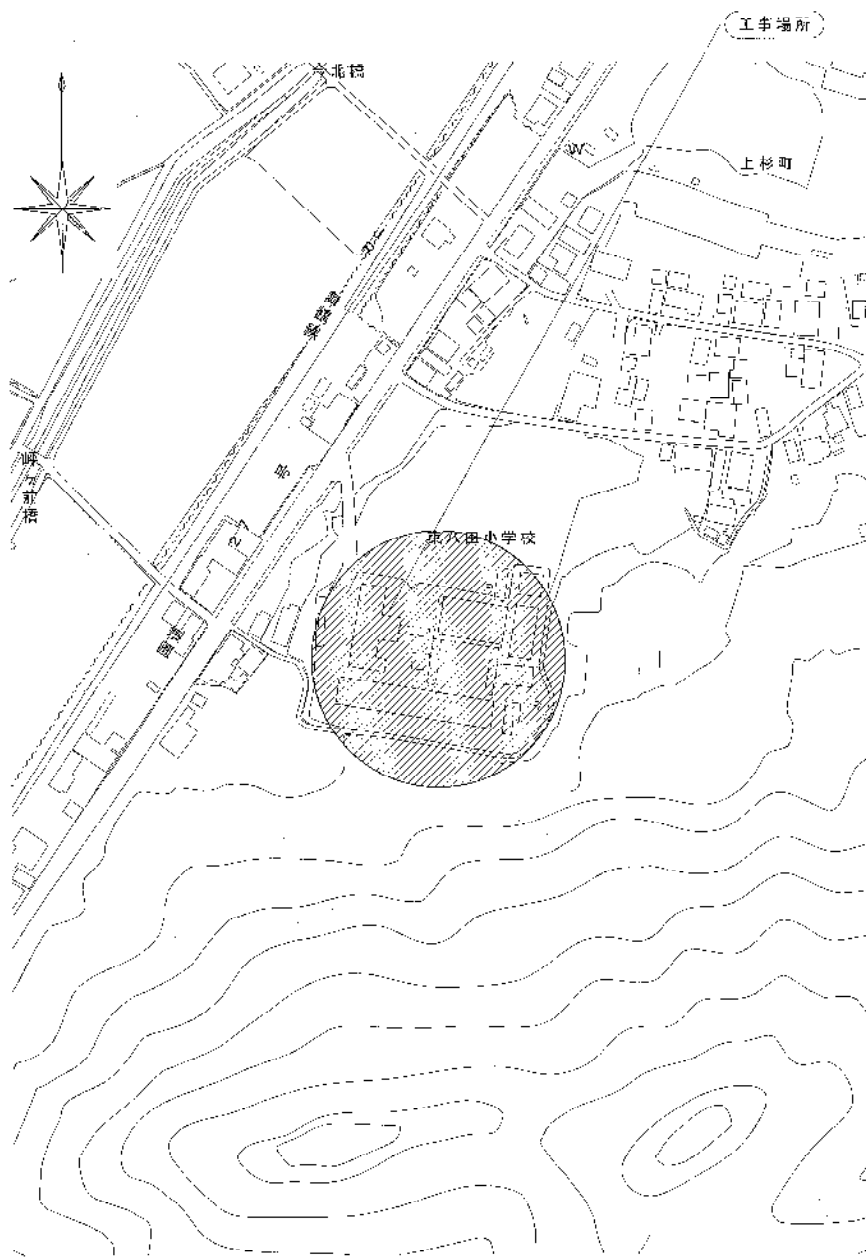
### 3) 現場代理人

- 1 本工事期間中、工事現場に常駐できる方を記載してください。（ただし、工事請負契約書第10条第3項に規定する「現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がない場合」と発注者が認める期間は除きます。）
- 2 他の工事との兼務は出来ません。（ただし、以下に示す場合は複数の工事を兼務することができます。）
  - (1) 3)の1に規定する期間。
  - (2) 一件の入札で複数の契約をする場合。
  - (3) 現場代理人が兼務する場合の共通条件として、以下の全てを満たす工事とします。（ただし、公告等で専任を条件としている場合は除く。）

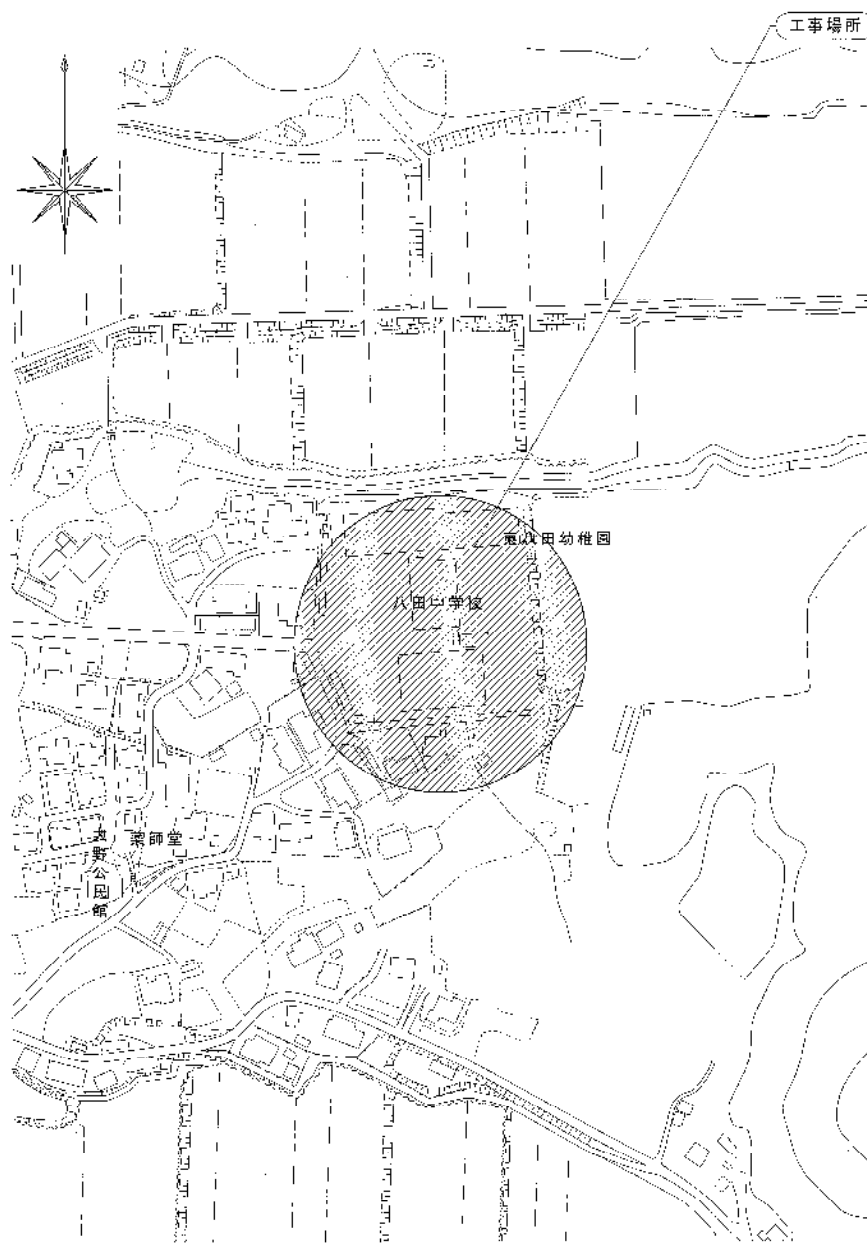
- ・兼務する工事が２件までであること。（ただし、災害復旧工事を含む場合は、既発注分も含め３件までとする。）
  - ・兼務する工事が、綾部市又は国、地方公共団体等の発注する工事であること。  
（ただし、綾部市と異なる発注機関の工事が含まれる場合は、他の発注機関が現場代理人の兼務を了承していること。）
  - ・兼務する綾部市の工事現場に現場代理人又は連絡員が駐在すること。
  - ・兼務するいずれかの現場に現場代理人が駐在すること。
  - ・連絡員及び連絡体制は、工事打合簿で明確にすること。また、連絡員は、元請業者の社員の他一次下請業者の社員でも可能としますが、ガードマンや一次以外の下請業者の社員等は連絡員にはなれません。
- （４）兼務する工事が技術者非専任の場合は、上記（３）に示す共通条件の他、次の全てを満たす工事とします。
- ・兼務する工事が、綾部市内であること。
  - ・兼務する工事の当初請負金額の合計が９，０００万円未満であること。
- （５）兼務するいずれかの工事が主任技術者専任の場合は、上記（３）に示す共通条件の他、近接関連工事であること。



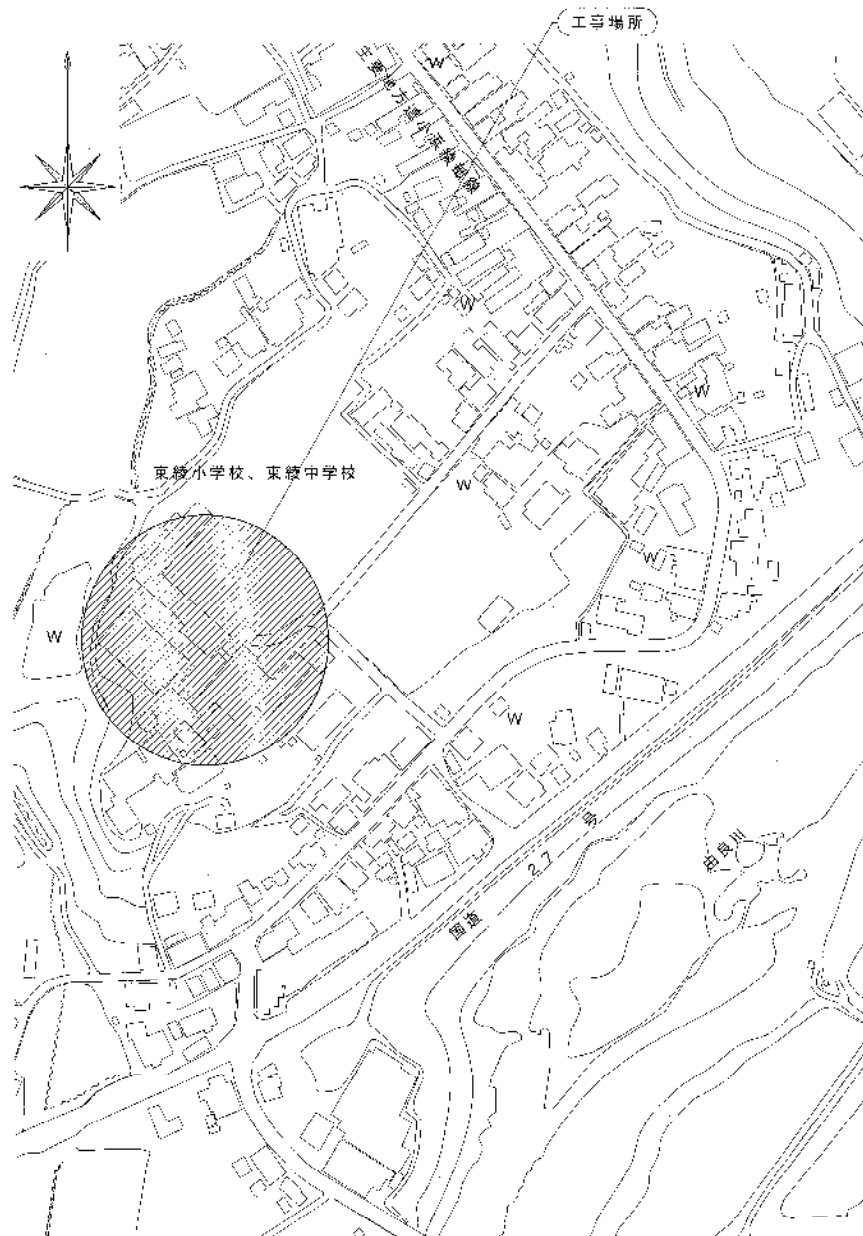
西八田小学校付近見取り図 1/3,000



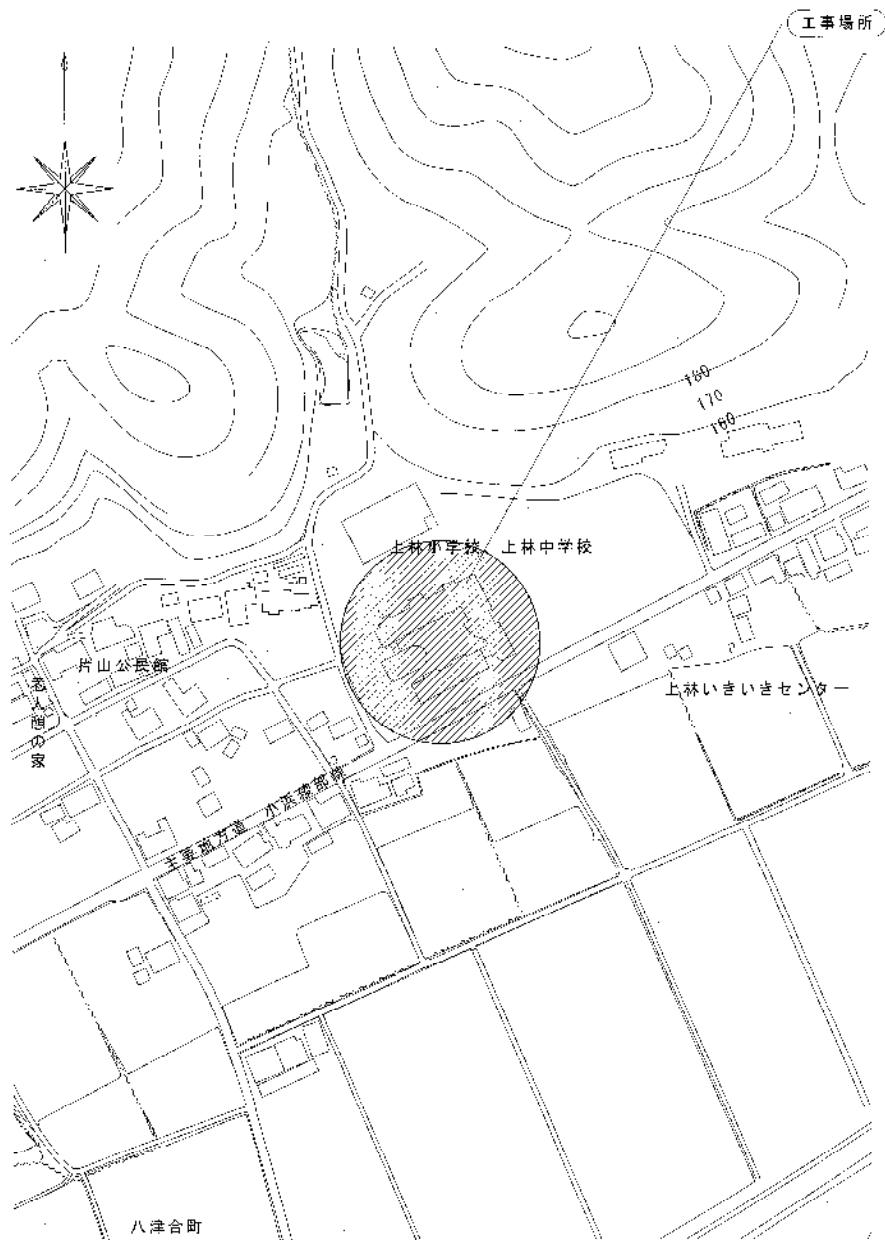
東八田小学校付近見取図 1/2,500



八田中学校付近見取り図 1/2,500



東綾小学校、中学校付近見取り図 1/2,500



上林小学校、中学校付近見取り図 1/2,500

綾部市公告第71号

中筋公民館雨樋等改修工事に係る入札参加資格について、次のとおりお知らせしますので、入札参加希望者は申請してください。なお、この工事の入札は電子入札による条件付一般競争入札（取り分け方式）とします。

令和8年6月15日

綾部市長 四方 源太郎

1 工事概要

- (1) 工事番号 第508 24号
- (2) 工 事 名 中筋公民館雨樋等改修工事
- (3) 工事場所 綾部市大島町（別添位置図参照）
- (4) 工事概要 雨樋等改修 一式  
屋外階段塗装改修 一式
- (5) 予定工期 令和8年 7月14日から  
令和8年 9月11日まで（60日間）

2 入札参加資格

この工事の入札参加資格は、次の要件を全て満たす業者で入札参加資格確認申請に基づき、本市が資格認定したものとします。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 令和8年度綾部市建設工事指名競争入札参加資格者名簿で建築工事のB等級で登録されており、令和8年4月1日以降継続して綾部市内に本店を有する単体業者で、申請日時点において綾部市の指名停止及び市が締結する契約等からの除外措置を受けていないこと。
- (3) 建築工事に係る綾部市発注工事で、令和7年1月1日から令和7年12月31日の間において、完了工事の成績評点が60点に満たない評定を受けていないこと。
- (4) 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある現場代理人、主任技術者が配置できること。  
なお、ここでいう「恒常的な雇用関係」とは、この一般競争入札参加資格確認申請書の提出日以前に3箇月以上の雇用関係があることをいう。

3 提出書類

(1) 一般競争入札参加資格確認申請書

電子入札システムから一般競争入札参加資格確認申請書を提出すること。ただし、紙入札希望業者は「紙入札方式参加承諾願」（別記様式―1）とともに「一般競争入札参加資格確認申請書」（別記様式―2）2部を監理課へ持参により提出すること。

(2) 配置予定者名簿

電子入札システムで、一般競争入札参加資格確認申請書の添付資料に「配置予定者名簿」（別記様式一３）を添付して提出すること。添付するファイルの形式及び容量については「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第７条によること。

ただし、紙入札希望業者は（１）の承諾願及び申請書とともに「配置予定者名簿」を監理課へ持参により提出すること。

#### ４ 設計図書の閲覧及び入札参加資格確認申請書の受付

##### （１）設計図書の閲覧

①期間 令和８年６月１５日（月）午前９時から

②方法 京都府入札情報公開システムからのダウンロードを基本とします。

([https://kyoto.efftis.jp/26000/CALS/PPI\\_P/](https://kyoto.efftis.jp/26000/CALS/PPI_P/))

ただし、これによりがたい場合は有償での配布としますので、希望者は事前に監理課まで連絡をお願いします。配布場所は綾部市建設部監理課契約・指導検査担当（本庁東３階）とします。

##### （２）入札参加資格確認申請書の受付

①期間 令和８年６月１８日（木）午前９時から午後６時まで

令和８年６月１９日（金）午前９時から正午まで

ただし、紙入札希望業者の提出で６月１８日については午前９時から正午までと午後１時から午後５時までとします。

②方法 電子入札システムからの提出とします。ただし、紙入札希望業者は、監理課への持参による提出とします。

#### ５ 入札参加資格確認通知について

（１）一般競争入札参加資格確認通知書については、令和８年６月下旬に電子入札システムで通知します。ただし、紙入札希望業者には郵送で通知します。

（２）資格なしの通知を受けた者は、通知した日から起算して５日以内に、書面によりその理由について説明を求めることができます。

#### ６ 設計図書等に係る質疑の受付及び回答

①期間 令和８年６月２５日（木）から

令和８年６月２６日（金）正午まで

②方法 綾部市指定の「質疑書」により提出するものとします。「質疑書」の提出は、監理課への持参、ファックス、メールのいずれかによることとしますが、持参の場合は開庁日の午前９時から正午までと午後１時から午後５時（最終日は正午）までとします。

③対象 入札参加資格者の「質疑書」のみ受け付けます。

④回答 令和８年６月３０日（火）午後５時までに京都府入札情報公開システムに掲載します。ただし、紙入札希望業者には同日午後５時までにファックスにて回答します。なお、質疑の無い場合は回答の掲載等はいりません。

## 7 入札期間及び開札の日時

### (1) 入札期間

- ①日時 令和8年7月6日（月）午前9時から午後6時まで  
令和8年7月7日（火）午前9時から午後2時まで  
ただし、紙入札者の提出は7月6日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時までと、7月7日の午前9時から正午までと午後1時から午後2時までとします。

- ②方法 電子入札システムからの提出とします。

(<https://kyoto.efftis.jp/26000/CALS/Accepter/>)

工事内訳書を必ず添付してください。添付するファイルの形式及び容量については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第11条によること。

ただし、紙入札者は、監理課への持参による提出とします。作成方法については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第19条第4項によること。

### (2) 開札の日時

令和8年7月8日（水）午前10時30分

## 8 入札保証金

入札保証金については、綾部市会計規則（昭和57年綾部市規則第2号）第77条第1項第2号及び第3号により免除します。

## 9 落札者の決定方法

綾部市会計規則第78条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

ただし、この工事は最低制限価格を設けているため、最低制限価格未滿で入札した者は失格とします。

## 10 入札の無効

入札の無効については、「綾部市工事等競争入札心得」第12条によることとします。

また、他の工事の受注等により、「配置予定者名簿」の配置ができないと認められる場合は、本件の入札を無効とします。

## 11 郵送による入札の可否

郵送による入札は認めません。

## 12 最低制限価格の算出式について

この工事については、綾部市の「建設工事にかかる最低制限価格について 令和7年4月1日改正」の「建築 建築工事（No. 5）」の算出式を適用とします。

### 13 その他

- (1) 工事概要、工事内容に関する問い合わせは、入札参加資格確認通知までは受け付けません。
- (2) 入札参加者は、本公告文、設計図書、仕様書及び契約書を熟読し、綾部市公共工事等電子入札運用基準、綾部市工事等競争入札心得を遵守してください。
- (3) 入札参加資格確認後、入札日までに本入札を辞退するときは、電子入札システムへの入札辞退届の登録又は綾部市指定の「入札辞退届」を提出してください。
- (4) 入札参加資格者であっても、入札日までに入札参加資格を満たさなくなったり、関係法令に違反するなど、明らかに契約の相手方として不適当であると認められた場合は、入札参加資格を取り消し文書で通知します。
- (5) 本案件は募集型競争入札のため、入札締切予定日時を過ぎて入札書が未到達であり、かつ、入札辞退の手続を行っていない場合においては、「不着」として取扱うこととし、次回以降直近の同種案件において入札参加を認めません。
- (6) 本工事は、次のとおり綾部市建設工事の競争入札における取り抜け方式実施要領の対象工事とします。

(取り抜け方式の適用工事)

| 対象工事番号及び工事名                                    | 落札決定順位   | 備 考        |
|------------------------------------------------|----------|------------|
| 第 5 0 8    2 1 号<br>防災用備蓄倉庫整備工事 2              | 1        |            |
| 第 5 0 8    2 2 号<br>防災用備蓄倉庫整備工事 3              | 2        |            |
| 第 5 0 8    2 3 号<br>防災用備蓄倉庫整備工事 1              | 3        |            |
| <b>第 5 0 8    2 4 号</b><br><b>中筋公民館雨樋等改修工事</b> | <b>4</b> | <b>本案件</b> |
| 第 5 0 8    2 5 号<br>綾部小学校給食調理室屋根改修工事           | 5        |            |

### 14 問い合わせ先

綾部市建設部監理課契約・指導検査担当

郵便番号      6 2 3 - 8 5 0 1

所 在 地      京都府綾部市若竹町 8 - 1    綾部市役所本庁東 3 階

電話番号      0 7 7 3 - 4 2 - 4 2 7 6 (直通)

FAX番号      0 7 7 3 - 4 2 - 4 4 0 6 (代表)

E-mail      kanri@city.ayabe.lg.jp

様式－ 1

## 紙入札方式参加承諾願

1 工事番号 .....

2 工 事 名 .....

3 場 所 .....

4 電子入札システムでの参加ができない理由

.....  
.....  
.....  
.....

上記の案件は、電子入札対象案件ではありますが、今回は当社においては上記理由により電子入札システムを利用しての参加ができないため、紙入札方式での参加を承諾いただきますようお願いいたします。

令和      年      月      日

住      所

氏      名

㊞

綾 部 市 長      様

様式－ 2

## 一般競争入札参加資格確認申請書

令和 年 月 日

綾 部 市 長 様

住 所

氏 名

印

電 話 番 号

F A X 番 号

下記工事の建設工事請負契約に係る条件付一般競争入札に参加したいので、参加資格確認申請書を提出します。

記

工 事 番 号

工 事 名

工 事 場 所

様式－ 3

## 配 置 予 定 者 名 簿

工 事 番 号：

工 事 名：

商号及び名称：

|   | 現 場 代 理 人        |                                        | 主 任 技 術 者        |                                        |
|---|------------------|----------------------------------------|------------------|----------------------------------------|
| 1 | (氏 名)            |                                        | (氏 名)            |                                        |
|   | 手<br>持<br>工<br>事 | (工 事 名)<br>(請負金額)<br>(役 職 名)<br>(完了予定) | 手<br>持<br>工<br>事 | (工 事 名)<br>(請負金額)<br>(役 職 名)<br>(完了予定) |
| 2 | (氏 名)            |                                        | (氏 名)            |                                        |
|   | 手<br>持<br>工<br>事 | (工 事 名)<br>(請負金額)<br>(役 職 名)<br>(完了予定) | 手<br>持<br>工<br>事 | (工 事 名)<br>(請負金額)<br>(役 職 名)<br>(完了予定) |
| 3 | (氏 名)            |                                        | (氏 名)            |                                        |
|   | 手<br>持<br>工<br>事 | (工 事 名)<br>(請負金額)<br>(役 職 名)<br>(完了予定) | 手<br>持<br>工<br>事 | (工 事 名)<br>(請負金額)<br>(役 職 名)<br>(完了予定) |
| 4 | (氏 名)            |                                        | (氏 名)            |                                        |
|   | 手<br>持<br>工<br>事 | (工 事 名)<br>(請負金額)<br>(役 職 名)<br>(完了予定) | 手<br>持<br>工<br>事 | (工 事 名)<br>(請負金額)<br>(役 職 名)<br>(完了予定) |
| 5 | (氏 名)            |                                        | (氏 名)            |                                        |
|   | 手<br>持<br>工<br>事 | (工 事 名)<br>(請負金額)<br>(役 職 名)<br>(完了予定) | 手<br>持<br>工<br>事 | (工 事 名)<br>(請負金額)<br>(役 職 名)<br>(完了予定) |

## 【記載上の注意事項】

**1) 配置予定者 共通**

- 1 申請段階で配置可能な方を上段に記載してください。組み合わせの制限はありませんので、それぞれに配置可能な方の氏名のみを5名以内で記載してください。
- 2 下段には、手持工事の有無について記載し、手持ち工事がある場合は、全ての工事について工事名、請負金額、役職名、完了予定日を記載してください。（ただし、当該工事と工期が重複する工事の現場代理人や専任を要する技術者の場合は、配置予定者が変更可能な場合及び下記に示す現場代理人、主任技術者それぞれの兼務条件を満たす方のみとします。）
- 3 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある方で、「建設工事入札参加資格審査申請書」に添付された現場代理人名簿又は技術者名簿から選定してください。（ただし、新たに採用された技術者を配置する場合は、この申請までに入札参加資格記載事項変更届を監理課へ提出してください。）

**2) 主任技術者**

- 1 建築工事にかかる技術資格を有した方を記載してください。
- 2 請負金額が9,000万円未満の場合は、他の工事の非専任の主任技術者を兼務して配置することができますが、請負金額が9,000万円以上となる場合は専任の主任技術者となるため、特別な場合を除き、営業所専任の技術者や他の工事の主任技術者を兼務して配置することはできません。（ただし、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合（以下「近接関連工事」）は、同一の専任の主任技術者が兼務することができます。）
- 3 非専任の主任技術者が現場代理人を兼務する場合は、兼務する工事の当初請負額の合計が9,000万円未満とします。（ただし、増額等により専任義務工事となった場合は上記2と同様の取り扱いとします。）
- 4 請負金額にかかわらず入札公告等で専任を条件としている場合は兼務できません。

**3) 現場代理人**

- 1 本工事期間中、工事現場に常駐できる方を記載してください。（ただし、工事請負契約書第10条第3項に規定する「現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がない場合」と発注者が認める期間は除きます。）
- 2 他の工事との兼務は出来ません。（ただし、以下に示す場合は複数の工事を兼務することができます。）
  - (1) 3)の1に規定する期間。
  - (2) 一件の入札で複数の契約をする場合。
  - (3) 現場代理人が兼務する場合の共通条件として、以下の全てを満たす工事とします。（ただし、公告等で専任を条件としている場合は除く。）

- ・兼務する工事が２件までであること。（ただし、災害復旧工事を含む場合は、既発注分も含め３件までとする。）
  - ・兼務する工事が、綾部市又は国、地方公共団体等の発注する工事であること。  
（ただし、綾部市と異なる発注機関の工事が含まれる場合は、他の発注機関が現場代理人の兼務を了承していること。）
  - ・兼務する綾部市の工事現場に現場代理人又は連絡員が駐在すること。
  - ・兼務するいずれかの現場に現場代理人が駐在すること。
  - ・連絡員及び連絡体制は、工事打合簿で明確にすること。また、連絡員は、元請業者の社員の他一次下請業者の社員でも可能としますが、ガードマンや一次以外の下請業者の社員等は連絡員にはなれません。
- （４）兼務する工事が技術者非専任の場合は、上記（３）に示す共通条件の他、次の全てを満たす工事とします。
- ・兼務する工事が、綾部市内であること。
  - ・兼務する工事の当初請負金額の合計が９，０００万円未満であること。
- （５）兼務するいずれかの工事が主任技術者専任の場合は、上記（３）に示す共通条件の他、近接関連工事であること。



綾部市公告第 7 2 号

綾部小学校給食調理室屋根改修工事に係る入札参加資格について、次のとおりお知らせしますので、入札参加希望者は申請してください。なお、この工事の入札は電子入札による条件付一般競争入札（取り分け方式）とします。

令和 8 年 6 月 1 5 日

綾部市長 四 方 源太郎

1 工事概要

- (1) 工事番号 第 5 0 8 2 5 号
- (2) 工 事 名 綾部小学校給食調理室屋根改修工事
- (3) 工事場所 綾部市上野町（別添位置図参照）
- (4) 工事概要 給食棟屋根葺き替え 2 4 9 m<sup>2</sup>  
塗装改修 一式  
樋修繕 一式
- (5) 予定工期 令和 8 年 7 月 1 4 日から  
令和 8 年 9 月 1 1 日まで（6 0 日間）

2 入札参加資格

この工事の入札参加資格は、次の要件を全て満たす業者で入札参加資格確認申請に基づき、本市が資格認定したものとします。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 令和 8 年度綾部市建設工事指名競争入札参加資格者名簿で建築工事の B 等級で登録されており、令和 8 年 4 月 1 日以降継続して綾部市内に本店を有する単体業者で、申請日時点において綾部市の指名停止及び市が締結する契約等からの除外措置を受けていないこと。
- (3) 建築工事に係る綾部市発注工事で、令和 7 年 1 月 1 日から令和 7 年 1 2 月 3 1 日の間において、完了工事の成績評点が 6 0 点に満たない評価を受けていないこと。
- (4) 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある現場代理人、主任技術者が配置できること。  
なお、ここでいう「恒常的な雇用関係」とは、この一般競争入札参加資格確認申請書の提出日以前に 3 箇月以上の雇用関係があることをいう。

3 提出書類

(1) 一般競争入札参加資格確認申請書

電子入札システムから一般競争入札参加資格確認申請書を提出すること。ただし、紙入札希望業者は「紙入札方式参加承諾願」（別記様式—1）とともに「一般競争入札参加資格確認申請書」（別記様式—2）2 部を監理課へ持参により提出すること。

(2) 配置予定者名簿

電子入札システムで、一般競争入札参加資格確認申請書の添付資料に「配置予定者名簿」(別記様式一3)を添付して提出すること。添付するファイルの形式及び容量については「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第7条によること。

ただし、紙入札希望業者は(1)の承諾願及び申請書とともに「配置予定者名簿」を監理課へ持参により提出すること。

4 設計図書の閲覧及び入札参加資格確認申請書の受付

(1) 設計図書の閲覧

①期間 令和8年6月15日(月)午前9時から

②方法 京都府入札情報公開システムからのダウンロードを基本とします。

([https://kyoto.efftis.jp/26000/CALS/PPI\\_P/](https://kyoto.efftis.jp/26000/CALS/PPI_P/))

ただし、これによりがたい場合は有償での配布としますので、希望者は事前に監理課まで連絡をお願いします。配布場所は綾部市建設部監理課契約・指導検査担当(本庁東3階)とします。

(2) 入札参加資格確認申請書の受付

①期間 令和8年6月18日(木)午前9時から午後6時まで

令和8年6月19日(金)午前9時から正午まで

ただし、紙入札希望業者の提出で6月18日については午前9時から正午までと午後1時から午後5時までとします。

②方法 電子入札システムからの提出とします。ただし、紙入札希望業者は、監理課への持参による提出とします。

5 入札参加資格確認通知について

(1) 一般競争入札参加資格確認通知書については、令和8年6月下旬に電子入札システムで通知します。ただし、紙入札希望業者には郵送で通知します。

(2) 資格なしの通知を受けた者は、通知した日から起算して5日以内に、書面によりその理由について説明を求めることができます。

6 設計図書等に係る質疑の受付及び回答

①期間 令和8年6月25日(木)から

令和8年6月26日(金)正午まで

②方法 綾部市指定の「質疑書」により提出するものとします。「質疑書」の提出は、監理課への持参、ファックス、メールのいずれかによることとしますが、持参の場合は開庁日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時(最終日は正午)までとします。

③対象 入札参加資格者の「質疑書」のみ受け付けます。

④回答 令和8年6月30日(火)午後5時までに京都府入札情報公開システムに掲載します。ただし、紙入札希望業者には同日午後5時までにファックスにて回答

します。なお、質疑の無い場合は回答の掲載等はいりません。

## 7 入札期間及び開札の日時

### (1) 入札期間

①日時 令和8年7月6日(月) 午前9時から午後6時まで  
令和8年7月7日(火) 午前9時から午後2時まで  
ただし、紙入札者の提出は7月6日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時までと、7月7日の午前9時から正午までと午後1時から午後2時までとします。

②方法 電子入札システムからの提出とします。  
(<https://kyoto.efftis.jp/26000/CALS/Accepter/>)  
工事内訳書を必ず添付してください。添付するファイルの形式及び容量については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第11条によること。  
ただし、紙入札者は、監理課への持参による提出とします。作成方法については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第19条第4項によること。

### (2) 開札の日時

令和8年7月8日(水) 午前10時50分

## 8 入札保証金

入札保証金については、綾部市会計規則(昭和57年綾部市規則第2号)第77条第1項第2号及び第3号により免除します。

## 9 落札者の決定方法

綾部市会計規則第78条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

ただし、この工事は最低制限価格を設けているため、最低制限価格未満で入札した者は失格とします。

## 10 入札の無効

入札の無効については、「綾部市工事等競争入札心得」第12条によることとします。

また、他の工事の受注等により、「配置予定者名簿」の配置ができないと認められる場合は、本件の入札を無効とします。

## 11 郵送による入札の可否

郵送による入札は認めません。

## 12 最低制限価格の算出式について

この工事については、綾部市の「建設工事にかかる最低制限価格について 令和7年4月1日改正」の「建築 建築工事(No. 5)」の算出式を適用とします。

## 13 その他

- (1) 工事概要、工事内容に関する問い合わせは、入札参加資格確認通知までは受け付けません。
- (2) 入札参加者は、本公告文、設計図書、仕様書及び契約書を熟読し、綾部市公共工事等電子入札運用基準、綾部市工事等競争入札心得を遵守してください。
- (3) 入札参加資格確認後、入札日までに本入札を辞退するときは、電子入札システムへの入札辞退届の登録又は綾部市指定の「入札辞退届」を提出してください。
- (4) 入札参加資格者であっても、入札日までに入札参加資格を満たさなくなったり、関係法令に違反するなど、明らかに契約の相手方として不適当であると認められた場合は、入札参加資格を取り消し文書で通知します。
- (5) 本案件は募集型競争入札のため、入札締切予定日時を過ぎて入札書が未到達であり、かつ、入札辞退の手続を行っていない場合においては、「不着」として取扱うこととし、次回以降直近の同種案件において入札参加を認めません。
- (6) 本工事は、次のとおり綾部市建設工事の競争入札における取り抜け方式実施要領の対象工事とします。

(取り抜け方式の適用工事)

| 対象工事番号及び工事名                          | 落札決定順位 | 備 考 |
|--------------------------------------|--------|-----|
| 第 5 0 8    2 1 号<br>防災用備蓄倉庫整備工事 2    | 1      |     |
| 第 5 0 8    2 2 号<br>防災用備蓄倉庫整備工事 3    | 2      |     |
| 第 5 0 8    2 3 号<br>防災用備蓄倉庫整備工事 1    | 3      |     |
| 第 5 0 8    2 4 号<br>中筋公民館雨樋等改修工事     | 4      |     |
| 第 5 0 8    2 5 号<br>綾部小学校給食調理室屋根改修工事 | 5      | 本案件 |

## 14 問い合わせ先

綾部市建設部監理課契約・指導検査担当

郵便番号      6 2 3 - 8 5 0 1

所 在 地      京都府綾部市若竹町 8 - 1    綾部市役所本庁東 3 階

電話番号      0 7 7 3 - 4 2 - 4 2 7 6 (直通)

FAX番号      0 7 7 3 - 4 2 - 4 4 0 6 (代表)

E-mail      kanri@city.ayabe.lg.jp

様式－ 1

## 紙入札方式参加承諾願

1 工事番号 .....

2 工 事 名 .....

3 場 所 .....

4 電子入札システムでの参加ができない理由

.....  
.....  
.....  
.....

上記の案件は、電子入札対象案件ではありますが、今回は当社においては上記理由により電子入札システムを利用しての参加ができないため、紙入札方式での参加を承諾いただきますようお願いいたします。

令和      年      月      日

住      所

氏      名

㊞

綾 部 市 長      様

様式－ 2

## 一般競争入札参加資格確認申請書

令和 年 月 日

綾 部 市 長 様

住 所

氏 名

印

電 話 番 号

F A X 番 号

下記工事の建設工事請負契約に係る条件付一般競争入札に参加したいので、参加資格確認申請書を提出します。

記

工 事 番 号

工 事 名

工 事 場 所

様式－ 3

## 配 置 予 定 者 名 簿

工 事 番 号：

工 事 名：

商号及び名称：

|   | 現 場 代 理 人        |                                        | 主 任 技 術 者        |                                        |
|---|------------------|----------------------------------------|------------------|----------------------------------------|
| 1 | (氏 名)            |                                        | (氏 名)            |                                        |
|   | 手<br>持<br>工<br>事 | (工 事 名)<br>(請負金額)<br>(役 職 名)<br>(完了予定) | 手<br>持<br>工<br>事 | (工 事 名)<br>(請負金額)<br>(役 職 名)<br>(完了予定) |
| 2 | (氏 名)            |                                        | (氏 名)            |                                        |
|   | 手<br>持<br>工<br>事 | (工 事 名)<br>(請負金額)<br>(役 職 名)<br>(完了予定) | 手<br>持<br>工<br>事 | (工 事 名)<br>(請負金額)<br>(役 職 名)<br>(完了予定) |
| 3 | (氏 名)            |                                        | (氏 名)            |                                        |
|   | 手<br>持<br>工<br>事 | (工 事 名)<br>(請負金額)<br>(役 職 名)<br>(完了予定) | 手<br>持<br>工<br>事 | (工 事 名)<br>(請負金額)<br>(役 職 名)<br>(完了予定) |
| 4 | (氏 名)            |                                        | (氏 名)            |                                        |
|   | 手<br>持<br>工<br>事 | (工 事 名)<br>(請負金額)<br>(役 職 名)<br>(完了予定) | 手<br>持<br>工<br>事 | (工 事 名)<br>(請負金額)<br>(役 職 名)<br>(完了予定) |
| 5 | (氏 名)            |                                        | (氏 名)            |                                        |
|   | 手<br>持<br>工<br>事 | (工 事 名)<br>(請負金額)<br>(役 職 名)<br>(完了予定) | 手<br>持<br>工<br>事 | (工 事 名)<br>(請負金額)<br>(役 職 名)<br>(完了予定) |

## 【記載上の注意事項】

**1) 配置予定者 共通**

- 1 申請段階で配置可能な方を上段に記載してください。組み合わせの制限はありませんので、それぞれに配置可能な方の氏名のみを5名以内で記載してください。
- 2 下段には、手持工事の有無について記載し、手持ち工事がある場合は、全ての工事について工事名、請負金額、役職名、完了予定日を記載してください。（ただし、当該工事と工期が重複する工事の現場代理人や専任を要する技術者の場合は、配置予定者が変更可能な場合及び下記に示す現場代理人、主任技術者それぞれの兼務条件を満たす方のみとします。）
- 3 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある方で、「建設工事入札参加資格審査申請書」に添付された現場代理人名簿又は技術者名簿から選定してください。（ただし、新たに採用された技術者を配置する場合は、この申請までに入札参加資格記載事項変更届を監理課へ提出してください。）

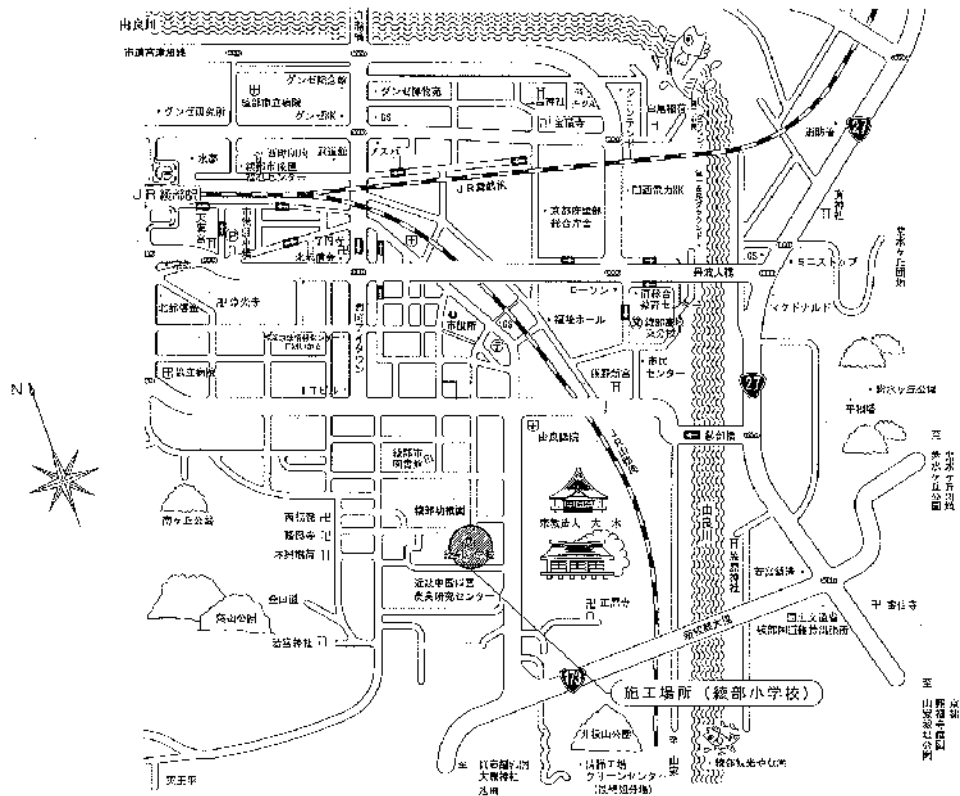
**2) 主任技術者**

- 1 建築工事にかかる技術資格を有した方を記載してください。
- 2 請負金額が9,000万円未満の場合は、他の工事の非専任の主任技術者を兼務して配置することができますが、請負金額が9,000万円以上となる場合は専任の主任技術者となるため、特別な場合を除き、営業所専任の技術者や他の工事の主任技術者を兼務して配置することはできません。（ただし、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合（以下「近接関連工事」）は、同一の専任の主任技術者が兼務することができます。）
- 3 非専任の主任技術者が現場代理人を兼務する場合は、兼務する工事の当初請負額の合計が9,000万円未満とします。（ただし、増額等により専任義務工事となった場合は上記2と同様の取り扱いとします。）
- 4 請負金額にかかわらず入札公告等で専任を条件としている場合は兼務できません。

**3) 現場代理人**

- 1 本工事期間中、工事現場に常駐できる方を記載してください。（ただし、工事請負契約書第10条第3項に規定する「現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がない場合」と発注者が認める期間は除きます。）
- 2 他の工事との兼務は出来ません。（ただし、以下に示す場合は複数の工事を兼務することができます。）
  - (1) 3)の1に規定する期間。
  - (2) 一件の入札で複数の契約をする場合。
  - (3) 現場代理人が兼務する場合の共通条件として、以下の全てを満たす工事とします。（ただし、公告等で専任を条件としている場合は除く。）

- ・兼務する工事が２件までであること。（ただし、災害復旧工事を含む場合は、既発注分も含め３件までとする。）
  - ・兼務する工事が、綾部市又は国、地方公共団体等の発注する工事であること。  
（ただし、綾部市と異なる発注機関の工事が含まれる場合は、他の発注機関が現場代理人の兼務を了承していること。）
  - ・兼務する綾部市の工事現場に現場代理人又は連絡員が駐在すること。
  - ・兼務するいずれかの現場に現場代理人が駐在すること。
  - ・連絡員及び連絡体制は、工事打合簿で明確にすること。また、連絡員は、元請業者の社員の他一次下請業者の社員でも可能としますが、ガードマンや一次以外の下請業者の社員等は連絡員にはなれません。
- （４）兼務する工事が技術者非専任の場合は、上記（３）に示す共通条件の他、次の全てを満たす工事とします。
- ・兼務する工事が、綾部市内であること。
  - ・兼務する工事の当初請負金額の合計が９，０００万円未満であること。
- （５）兼務するいずれかの工事が主任技術者専任の場合は、上記（３）に示す共通条件の他、近接関連工事であること。



圖取見透付

綾部市公告第 7 3 号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 2 5 年法律第 1 0 1 号）第 1 8 条第 1 項の規定に基づき、農用地利用集積等促進計画について認可したので、同条第 7 項の規定により公告する。

令和 8 年 6 月 2 3 日

綾部市長 四 方 源太郎

綾部市公告第 7 4 号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 2 5 年法律第 1 0 1 号）第 1 8 条第 1 項の規定に基づき、農用地利用集積等促進計画について認可したので、同条第 7 項の規定により公告する。

令和 8 年 6 月 2 3 日

綾部市長 四 方 源太郎

綾部市公告第 7 5 号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 2 5 年法律第 1 0 1 号）第 1 8 条第 1 項の規定に基づき、農用地利用集積等促進計画について認可したので、同条第 7 項の規定により公告する。

令和 8 年 6 月 2 3 日

綾部市長 四 方 源太郎

綾部市公告第 7 6 号

綾部市内に放置されていた下記の自転車を綾部市において保管しています。  
令和 8 年 7 月 2 3 日までに引取りのない場合は綾部市において処分します。

令和 8 年 6 月 2 3 日

綾部市長 四 方 源太郎

- |                       |                                                                                                                                  |
|-----------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 撤 去 の 理 由           | 綾部市自転車等の放置防止に関する条例第 8 条の規定による。                                                                                                   |
| 2 撤 去 日               | 令和 8 年 6 月 1 7 日                                                                                                                 |
| 3 撤 去 区 域             | J R 綾部駅周辺、J R 刈垣駅周辺、J R 高津駅周辺                                                                                                    |
| 4 撤 去 し<br>保管した台数     | 1 0 6 台（詳細は、一覧表のとおり）                                                                                                             |
| 5 保 管 の 場 所           | 綾部市クリーンセンター                                                                                                                      |
| 6 保 管 期 間             | 令和 8 年 7 月 2 3 日まで                                                                                                               |
| 7 返還を受ける<br>ための手続き    | 自転車等返還申請書に、利用者本人であることを証明する書類<br>（鍵等）を添付し、担当課窓口へ（印鑑持参）提出してください。<br>撤去・保管料として自転車 1 台につき 1, 0 0 0 円、原動機付自転車 1 台につき 2, 0 0 0 円が必要です。 |
| 8 引取りのない<br>場 合 の 措 置 | 売却、廃棄等の処分を行います。                                                                                                                  |
| 9 連 絡 先               | 綾部市市民環境部 市民協働課 市民活動推進担当<br>電話：4 2 - 4 2 4 8（直通）                                                                                  |

撤去した放置自転車の一覧

|    | 車体の色 | 防犯登録番号        | 車体番号                    |
|----|------|---------------|-------------------------|
| 1  | 赤    | 藤沢北0226683    | AIPAB76883              |
| 2  | 茶    | なし            | AI6AL2679               |
| 3  | 黄白   | 22-0070223    | H6E51695                |
| 4  | 黒    | 福井県009393     | L063983                 |
| 5  | 銀    | 23-0182718    | B-17152708<br>JH6J13525 |
| 6  | 黄白   | 22-0080163    | HT23I11185              |
| 7  | 黒    | 22-0078938    | A23AA42753              |
| 8  | 桃    | 21-0025678    | C18D640E                |
| 9  | 白    | 22-0077502    | GGIK37069               |
| 10 | 薄青   | なし            | 5602176                 |
| 11 | 黒    | 23-0218994    | HS3C35211               |
| 12 | 黒    | なし            | B8K59530                |
| 13 | 黒    | 22-0078653    | STUKF01156              |
| 14 | 白    | 22-0077513    | GG1K41623               |
| 15 | 黒    | 22-0080594    | YF240703933             |
| 16 | 青緑   | 22-0081033    | STVFF45286              |
| 17 | 銀    | なし            | A22AL43540              |
| 18 | 銀    | 03-0306139    | F09L006078              |
| 19 | 黒    | 金沢916937      | F20677238               |
| 20 | 白    | 22-0078926    | A23AA07651              |
| 21 | 黒・緑  | 22-0079545    | 87VKJH491               |
| 22 | 白    | 23-0190871    | SSH034017               |
| 23 | 深緑   | 兵庫県900G708145 | U162V03430              |
| 24 | 青    | なし            | ND3L19122               |
| 25 | 薄青   | 24-0105968    | A19AH24228              |
| 26 | 茶    | 23-0212486    | SWE025089               |
| 27 | 黒    | なし            | S4WA01338               |
| 28 | 黒    | 23-0210103    | STUIF18545              |
| 29 | 黒    | 茨城県D450439    | LY17H01091              |
| 30 | 白    | 24-0107645    | ZYL2016150              |
| 31 | 赤    | 23-0202583    | SSL048480               |
| 32 | 白    | 23-0211966    | VL049812                |
| 33 | 黒    | 22-0078583    | STUKF09072              |
| 34 | 銀    | 23-0211272    | F22709029               |
| 35 | 白    | 23-0220310    | VK2407020               |
| 36 | 黒    | 22-0080658    | GG5C35211               |
| 37 | 白    | 22-0077414    | GG1I26375               |
| 38 | 桃    | 鶴見大阪府320704   | SLJ108360               |
| 39 | 白    | 27-0044182    | B2D10990                |
| 40 | 黒    | 24-0106285    | STSKF06915              |

|     |     |                        |                         |
|-----|-----|------------------------|-------------------------|
| 4 1 | 黒   | 2 3 - 0 1 9 2 4 9 4    | B 9 B 4 6 4 9 6         |
| 4 2 | 白   | 2 4 - 0 1 1 1 5 4 2    | S T U A F 1 6 2 7 6     |
| 4 3 | 桃   | 2 2 - 0 0 7 5 7 2 9    | S T R J Y 2 0 9 2 6     |
| 4 4 | 赤   | 2 2 - 0 0 6 7 4 4 6    | L K G 1 3 6 0 3         |
| 4 5 | 深緑  | なし                     | A 2 O A I X 1 7 6 6     |
| 4 6 | 桃   | 2 2 - 0 0 7 8 5 1 1    | S T S H Y 0 5 7 2 6     |
| 4 7 | 黒   | 2 4 - 0 1 0 9 9 8 2    | F 2 O V 2 5 8 3 7       |
| 4 8 | 黒   | なし                     | L D A 0 8 3 4 8         |
| 4 9 | 白   | 2 2 - 0 0 7 9 1 4 5    | G G 3 A 2 3 4 4 8       |
| 5 0 | 白   | 2 4 - 0 1 0 5 6 4 2    | G C 9 J 2 0 4 9 2       |
| 5 1 | 黒・銀 | 2 2 - 0 0 7 3 8 5      | B 6 K 2 3 1 3 6         |
| 5 2 | 白   | 2 4 - 0 1 1 7 9 9 5    | Z X 2 3 2 4 1 2 6 1     |
| 5 3 | 銀   | 2 2 - 0 0 7 8 6 0 7    | S T T L Y 1 3 3 6 4     |
| 5 4 | 黒   | 2 2 - 0 0 7 4 3 1 3    | F C 8 C 0 5 8 2 3       |
| 5 5 | 赤   | 2 2 - 0 0 8 0 7 9 7    | S T W H J 0 2 2 4 4     |
| 5 6 | 深緑  | 2 5 - 0 0 5 8 6 2 8    | B 4 H 7 2 0 6 5         |
| 5 7 | 黒   | 2 2 - 0 0 8 0 8 9 3    | F 2 2 X 2 6 0 0 7       |
| 5 8 | 黒   | 2 2 - 0 0 7 8 5 3 9    | S T T L Y 0 3 5 8 5     |
| 5 9 | 黒   | 2 3 - 0 2 1 0 1 0 4    | S T T L Y 1 5 5 5 3     |
| 6 0 | 白   | 2 2 - 0 0 7 7 9 5 6    | S T U K F 4 1 8 6 7     |
| 6 1 | 赤   | なし                     | 0 9 1 2 3 6 3 8         |
| 6 2 | 黒   | なし                     | T O P Y B J 1 5 2 E 1 1 |
| 6 3 | 黒   | 鳥取県W-0 2 2 9 5         | J H 8 X 0 0 6 0 4       |
| 6 4 | 黒   | 2 2 - 0 0 7 8 1 5 0    | H S 1 L 0 5 9 7 6       |
| 6 5 | 黒   | 2 2 - 0 0 7 7 6 1 7    | S T T G F 2 9 1 4 9     |
| 6 6 | 黒   | 2 2 - 0 0 7 9 5 6 9    | S T Q T A 1 3 3 8 0     |
| 6 7 | 白   | 2 3 - 0 1 7 2 6 3 7    | F 5 0 1 4 7 2 6 6       |
| 6 8 | 灰   | 2 3 - 0 2 1 6 5 5 0    | H A 0 6 6 3 5 5         |
| 6 9 | 紺   | 2 4 - 0 1 1 2 1 9 0    | F H L 1 6 5 - 2 1 - 0 3 |
| 7 0 | 赤茶  | なし                     | A S D 1 7 E 7 7 1 0     |
| 7 1 | 銀   | なし                     | C S 5 0 1 0 6 8 1 4     |
| 7 2 | 黒   | 2 3 - 0 2 0 3 9 6 5    | S 9 W K 1 4 3 0 5       |
| 7 3 | 白   | 2 4 - 0 1 0 3 2 7 1    | S T S J Y 0 6 5 1 2     |
| 7 4 | 赤   | 2 4 - 0 0 9 6 7 0 6    | B 6 E 0 8 7 1 4         |
| 7 5 | 白   | 愛知県1 7 - コ - 3 8 3 9 2 | B 6 L 1 4 4 0 6         |
| 7 6 | 黒   | 2 2 - 0 0 8 1 1 2 3    | S T X K A 2 0 4 7 6     |
| 7 7 | 青   | 2 2 - 0 0 7 4 4 5 0    | F C 7 K 1 8 7 6 9       |
| 7 8 | 黄緑  | 2 2 - 0 0 7 6 3 3 9    | G C 9 L O 1 3 1 7       |
| 7 9 | 白・茶 | 2 4 - 0 1 0 1 4 0 3    | V 1 8 1 1 0 9 5 0 0     |
| 8 0 | 赤   | 1 6 - 0 3 6 5 3 7 2    | S U A 0 1 0 7 6 0       |
| 8 1 | 銀   | 2 2 - 0 0 6 2 9 0 1    | B 8 3 G 5 7 7 3 9       |
| 8 2 | 黒   | 2 4 - 0 1 1 1 5 9 6    | S T T 1 F 1 1 3 0       |
| 8 3 | 白   | 綾3 4 5 0 4             | R C 4 3 9 4 4           |

|       |    |                   |                       |
|-------|----|-------------------|-----------------------|
| 8 4   | 白  | 2 2－0 0 8 0 4 6 1 | HA 6 8 7 3 6 2 9      |
| 8 5   | 赤  | 2 2－0 0 7 3 6 9 4 | FC 7 L 0 5 2 0 0      |
| 8 6   | 赤茶 | 2 4－0 0 9 3 0 4 1 | B 5 D 7 8 0 8 4       |
| 8 7   | 薄青 | 2 3－0 1 5 5 2 0 7 | HS 1 F 0 2 3 5 6      |
| 8 8   | 赤茶 | 2 4－0 1 0 5 3 8 7 | ST T 3 2 3            |
| 8 9   | 白  | 2 3－0 1 8 7 3 5 1 | S 7 G 0 3 3 5 8 1     |
| 9 0   | 黒  | 2 2－0 0 7 6 3 4 6 | Z Y 9 L 1 8 8 8 9 8   |
| 9 1   | 白  | 2 4－0 1 2 3 9 8 3 | Z X 2 5 0 8 1 0 1 7   |
| 9 2   | 黒  | 2 2－0 0 7 9 5 4 8 | ST V K J 0 7 8 6 2    |
| 9 3   | 黒  | 2 4－0 1 0 5 8 5 7 | CG 9 J 0 9 8 5 9      |
| 9 4   | 黒  | 2 3－0 1 9 9 5 7 9 | F 9 1 1 2 6 8 6 3     |
| 9 5   | 黒  | 2 2－0 0 8 1 7 8 7 | ST U H F 0 4 5 6 9    |
| 9 6   | 黒  | 2 4－0 1 0 5 8 5 8 | GG OC 1 1 6 6 6       |
| 9 7   | 茶  | 2 2－0 0 7 6 5 8 1 | GG O J 1 3 1 0 2      |
| 9 8   | 黒  | 2 2－0 0 7 7 5 8 6 | ST T D F 0 2 1 4 5    |
| 9 9   | 黒  | 2 3－0 2 1 4 4 6 5 | F 2 3 1 9 4 2 7 4     |
| 1 0 0 | 白  | なし                | K 1 0 1 9 0 9 0 0 8 0 |
| 1 0 1 | 赤  | 2 3－0 2 0 8 9 5 3 | SV G 3 0 9 4 0 1      |
| 1 0 2 | 白  | 2 3－0 1 9 1 5 8 8 | T 1 2 K 3 3 1 5       |
| 1 0 3 | 白  | 2 4－0 1 1 6 2 7 6 | LF L 0 4 4 9 9        |
| 1 0 4 | 黒  | 2 2－0 0 7 9 4 4 3 | ST KB 1 2 5 4 6 9     |
| 1 0 5 | 茶  | なし                | SW K 3 2 1 2 5 6 1    |
| 1 0 6 | 黒  | 2 2－0 0 7 8 9 5 3 | A 2 3 AA 3 1 1 6 5    |

綾部市公告第 7 7 号

市道野田須知山線改良工事と市道改良工事関連配水管移設工事に係る入札参加資格について、次のとおりお知らせしますので、入札参加希望者は申請してください。なお、この工事の入札は電子入札による公募型指名競争入札とします。

令和 8 年 6 月 2 9 日

綾部市長 四 方 源太郎

1 工事概要

- (1) 工事番号 第 5 0 8 2 8 号
- (2) 工 事 名 市道野田須知山線改良工事  
市道改良工事関連配水管移設工事
- (3) 工事場所 綾部市上野町（別添位置図参照）
- (4) 工事内容 本工事は、市道の改良を行い、歩行者の安全確保及び利便性の向上を図るとともに、配水管の布設替えを行うものです。工事区間は生活道路及び通学路となっているため、歩行者・児童・車両等の通行確保、安全対策、環境対策には万全の配慮が必要です。
- (5) 工事概要 (野田須知山線)  
 $L = 185.2 \text{ m}$   $W = 6.1 \sim 15.5 \text{ m}$   
 側溝工  $L = 295 \text{ m}$   
 路床安定処理工  $A = 267 \text{ m}^2$   
 アスファルト舗装工  $A = 1,990 \text{ m}^2$   
 透水性アスファルト舗装工  $A = 231 \text{ m}^2$   
 (改良工事関連配水管移設)  
 配水管布設工 D C I P ( G X )  $\phi 75$   $L = 13 \text{ m}$   
 給水戸数  $N = 1$  戸  
 仮設配水管工 一式
- (6) 予定工期 令和 8 年 7 月 2 9 日から  
令和 9 年 3 月 2 5 日まで ( 2 4 0 日間 )

2 入札参加資格

この工事の入札参加資格は、次の要件を全て満たす業者で入札参加申請に基づき、本市が資格認定した者としてします。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ないものでないこと。
- (2) 令和 8 年度綾部市建設工事指名競争入札参加資格者名簿に土木工事の A 1 等級で登録されており、令和 8 年 4 月 1 日以降継続して綾部市内に本店を有する単体業者であること。また、申請日時点において綾部市の指名停止又は市が締結する

契約等からの除外措置を受けていないこと。

- (3) 建設業法第15条の規定による特定建設業の許可を土木工事について受けているものであること。
- (4) 令和8年度の指名競争入札参加資格審査結果通知書で、土木工事の総合評点が900点以上であること。
- (5) 土木工事に係る綾部市発注工事で、令和7年1月1日から令和7年12月31日の間において、完了工事の成績評点が65点に満たない評定を受けていないこと。
- (6) 請負金額1,000万円以上（合併発注や特命随契との合計額でも可）の土木工事の施工実績を有していること。ただし、この施工実績は公共工事で申請者の元請実績とし、民間工事や下請実績は認めません。また、この施工実績はコリンズ又は請負契約書などで確認できること。
- (7) 土木工事に係る技術者を、主任技術者又は監理技術者等として工事現場に配置し得ること。
- (8) 配置予定とする現場代理人の技術資格・工事経験については問わないが、現場代理人、主任技術者又は監理技術者等は、申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者であること。なお、ここでいう「恒常的な雇用関係」とは、この公募型指名競争入札参加申請書の申請日以前に3箇月以上の雇用関係があることをいう。

### 3 提出書類

#### (1) 公募型指名競争入札参加申請書

- ・電子入札システムから公募型指名競争入札参加申請書を提出すること。ただし、紙入札希望業者は、「紙入札方式参加承諾願」（別記様式—1）とともに「公募型指名競争入札参加申請書」（別記様式—2）2部を監理課へ持参により提出すること。

#### (2) 技術資料及び資格者証等の写し

- ・電子入札システムで、公募型指名競争入札参加申請書の添付資料に技術資料及び資格者証の写しを添付して提出すること。添付するファイルの形式及び容量については「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第7条によること。  
紙入札希望業者は、(1)の承諾願及び申請書とともに「技術資料」（別記様式—3）及び資格者証の写しを監理課へ持参により提出すること。
- ・「同種工事又は類似工事の施工実績」には、2(6)に該当する工事を記載し、資料としてコリンズ又は請負契約書の写し及び工事内容の確認できる資料を添付すること。（コリンズを添付する場合は請負契約書等の写しは不要とします。）
- ・「当該工事に配置予定の現場代理人、主任技術者又は監理技術者等の資格」には、それぞれ配置予定者について5名以内で記載することとし、主任技術者又は監理技術者等の法令による免許欄には、2(7)に該当する技術資格を記載し、資料として技術者証の写しを添付すること。

- ・ 2（８）を確認する資料として、所属建設業者と直接的な雇用の確認ができる書類を添付すること。

#### 4 設計図書の閲覧及び入札参加申請書の受付

##### （１）設計図書の閲覧

- ①期間 令和８年６月２９日（月）午前９時から
- ②方法 京都府入札情報公開システムからのダウンロードを基本とします。  
([https://kyoto.efftis.jp/26000/CALS/PPI\\_P/](https://kyoto.efftis.jp/26000/CALS/PPI_P/))  
ただし、これによりがたい場合は有償での配布としますので、希望者は事前に監理課まで連絡をお願いします。配布場所は綾部市建設部監理課 契約・指導検査担当（本庁東３階）とします。

##### （２）入札参加申請書の受付

- ①期間 令和８年７月２日（木）午前９時から午後６時まで  
令和８年７月３日（金）午前９時から正午まで  
ただし、紙入札希望業者の提出で７月２日については午前９時から正午までと午後１時から午後５時までとします。
- ②方法 電子入札システムからの提出とします。ただし、紙入札希望業者は、監理課への持参による提出とします。

#### 5 入札参加者への通知

- （１）入札通知書及び非指名通知書については、令和８年７月上旬に電子入札システムで通知します。ただし、紙入札希望業者には郵送で通知します。
- （２）非指名通知書を受けた者は、通知した日から起算して５日以内に、書面により非指名理由についての説明を求めることができます。

#### 6 設計図書等に関する質疑の受付及び回答

- ①期間 令和８年７月９日（木）から  
令和８年７月１０日（金）正午まで
- ②方法 綾部市指定の「質疑書」により提出するものとします。「質疑書」の提出は、監理課への持参、ファックス、メールのいずれかによることとしますが、持参の場合は開庁日の午前９時から正午までと午後１時から午後５時（最終日は正午）までとします。
- ③対象 指名業者の「質疑書」のみ受け付けます。
- ④回答 令和８年７月１４日（火）午後５時までに京都府入札情報公開システムに掲載します。ただし、紙入札希望業者には同日午後５時までにファックスにて回答します。なお、質疑の無い場合は回答の掲載等はありません。

## 7 入札期間及び開札の日時

### (1) 入札期間

①期間 令和8年7月21日（火）午前9時から午後6時まで  
令和8年7月22日（水）午前9時から午後2時まで  
ただし、紙入札者の提出は7月21日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時までと、7月22日の午前9時から正午までと午後1時から午後2時までとします。

②方法 電子入札システムからの提出とします。  
(<https://kyoto.efftis.jp/26000/CALS/Accepter/>)  
工事内訳書を必ず添付してください。添付するファイルの形式及び容量については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第11条によること。  
ただし、紙入札者は、監理課への持参による提出とします。作成方法については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第19条第4項によること。

### (2) 開札の日時

令和8年7月23日（木）午前9時30分

## 8 入札保証金

入札保証金については、綾部市会計規則（昭和57年綾部市規則第2号）第77条第1項第2号及び第3号により免除します。

## 9 落札者の決定方法

綾部市会計規則第78条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

ただし、この工事は最低制限価格を設けているため、最低制限価格未満で入札した者は失格とします。

## 10 入札の無効

入札の無効については、「綾部市工事等競争入札心得」第12条によることとします。

## 11 郵送による入札の可否

郵送による入札は認めません。

## 12 最低制限価格の算出式について

この工事については、綾部市の「建設工事にかかる最低制限価格について 令和7年4月1日改正」の「一般土木工事等（No. 1）」の算出式を適用とします。

13 その他

- (1) 工事概要、工事内容に関する問い合わせは、入札通知までは受け付けません。
- (2) 入札参加者は、本公告文、設計図書、仕様書及び契約書を熟読し、綾部市公共工事等電子入札運用基準、綾部市工事等競争入札心得を遵守してください。
- (3) 入札通知後、入札日までに本入札を辞退するときは、電子入札システムへの入札辞退届の登録又は綾部市指定の「入札辞退届」を提出してください。
- (4) 入札参加資格者であっても、入札日までに入札参加資格を満たさなくなったり、関係法令に違反するなど、明らかに契約の相手方として不適当であると認められた場合は、入札参加資格を取り消し文書で通知します。
- (5) 配置予定の現場代理人、主任技術者又は監理技術者等が、他の工事の受注等により配置できないと認められる場合は、本件の入札を無効とします。
- (6) 本案件は募集型競争入札のため、入札締切予定日時を過ぎて入札書が未到達であり、かつ、入札辞退の手続を行っていない場合においては、「不着」として取扱うこととし、次回以降直近の同種案件において入札参加を認めません。
- (7) 本案件は、市道野田須知山線改良工事と市道改良工事関連配水管移設工事を合併して発注するものですが、契約については、2件に分けて契約するものとします。

14 問い合わせ先

綾部市建設部監理課契約・指導検査担当

郵便番号 623-8501

所在地 京都府綾部市若竹町8-1

綾部市役所本庁東3階

電話番号 0773-42-4276 (直通)

FAX番号 0773-42-4406 (代表)

E-mail kanri@city.ayabe.lg.jp

様式－ 1

## 紙入札方式参加承諾願

1 工事番号 .....

2 工 事 名 .....

3 場 所 .....

4 電子入札システムでの参加ができない理由

.....  
.....  
.....

上記の案件は、電子入札対象案件ではありますが、今回は当社においては上記理由により電子入札システムを利用しての参加ができないため、紙入札方式での参加を承諾いただきますようお願いいたします。

令和 年 月 日

住 所

氏 名

印

綾 部 市 長 様

様式－ 2

## 公募型指名競争入札参加申請書

令和 年 月 日

綾 部 市 長 様

住 所  
商号又は名称  
代 表 者 氏 名

⑨

電 話 番 号  
F A X 番 号

下記工事の建設工事請負契約に係る公募型指名競争入札に参加を希望したく、  
添付書類を添えて提出します。

なお、本申請書及び添付書類のすべての記載事項は事実と相違ないことを誓  
約します。

記

工事番号

工 事 名

工事場所

添付書類 技術資料（添付資料及び資格者証等を含む）

樣式－3

# 技 術 資 料

住 所

名 称

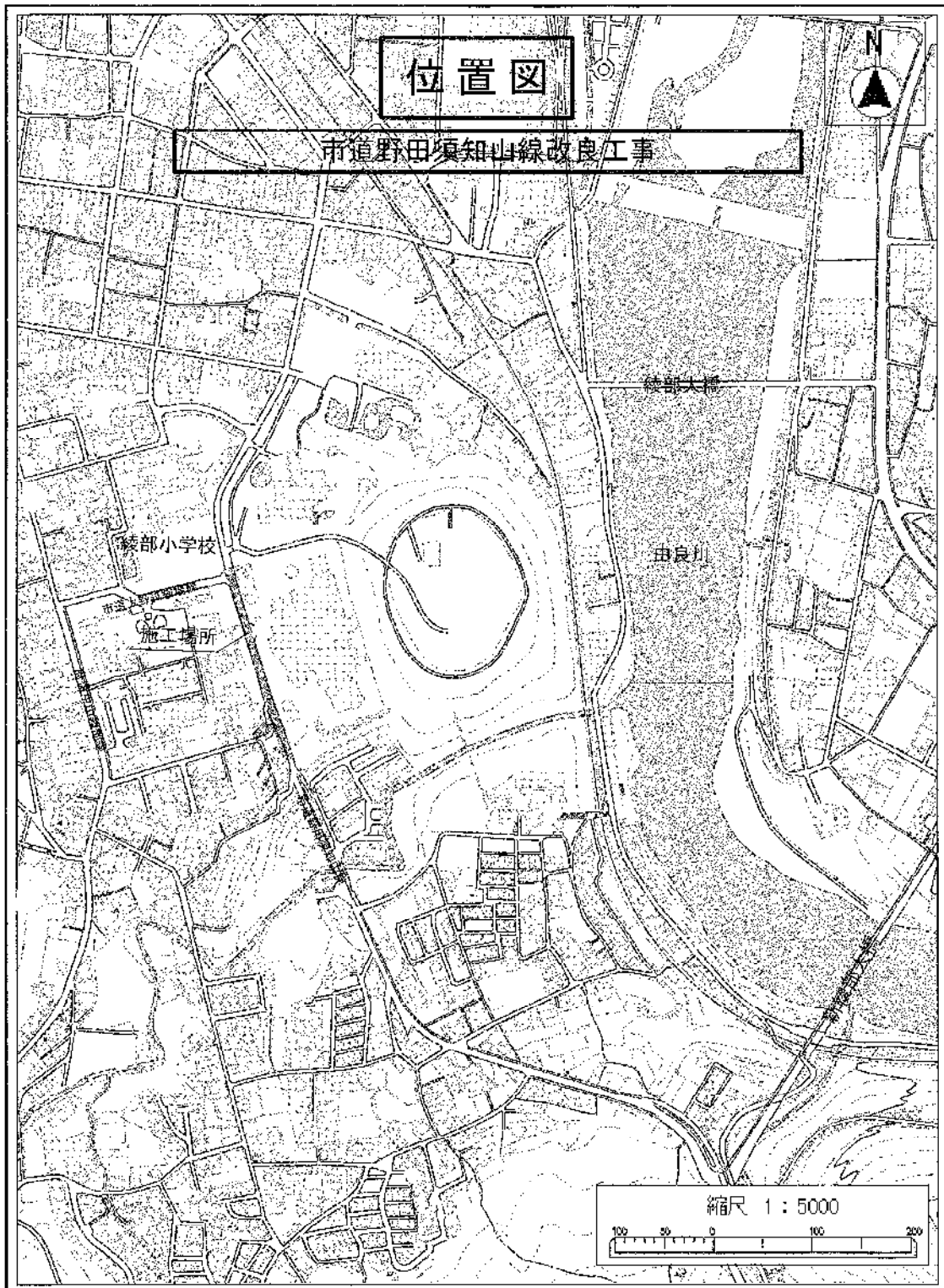
1 同種工事又は類似工事の施工実績

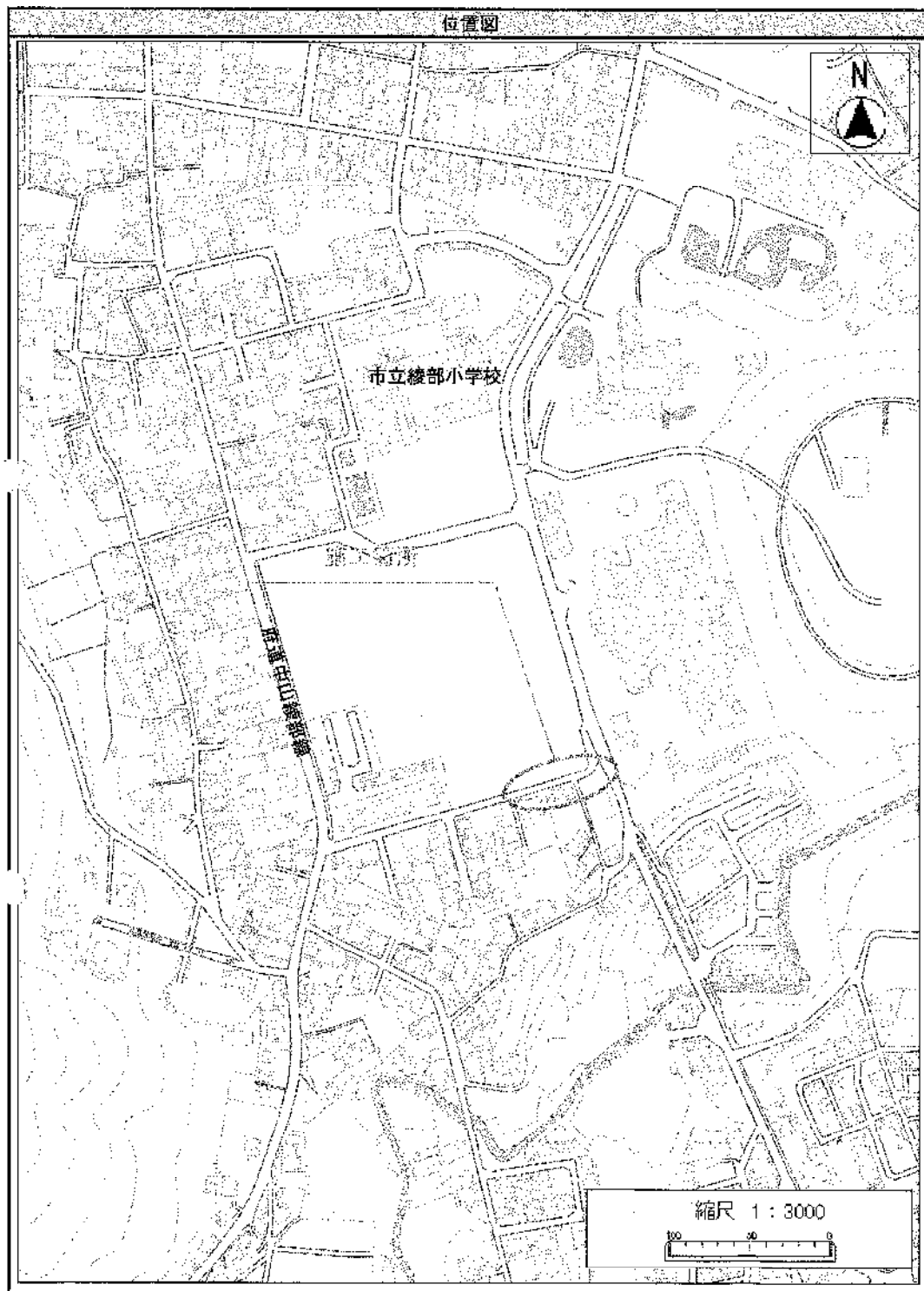
|                       |         |                |                |
|-----------------------|---------|----------------|----------------|
| 工<br>事<br>名<br>称<br>等 | 工 事 名 称 |                |                |
|                       | 発注機関名   |                |                |
|                       | 施 工 場 所 |                |                |
|                       | 契 約 金 額 |                |                |
|                       | 工 期     | 年 月～ 年 月       | 年 月～ 年 月       |
|                       | 受注形態等   | 単体／J V（出資比率 %） | 単体／J V（出資比率 %） |
| 工 事 概 要 等             |         |                |                |
|                       |         |                |                |
|                       |         |                |                |
|                       |         |                |                |
|                       |         |                |                |
|                       |         |                |                |
|                       |         |                |                |
| 技 術 的 特 記 事 項         |         |                |                |
|                       |         |                |                |
|                       |         |                |                |
|                       |         |                |                |
|                       |         |                |                |
|                       |         |                |                |
|                       |         |                |                |
|                       |         |                |                |
|                       |         |                |                |
|                       |         |                |                |
|                       |         |                |                |
|                       |         |                |                |
|                       |         |                |                |
|                       |         |                |                |
|                       |         |                |                |
|                       |         |                |                |
|                       |         |                |                |

2 当該工事に配置予定の現場代理人、主任技術者又は監理技術者等の資格

| 区 分                          |                          | 現 場 代 理 人 | 主任技術者又は監理技術者等 |
|------------------------------|--------------------------|-----------|---------------|
| 従事予定者名                       |                          |           |               |
| 所属会社名                        |                          |           |               |
| 生年月日（年齢）                     |                          |           |               |
| 最 終 学 歴                      |                          |           |               |
| 法令による免許<br>（取得年月日）<br>（登録番号） |                          |           |               |
| 現在の受持工事                      | 工 事 名                    |           |               |
|                              | 施工場所                     |           |               |
|                              | 工 期                      | 年 月～ 年 月  | 年 月～ 年 月      |
|                              | 従事役職                     |           |               |
|                              | 重複する<br>場 合 の<br>対 応 措 置 |           |               |

| 区 分                          |                          | 現 場 代 理 人 | 主任技術者又は監理技術者等 |
|------------------------------|--------------------------|-----------|---------------|
| 従事予定者名                       |                          |           |               |
| 所属会社名                        |                          |           |               |
| 生年月日（年齢）                     |                          |           |               |
| 最 終 学 歴                      |                          |           |               |
| 法令による免許<br>（取得年月日）<br>（登録番号） |                          |           |               |
| 現在の受持工事                      | 工 事 名                    |           |               |
|                              | 施工場所                     |           |               |
|                              | 工 期                      | 年 月～ 年 月  | 年 月～ 年 月      |
|                              | 従事役職                     |           |               |
|                              | 重複する<br>場 合 の<br>対 応 措 置 |           |               |





綾部市公告第78号

市道住宅工業団地2号線外1線舗装工事に係る入札参加資格について、次のとおりお知らせします。入札参加希望者は申請してください。なお、この工事の入札は電子入札による条件付一般競争入札とします。

令和8年6月29日

綾部市長 四方 源太郎

1 工事概要

- (1) 工事番号 第508 29号
- (2) 工 事 名 市道住宅工業団地2号線外1線舗装工事
- (3) 工事場所 綾部市桜が丘三丁目外（別添位置図参照）
- (4) 工事概要 L=100.0m W=7.8~7.9m  
アスファルト舗装工 A=795m<sup>2</sup>  
区画線工 L=278m
- (5) 予定工期 令和8年 7月29日から  
令和8年10月 6日まで（70日間）

2 入札参加資格

この工事の入札参加資格は、次の要件を全て満たす業者で入札参加資格確認申請に基づき、本市が資格認定したものとします。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 令和8年度綾部市建設工事指名競争入札参加資格者名簿で舗装工事のB等級で登録されており、令和8年4月1日以降継続して綾部市内に本店を有する単体業者で、申請日時点において綾部市の指名停止及び市が締結する契約等からの除外措置を受けていないこと。
- (3) 舗装工事に係る綾部市発注工事で、令和7年1月1日から令和7年12月31日の間に、完了工事の成績評点が60点に満たない評定を受けていないこと。
- (4) 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある現場代理人、主任技術者が配置できること。  
なお、ここでいう「恒常的な雇用関係」とは、この一般競争入札参加資格確認申請書の提出日以前に3箇月以上の雇用関係があることをいう。

3 提出書類

(1) 一般競争入札参加資格確認申請書

電子入札システムから一般競争入札参加資格確認申請書を提出すること。ただし、紙入札希望業者は「紙入札方式参加承諾願」（別記様式—1）とともに「一般競争入札参加資格確認申請書」（別記様式—2）2部を監理課へ持参により提出すること。

(2) 配置予定者名簿

電子入札システムで、一般競争入札参加資格確認申請書の添付資料に「配置予定者名簿」（別記様式一３）を添付して提出すること。添付するファイルの形式及び容量については「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第７条によること。

ただし、紙入札希望業者は（１）の承諾願及び申請書とともに「配置予定者名簿」を監理課へ持参により提出すること。

#### ４ 設計図書の閲覧及び入札参加資格確認申請書の受付

##### （１）設計図書の閲覧

①期間 令和８年６月２９日（月）午前９時から

②方法 京都府入札情報公開システムからのダウンロードを基本とします。

([https://kyoto.efftis.jp/26000/CALS/PPI\\_P/](https://kyoto.efftis.jp/26000/CALS/PPI_P/))

ただし、これによりがたい場合は有償での配布としますので、希望者は事前に監理課まで連絡をお願いします。配布場所は綾部市建設部監理課契約・指導検査担当（本庁東３階）とします。

##### （２）入札参加資格確認申請書の受付

①期間 令和８年７月２日（木）午前９時から午後６時まで

令和８年７月３日（金）午前９時から正午まで

ただし、紙入札希望業者の提出で７月２日については午前９時から正午までと午後１時から午後５時までとします。

②方法 電子入札システムからの提出とします。ただし、紙入札希望業者は、監理課への持参による提出とします。

#### ５ 入札参加資格確認通知について

（１）一般競争入札参加資格確認通知書については、令和８年７月上旬に電子入札システムで通知します。ただし、紙入札希望業者には郵送で通知します。

（２）資格なしの通知を受けた者は、通知した日から起算して５日以内に、書面によりその理由について説明を求めることができます。

#### ６ 設計図書等に係る質疑の受付及び回答

①期間 令和８年７月９日（木）から

令和８年７月１０日（金）正午まで

②方法 綾部市指定の「質疑書」により提出するものとします。「質疑書」の提出は、監理課への持参、ファックス、メールのいずれかによることとしますが、持参の場合は開庁日の午前９時から正午までと午後１時から午後５時（最終日は正午）までとします。

③対象 入札参加資格者の「質疑書」のみ受け付けます。

④回答 令和８年７月１４日（火）午後５時までに京都府入札情報公開システムに掲載します。ただし、紙入札希望業者には同日午後５時までにファックスにて回答します。なお、質疑の無い場合は回答の掲載等はいりません。

## 7 入札期間及び開札の日時

### (1) 入札期間

- ①日時 令和8年7月21日（火）午前9時から午後6時まで  
令和8年7月22日（水）午前9時から午後2時まで  
ただし、紙入札者の提出は7月21日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時までと、7月22日の午前9時から正午までと午後1時から午後2時までとします。

- ②方法 電子入札システムからの提出とします。  
(<https://kyoto.efftis.jp/26000/CALS/Accepter/>)  
工事内訳書を必ず添付してください。添付するファイルの形式及び容量については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第11条によること。  
ただし、紙入札者は、監理課への持参による提出とします。作成方法については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第19条第4項によること。

### (2) 開札の日時

令和8年7月23日（木）午前9時50分

## 8 入札保証金

入札保証金については、綾部市会計規則（昭和57年綾部市規則第2号）第77条第1項第2号及び第3号により免除します。

## 9 落札者の決定方法

綾部市会計規則第78条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

ただし、この工事は最低制限価格を設けているため、最低制限価格未満で入札した者は失格とします。

## 10 入札の無効

入札の無効については、「綾部市工事等競争入札心得」第12条によることとします。

また、他の工事の受注等により、「配置予定者名簿」の配置ができないと認められる場合は、本件の入札を無効とします。

## 11 郵送による入札の可否

郵送による入札は認めません。

## 12 最低制限価格の算出式について

この工事については、綾部市の「建設工事にかかる最低制限価格について 令和7年4月1日改正」の「一般土木工事等（No. 1）」の算出式を適用とします。

13 その他

- (1) 工事概要、工事内容に関する問い合わせは、入札参加資格確認通知までは受け付けません。
- (2) 入札参加者は、本公告文、設計図書、仕様書及び契約書を熟読し、綾部市公共工事等電子入札運用基準、綾部市工事等競争入札心得を遵守してください。
- (3) 入札参加資格確認後、入札日までに本入札を辞退するときは、電子入札システムへの入札辞退届の登録又は綾部市指定の「入札辞退届」を提出してください。
- (4) 入札参加資格者であっても、入札日までに入札参加資格を満たさなくなったり、関係法令に違反するなど、明らかに契約の相手方として不適当であると認められた場合は、入札参加資格を取り消し文書で通知します。
- (5) 本案件は募集型競争入札のため、入札締切予定日時を過ぎて入札書が未到達であり、かつ、入札辞退の手続を行っていない場合においては、「不着」として取扱うこととし、次回以降直近の同種案件において入札参加を認めません。

14 問い合わせ先

綾部市建設部監理課契約・指導検査担当

郵便番号 623-8501

所在地 京都府綾部市若竹町8-1

綾部市役所本庁東3階

電話番号 0773-42-4276 (直通)

FAX番号 0773-42-4406 (代表)

E-mail kanri@city.ayabe.lg.jp

様式－ 1

## 紙入札方式参加承諾願

1 工事番号 .....

2 工 事 名 .....

3 場 所 .....

4 電子入札システムでの参加ができない理由

.....

.....

.....

上記の案件は、電子入札対象案件ではありますが、今回は当社においては上記理由により電子入札システムを利用しての参加ができないため、紙入札方式での参加を承諾いただきますようお願いいたします。

令和      年      月      日

住      所

氏      名

㊞

綾 部 市 長      様

様式－ 2

## 一般競争入札参加資格確認申請書

令和 年 月 日

綾 部 市 長 様

住 所

氏 名

印

電 話 番 号

F A X 番 号

下記工事の建設工事請負契約に係る条件付一般競争入札に参加したいので、参加資格確認申請書を提出します。

記

工 事 番 号

工 事 名

工 事 場 所

様式－ 3

## 配 置 予 定 者 名 簿

工 事 番 号：

工 事 名：

商号及び名称：

|   | 現 場 代 理 人        |         | 主 任 技 術 者        |         |
|---|------------------|---------|------------------|---------|
| 1 | (氏 名)            |         | (氏 名)            |         |
|   | 手<br>持<br>工<br>事 | (工 事 名) | 手<br>持<br>工<br>事 | (工 事 名) |
|   |                  | (請負金額)  |                  | (請負金額)  |
|   |                  | (役 職 名) |                  | (役 職 名) |
|   |                  | (完了予定)  |                  | (完了予定)  |
| 2 | (氏 名)            |         | (氏 名)            |         |
|   | 手<br>持<br>工<br>事 | (工 事 名) | 手<br>持<br>工<br>事 | (工 事 名) |
|   |                  | (請負金額)  |                  | (請負金額)  |
|   |                  | (役 職 名) |                  | (役 職 名) |
|   |                  | (完了予定)  |                  | (完了予定)  |
| 3 | (氏 名)            |         | (氏 名)            |         |
|   | 手<br>持<br>工<br>事 | (工 事 名) | 手<br>持<br>工<br>事 | (工 事 名) |
|   |                  | (請負金額)  |                  | (請負金額)  |
|   |                  | (役 職 名) |                  | (役 職 名) |
|   |                  | (完了予定)  |                  | (完了予定)  |
| 4 | (氏 名)            |         | (氏 名)            |         |
|   | 手<br>持<br>工<br>事 | (工 事 名) | 手<br>持<br>工<br>事 | (工 事 名) |
|   |                  | (請負金額)  |                  | (請負金額)  |
|   |                  | (役 職 名) |                  | (役 職 名) |
|   |                  | (完了予定)  |                  | (完了予定)  |
| 5 | (氏 名)            |         | (氏 名)            |         |
|   | 手<br>持<br>工<br>事 | (工 事 名) | 手<br>持<br>工<br>事 | (工 事 名) |
|   |                  | (請負金額)  |                  | (請負金額)  |
|   |                  | (役 職 名) |                  | (役 職 名) |
|   |                  | (完了予定)  |                  | (完了予定)  |

## 【記載上の注意事項】

### 1) 配置予定者 共通

- 1 申請段階で配置可能な方を上段に記載してください。組み合わせの制限はありませんので、それぞれに配置可能な方の氏名のみを5名以内で記載してください。
- 2 下段には、手持工事の有無について記載し、手持ち工事がある場合は、全ての工事について工事名、請負金額、役職名、完了予定日を記載してください。（ただし、当該工事と工期が重複する工事の現場代理人や専任を要する技術者の場合は、配置予定者が変更可能な場合及び下記に示す現場代理人、主任技術者それぞれの兼務条件を満たす方のみとします。）
- 3 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある方で、「建設工事入札参加資格審査申請書」に添付された現場代理人名簿又は技術者名簿から選定してください。（ただし、新たに採用された技術者を配置する場合は、この申請までに入札参加資格記載事項変更届を監理課へ提出してください。）

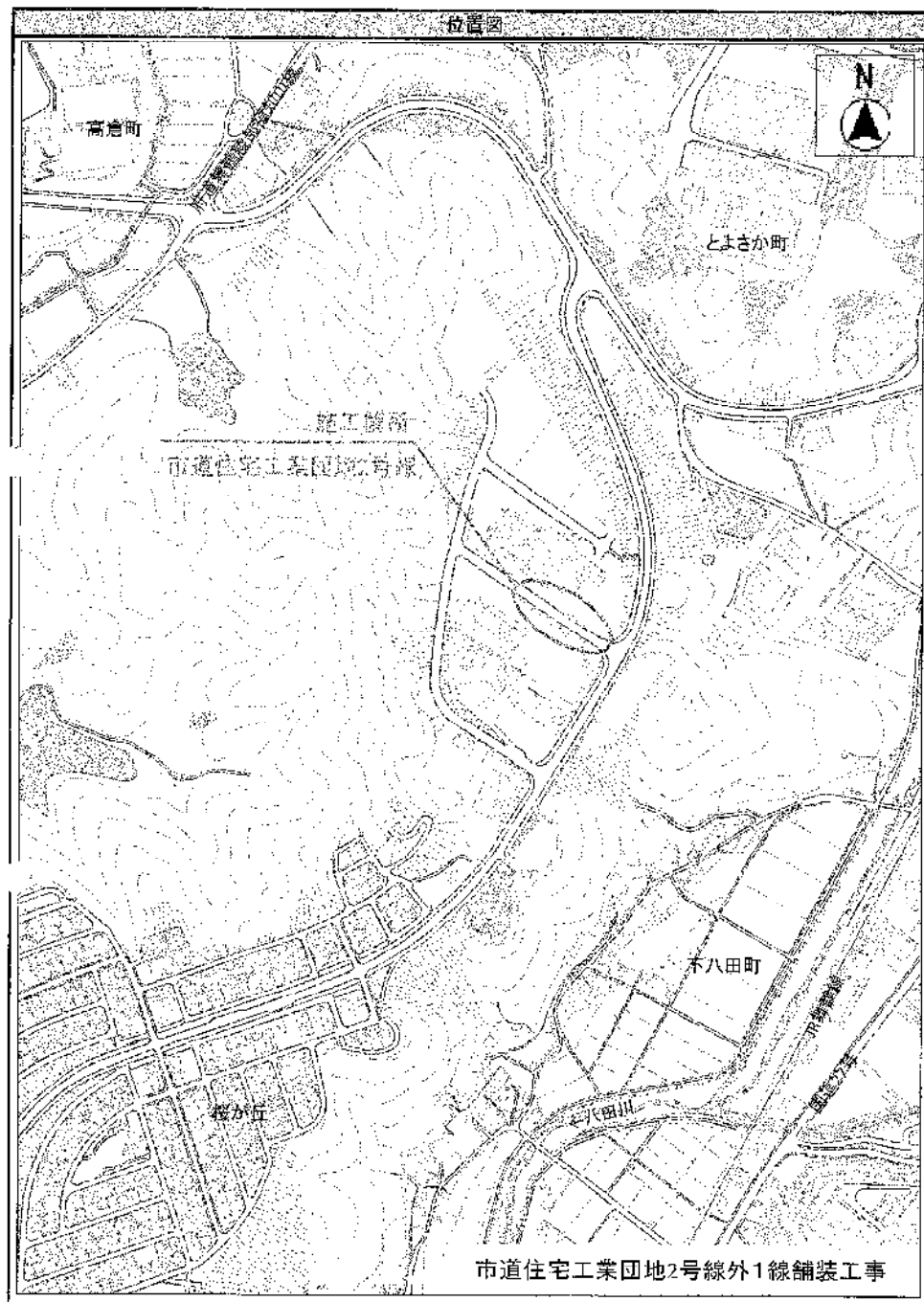
### 2) 主任技術者

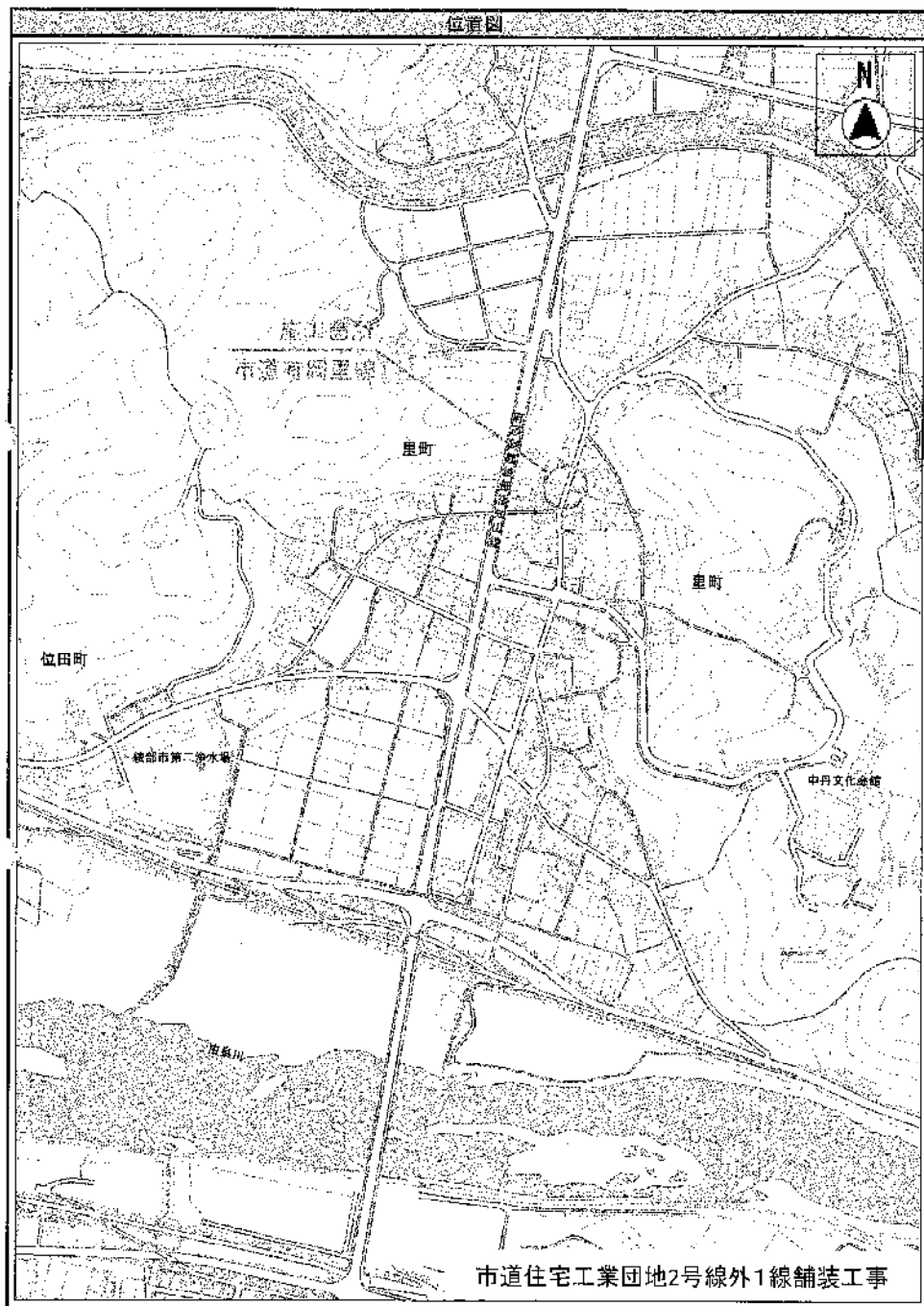
- 1 舗装工事にかかる技術資格を有した方を記載してください。
- 2 請負金額が4,500万円未満の場合は、他の工事の非専任の主任技術者を兼務して配置することができますが、請負金額が4,500万円以上となる場合は専任の主任技術者となるため、特別な場合を除き、営業所専任の技術者や他の工事の主任技術者を兼務して配置することはできません。（ただし、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合（以下「近接関連工事」）は、同一の専任の主任技術者が兼務することができます。）
- 3 非専任の主任技術者が現場代理人を兼務する場合は、兼務する工事の当初請負額の合計が4,500万円未満とします。（ただし、増額等により専任義務工事となった場合は上記2と同様の取り扱いとします。）
- 4 請負金額にかかわらず入札公告等で専任を条件としている場合は兼務できません。

### 3) 現場代理人

- 1 本工事期間中、工事現場に常駐できる方を記載してください。（ただし、工事請負契約書第10条第3項に規定する「現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がない場合」と発注者が認める期間は除きます。）
- 2 他の工事との兼務は出来ません。（ただし、以下に示す場合は複数の工事を兼務することができます。）
  - (1) 3)の1に規定する期間。
  - (2) 一件の入札で複数の契約をする場合。
  - (3) 現場代理人が兼務する場合の共通条件として、以下の全てを満たす工事とします。（ただし、公告等で専任を条件としている場合は除く。）

- ・兼務する工事が2件までであること。(ただし、災害復旧工事を含む場合は、既発注分も含め3件までとする。)
  - ・兼務する工事が、綾部市又は国、地方公共団体等の発注する工事であること。  
(ただし、綾部市と異なる発注機関の工事が含まれる場合は、他の発注機関が現場代理人の兼務を了承していること。)
  - ・兼務する綾部市の工事現場に現場代理人又は連絡員が駐在すること。
  - ・兼務するいずれかの現場に現場代理人が駐在すること。
  - ・連絡員及び連絡体制は、工事打合簿で明確にすること。また、連絡員は、元請業者の社員の他一次下請業者の社員でも可能としますが、ガードマンや一次以外の下請業者の社員等は連絡員にはなれません。
- (4) 兼務する工事が技術者非専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、次の全てを満たす工事とします。
- ・兼務する工事が、綾部市内であること。
  - ・兼務する工事の当初請負金額の合計が4,500万円未満であること。
- (5) 兼務するいずれかの工事が主任技術者専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、近接関連工事であること。





綾部市公告第79号

高倉ポンプ室電気設備更新工事に係る入札参加資格について、次のとおりお知らせしますので、入札参加希望者は申請してください。なお、この工事の入札は電子入札による条件付一般競争入札（取り抜け方式）とします。

令和8年6月29日

綾部市長 四方 源太郎

1 工事概要

- (1) 工事番号 第508 30号
- (2) 工 事 名 高倉ポンプ室電気設備更新工事
- (3) 工事場所 綾部市多田町（別添位置図参照）
- (4) 工事概要 油入自冷式変圧器据付工100kVA N=1台  
油入自冷式変圧器据付工20kVA N=1台
- (5) 予定工期 令和8年 7月29日から  
令和8年11月25日まで（120日間）

2 入札参加資格

この工事の入札参加資格は、次の要件を全て満たす業者で入札参加資格確認申請に基づき、本市が資格認定したものとします。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 令和8年度綾部市建設工事指名競争入札参加資格者名簿で電気工事のA等級、B等級、C等級のいずれかで登録されており、令和8年4月1日以降継続して綾部市内に本店を有する単体業者で、申請日時点において綾部市の指名停止及び市が締結する契約等からの除外措置を受けていないこと。
- (3) 電気工事に係る綾部市発注工事で、令和7年1月1日から令和7年12月31日の間に、完了工事の成績評点が60点に満たない評定を受けていないこと。
- (4) 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある現場代理人、主任技術者が配置できること。  
なお、ここでいう「恒常的な雇用関係」とは、この一般競争入札参加資格確認申請書の提出日以前に3箇月以上の雇用関係があることをいう。

3 提出書類

(1) 一般競争入札参加資格確認申請書

電子入札システムから一般競争入札参加資格確認申請書を提出すること。ただし、紙入札希望業者は「紙入札方式参加承諾願」（別記様式—1）とともに「一般競争入札参加資格確認申請書」（別記様式—2）2部を監理課へ持参により提出すること。

(2) 配置予定者名簿

電子入札システムで、一般競争入札参加資格確認申請書の添付資料に「配置予定者名簿」（別記様式一３）を添付して提出すること。添付するファイルの形式及び容量については「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第７条によること。

ただし、紙入札希望業者は（１）の承諾願及び申請書とともに「配置予定者名簿」を監理課へ持参により提出すること。

#### ４ 設計図書の閲覧及び入札参加資格確認申請書の受付

##### （１）設計図書の閲覧

①期間 令和８年６月２９日（月）午前９時から

②方法 京都府入札情報公開システムからのダウンロードを基本とします。

([https://kyoto.efftis.jp/26000/CALS/PPI\\_P/](https://kyoto.efftis.jp/26000/CALS/PPI_P/))

ただし、これによりがたい場合は有償での配布としますので、希望者は事前に監理課まで連絡をお願いします。配布場所は綾部市建設部監理課契約・指導検査担当（本庁東３階）とします。

##### （２）入札参加資格確認申請書の受付

①期間 令和８年７月２日（木）午前９時から午後６時まで

令和８年７月３日（金）午前９時から正午まで

ただし、紙入札希望業者の提出で７月２日については午前９時から正午までと午後１時から午後５時までとします。

②方法 電子入札システムからの提出とします。ただし、紙入札希望業者は、監理課への持参による提出とします。

#### ５ 入札参加資格確認通知について

（１）一般競争入札参加資格確認通知書については、令和８年７月上旬に電子入札システムで通知します。ただし、紙入札希望業者には郵送で通知します。

（２）資格なしの通知を受けた者は、通知した日から起算して５日以内に、書面によりその理由について説明を求めることができます。

#### ６ 設計図書等に係る質疑の受付及び回答

①期間 令和８年７月９日（木）から

令和８年７月１０日（金）正午まで

②方法 綾部市指定の「質疑書」により提出するものとします。「質疑書」の提出は、監理課への持参、ファックス、メールのいずれかによることとしますが、持参の場合は開庁日の午前９時から正午までと午後１時から午後５時（最終日は正午）までとします。

③対象 入札参加資格者の「質疑書」のみ受け付けます。

④回答 令和８年７月１４日（火）午後５時までに京都府入札情報公開システムに掲載します。ただし、紙入札希望業者には同日午後５時までにファックスにて回答します。なお、質疑の無い場合は回答の掲載等はいりません。

## 7 入札期間及び開札の日時

### (1) 入札期間

- ①日時 令和8年7月21日（火）午前9時から午後6時まで  
令和8年7月22日（水）午前9時から午後2時まで  
ただし、紙入札者の提出7月21日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時までと、7月22日の午前9時から正午までと午後1時から午後2時までとします。

- ②方法 電子入札システムからの提出とします。

(<https://kyoto.efftis.jp/26000/CALS/Accepter/>)

工事内訳書を必ず添付してください。添付するファイルの形式及び容量については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第11条によること。

ただし、紙入札者は、監理課への持参による提出とします。作成方法については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第19条第4項によること。

### (2) 開札の日時

令和8年7月23日（木）午前10時10分

## 8 入札保証金

入札保証金については、綾部市会計規則（昭和57年綾部市規則第2号）第77条第1項第2号及び第3号により免除します。

## 9 落札者の決定方法

綾部市会計規則第78条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

ただし、この工事は最低制限価格を設けているため、最低制限価格未滿で入札した者は失格とします。

## 10 入札の無効

入札の無効については、「綾部市工事等競争入札心得」第12条によることとします。

また、他の工事の受注等により、「配置予定者名簿」の配置ができないと認められる場合は、本件の入札を無効とします。

## 11 郵送による入札の可否

郵送による入札は認めません。

## 12 最低制限価格の算出式について

この工事については、綾部市の「建設工事にかかる最低制限価格について 令和7年4月1日改正」の「下水道等 下水道等工事（機械設備工事）（電気設備工事）（No. 10）」

の算出式を適用とします。

### 13 その他

- (1) 工事概要、工事内容に関する問い合わせは、入札参加資格確認通知までは受け付けません。
- (2) 入札参加者は、本公告文、設計図書、仕様書及び契約書を熟読し、綾部市公共工事等電子入札運用基準、綾部市工事等競争入札心得を遵守してください。
- (3) 入札参加資格確認後、入札日までに本入札を辞退するときは、電子入札システムへの入札辞退届の登録又は綾部市指定の「入札辞退届」を提出してください。
- (4) 入札参加資格者であっても、入札日までに入札参加資格を満たさなくなったり、関係法令に違反するなど、明らかに契約の相手方として不適当であると認められた場合は、入札参加資格を取り消し文書で通知します。
- (5) 本案件は募集型競争入札のため、入札締切予定日時を過ぎて入札書が未到達であり、かつ、入札辞退の手続を行っていない場合においては、「不着」として取扱うこととし、次回以降直近の同種案件において入札参加を認めません。
- (6) 本工事は、次のとおり綾部市建設工事の競争入札における取り抜け方式実施要領の対象工事とします。

(取り抜け方式の適用工事)

| 対象工事番号及び工事名                 | 落札決定順位 | 備 考 |
|-----------------------------|--------|-----|
| 第508 30号<br>高倉ポンプ室電気設備更新工事  | 1      | 本案件 |
| 第508 31号<br>口上林浄水場濁度計設備保守修繕 | 2      |     |

### 14 問い合わせ先

綾部市建設部監理課契約・指導検査担当

郵便番号 623-8501

所 在 地 京都府綾部市若竹町8-1

綾部市役所本庁東3階

電話番号 0773-42-4276 (直通)

FAX番号 0773-42-4406 (代表)

E-mail kanri@city.ayabe.lg.jp

様式－ 1

## 紙入札方式参加承諾願

1 工事番号 .....

2 工 事 名 .....

3 場 所 .....

4 電子入札システムでの参加ができない理由

.....

.....

.....

上記の案件は、電子入札対象案件ではありますが、今回は当社においては上記理由により電子入札システムを利用しての参加ができないため、紙入札方式での参加を承諾いただきますようお願いいたします。

令和      年      月      日

住      所

氏      名

㊞

綾 部 市 長      様

様式－ 2

## 一般競争入札参加資格確認申請書

令和 年 月 日

綾 部 市 長 様

住 所

氏 名

印

電 話 番 号

F A X 番 号

下記工事の建設工事請負契約に係る条件付一般競争入札に参加したいので、参加資格確認申請書を提出します。

記

工 事 番 号

工 事 名

工 事 場 所

様式－ 3

## 配 置 予 定 者 名 簿

工 事 番 号：

工 事 名：

商号及び名称：

|   | 現 場 代 理 人        |         | 主 任 技 術 者        |         |
|---|------------------|---------|------------------|---------|
| 1 | (氏 名)            |         | (氏 名)            |         |
|   | 手<br>持<br>工<br>事 | (工 事 名) | 手<br>持<br>工<br>事 | (工 事 名) |
|   |                  | (請負金額)  |                  | (請負金額)  |
|   |                  | (役 職 名) |                  | (役 職 名) |
|   |                  | (完了予定)  |                  | (完了予定)  |
| 2 | (氏 名)            |         | (氏 名)            |         |
|   | 手<br>持<br>工<br>事 | (工 事 名) | 手<br>持<br>工<br>事 | (工 事 名) |
|   |                  | (請負金額)  |                  | (請負金額)  |
|   |                  | (役 職 名) |                  | (役 職 名) |
|   |                  | (完了予定)  |                  | (完了予定)  |
| 3 | (氏 名)            |         | (氏 名)            |         |
|   | 手<br>持<br>工<br>事 | (工 事 名) | 手<br>持<br>工<br>事 | (工 事 名) |
|   |                  | (請負金額)  |                  | (請負金額)  |
|   |                  | (役 職 名) |                  | (役 職 名) |
|   |                  | (完了予定)  |                  | (完了予定)  |
| 4 | (氏 名)            |         | (氏 名)            |         |
|   | 手<br>持<br>工<br>事 | (工 事 名) | 手<br>持<br>工<br>事 | (工 事 名) |
|   |                  | (請負金額)  |                  | (請負金額)  |
|   |                  | (役 職 名) |                  | (役 職 名) |
|   |                  | (完了予定)  |                  | (完了予定)  |
| 5 | (氏 名)            |         | (氏 名)            |         |
|   | 手<br>持<br>工<br>事 | (工 事 名) | 手<br>持<br>工<br>事 | (工 事 名) |
|   |                  | (請負金額)  |                  | (請負金額)  |
|   |                  | (役 職 名) |                  | (役 職 名) |
|   |                  | (完了予定)  |                  | (完了予定)  |

**【記載上の注意事項】****1) 配置予定者 共通**

- 1 申請段階で配置可能な方を上段に記載してください。組み合わせの制限はありませんので、それぞれに配置可能な方の氏名のみを5名以内で記載してください。
- 2 下段には、手持工事の有無について記載し、手持ち工事がある場合は、全ての工事について工事名、請負金額、役職名、完了予定日を記載してください。（ただし、当該工事と工期が重複する工事の現場代理人や専任を要する技術者の場合は、配置予定者が変更可能な場合及び下記に示す現場代理人、主任技術者それぞれの兼務条件を満たす方のみとします。）
- 3 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある方で、「建設工事入札参加資格審査申請書」に添付された現場代理人名簿又は技術者名簿から選定してください。（ただし、新たに採用された技術者を配置する場合は、この申請までに入札参加資格記載事項変更届を監理課へ提出してください。）

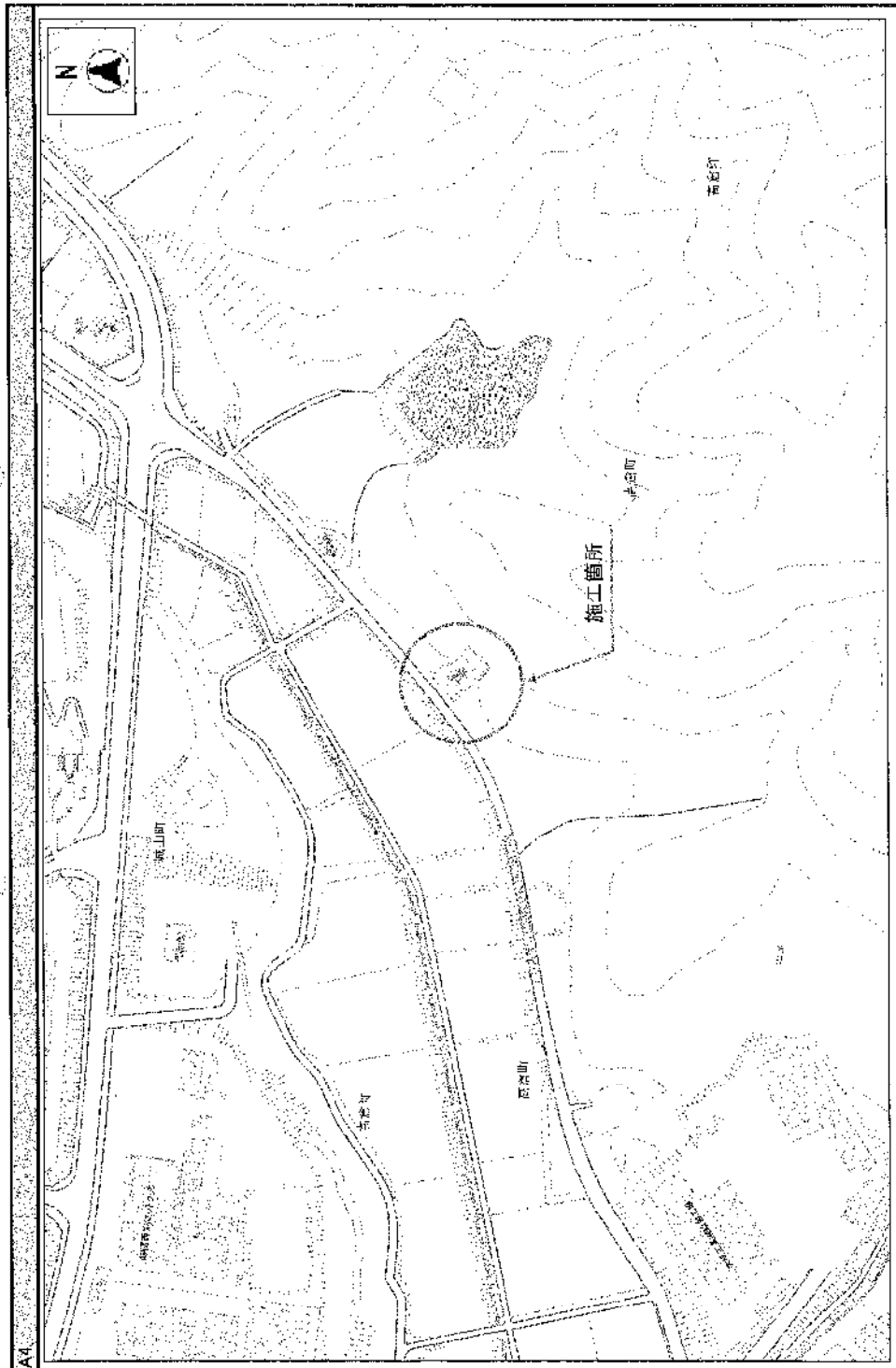
**2) 主任技術者**

- 1 電気工事にかかる技術資格を有した方を記載してください。
- 2 請負金額が4,500万円未満の場合は、他の工事の非専任の主任技術者を兼務して配置することができますが、請負金額が4,500万円以上となる場合は専任の主任技術者となるため、特別な場合を除き、営業所専任の技術者や他の工事の主任技術者を兼務して配置することはできません。（ただし、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合（以下「近接関連工事」）は、同一の専任の主任技術者が兼務することができます。）
- 3 非専任の主任技術者が現場代理人を兼務する場合は、兼務する工事の当初請負額の合計が4,500万円未満とします。（ただし、増額等により専任義務工事となった場合は上記2と同様の取り扱いとします。）
- 4 請負金額にかかわらず入札公告等で専任を条件としている場合は兼務できません。

**3) 現場代理人**

- 1 本工事期間中、工事現場に常駐できる方を記載してください。（ただし、工事請負契約書第10条第3項に規定する「現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がない場合」と発注者が認める期間は除きます。）
- 2 他の工事との兼務は出来ません。（ただし、以下に示す場合は複数の工事を兼務することができます。）
  - (1) 3)の1に規定する期間。
  - (2) 一件の入札で複数の契約をする場合。
  - (3) 現場代理人が兼務する場合の共通条件として、以下の全てを満たす工事とします。（ただし、公告等で専任を条件としている場合は除く。）

- ・兼務する工事が２件までであること。（ただし、災害復旧工事を含む場合は、既発注分も含め３件までとする。）
  - ・兼務する工事が、綾部市又は国、地方公共団体等の発注する工事であること。  
（ただし、綾部市と異なる発注機関の工事が含まれる場合は、他の発注機関が現場代理人の兼務を了承していること。）
  - ・兼務する綾部市の工事現場に現場代理人又は連絡員が駐在すること。
  - ・兼務するいずれかの現場に現場代理人が駐在すること。
  - ・連絡員及び連絡体制は、工事打合簿で明確にすること。また、連絡員は、元請業者の社員の他一次下請業者の社員でも可能としますが、ガードマンや一次以外の下請業者の社員等は連絡員にはなれません。
- （４）兼務する工事が技術者非専任の場合は、上記（３）に示す共通条件の他、次の全てを満たす工事とします。
- ・兼務する工事が、綾部市内であること。
  - ・兼務する工事の当初請負金額の合計が４，５００万円未満であること。
- （５）兼務するいずれかの工事が主任技術者専任の場合は、上記（３）に示す共通条件の他、近接関連工事であること。



綾部市公告第 8 0 号

口上林浄水場濁度計設備保守修繕に係る入札参加資格について、次のとおりお知らせしますので、入札参加希望者は申請してください。なお、この工事の入札は電子入札による条件付一般競争入札（取り抜け方式）とします。

令和 8 年 6 月 2 9 日

綾部市長 四 方 源太郎

1 工事概要

- (1) 工事番号 第 5 0 8 3 1 号
- (2) 工 事 名 口上林浄水場濁度計設備保守修繕
- (3) 工事場所 綾部市武吉町（別添位置図参照）
- (4) 工事概要 原水濁度計・PH計・表面散乱光方式 N＝1 台  
浄水濁度計 表面散乱光方式 N＝1 台
- (5) 予定工期 令和 8 年 7 月 2 9 日から  
令和 8 年 1 1 月 5 日まで（1 0 0 日間）

2 入札参加資格

この工事の入札参加資格は、次の要件を全て満たす業者で入札参加資格確認申請に基づき、本市が資格認定したものとします。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 令和 8 年度綾部市建設工事指名競争入札参加資格者名簿で電気工事の A 等級、B 等級、C 等級のいずれかで登録されており、令和 8 年 4 月 1 日以降継続して綾部市内に本店を有する単体業者で、申請日時点において綾部市の指名停止及び市が締結する契約等からの除外措置を受けていないこと。
- (3) 電気工事に係る綾部市発注工事で、令和 7 年 1 月 1 日から令和 7 年 1 2 月 3 1 日の間において、完了工事の成績評点が 6 0 点に満たない評定を受けていないこと。
- (4) 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある現場代理人、主任技術者が配置できること。  
なお、ここでいう「恒常的な雇用関係」とは、この一般競争入札参加資格確認申請書の提出日以前に 3 箇月以上の雇用関係があることをいう。

3 提出書類

(1) 一般競争入札参加資格確認申請書

電子入札システムから一般競争入札参加資格確認申請書を提出すること。ただし、紙入札希望業者は「紙入札方式参加承諾願」（別記様式―1）とともに「一般競争入札参加資格確認申請書」（別記様式―2）2 部を監理課へ持参により提出すること。

(2) 配置予定者名簿

電子入札システムで、一般競争入札参加資格確認申請書の添付資料に「配置予定者名簿」（別記様式一３）を添付して提出すること。添付するファイルの形式及び容量については「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第７条によること。

ただし、紙入札希望業者は（１）の承諾願及び申請書とともに「配置予定者名簿」を監理課へ持参により提出すること。

#### ４ 設計図書の閲覧及び入札参加資格確認申請書の受付

##### （１）設計図書の閲覧

①期間 令和８年６月２９日（月）午前９時から

②方法 京都府入札情報公開システムからのダウンロードを基本とします。

([https://kyoto.efftis.jp/26000/CALS/PPI\\_P/](https://kyoto.efftis.jp/26000/CALS/PPI_P/))

ただし、これによりがたい場合は有償での配布としますので、希望者は事前に監理課まで連絡をお願いします。配布場所は綾部市建設部監理課契約・指導検査担当（本庁東３階）とします。

##### （２）入札参加資格確認申請書の受付

①期間 令和８年７月２日（木）午前９時から午後６時まで

令和８年７月３日（金）午前９時から正午まで

ただし、紙入札希望業者の提出で７月２日については午前９時から正午までと午後１時から午後５時までとします。

②方法 電子入札システムからの提出とします。ただし、紙入札希望業者は、監理課への持参による提出とします。

#### ５ 入札参加資格確認通知について

（１）一般競争入札参加資格確認通知書については、令和８年７月上旬に電子入札システムで通知します。ただし、紙入札希望業者には郵送で通知します。

（２）資格なしの通知を受けた者は、通知した日から起算して５日以内に、書面によりその理由について説明を求めることができます。

#### ６ 設計図書等に係る質疑の受付及び回答

①期間 令和８年７月９日（木）から

令和８年７月１０日（金）正午まで

②方法 綾部市指定の「質疑書」により提出するものとします。「質疑書」の提出は、監理課への持参、ファックス、メールのいずれかによることとしますが、持参の場合は開庁日の午前９時から正午までと午後１時から午後５時（最終日は正午）までとします。

③対象 入札参加資格者の「質疑書」のみ受け付けます。

④回答 令和８年７月１４日（火）午後５時までに京都府入札情報公開システムに掲載します。ただし、紙入札希望業者には同日午後５時までにファックスにて回答します。なお、質疑の無い場合は回答の掲載等はいりません。

## 7 入札期間及び開札の日時

### (1) 入札期間

- ①日時 令和8年7月21日（火）午前9時から午後6時まで  
令和8年7月22日（水）午前9時から午後2時まで  
ただし、紙入札者の提出7月21日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時までと、7月22日の午前9時から正午までと午後1時から午後2時までとします。

- ②方法 電子入札システムからの提出とします。

(<https://kyoto.efftis.jp/26000/CALS/Accepter/>)

工事内訳書を必ず添付してください。添付するファイルの形式及び容量については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第11条によること。

ただし、紙入札者は、監理課への持参による提出とします。作成方法については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第19条第4項によること。

### (2) 開札の日時

令和8年7月23日（木）午前10時30分

## 8 入札保証金

入札保証金については、綾部市会計規則（昭和57年綾部市規則第2号）第77条第1項第2号及び第3号により免除します。

## 9 落札者の決定方法

綾部市会計規則第78条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

ただし、この工事は最低制限価格を設けているため、最低制限価格未満で入札した者は失格とします。

## 10 入札の無効

入札の無効については、「綾部市工事等競争入札心得」第12条によることとします。

また、他の工事の受注等により、「配置予定者名簿」の配置ができないと認められる場合は、本件の入札を無効とします。

## 11 郵送による入札の可否

郵送による入札は認めません。

## 12 最低制限価格の算出式について

この工事については、綾部市の「建設工事にかかる最低制限価格について 令和7年4月1日改正」の「下水道等 下水道等工事（機械設備工事）（電気設備工事）（No. 10）」

の算出式を適用とします。

### 13 その他

- (1) 工事概要、工事内容に関する問い合わせは、入札参加資格確認通知までは受け付けません。
- (2) 入札参加者は、本公告文、設計図書、仕様書及び契約書を熟読し、綾部市公共工事等電子入札運用基準、綾部市工事等競争入札心得を遵守してください。
- (3) 入札参加資格確認後、入札日までに本入札を辞退するときは、電子入札システムへの入札辞退届の登録又は綾部市指定の「入札辞退届」を提出してください。
- (4) 入札参加資格者であっても、入札日までに入札参加資格を満たさなくなったり、関係法令に違反するなど、明らかに契約の相手方として不適当であると認められた場合は、入札参加資格を取り消し文書で通知します。
- (5) 本案件は募集型競争入札のため、入札締切予定日時を過ぎて入札書が未到達であり、かつ、入札辞退の手続を行っていない場合においては、「不着」として取扱うこととし、次回以降直近の同種案件において入札参加を認めません。
- (6) 本工事は、次のとおり綾部市建設工事の競争入札における取り抜け方式実施要領の対象工事とします。

(取り抜け方式の適用工事)

| 対象工事番号及び工事名                 | 落札決定順位 | 備 考 |
|-----------------------------|--------|-----|
| 第508 30号<br>高倉ポンプ室電気設備更新工事  | 1      |     |
| 第508 31号<br>口上林浄水場濁度計設備保守修繕 | 2      | 本案件 |

### 14 問い合わせ先

綾部市建設部監理課契約・指導検査担当

郵便番号 623-8501

所 在 地 京都府綾部市若竹町8-1

綾部市役所本庁東3階

電話番号 0773-42-4276 (直通)

FAX番号 0773-42-4406 (代表)

E-mail kanri@city.ayabe.lg.jp

様式－ 1

## 紙入札方式参加承諾願

1 工事番号 .....

2 工 事 名 .....

3 場 所 .....

4 電子入札システムでの参加ができない理由

.....  
 .....  
 .....

上記の案件は、電子入札対象案件ではありますが、今回は当社においては上記理由により電子入札システムを利用しての参加ができないため、紙入札方式での参加を承諾いただきますようお願いいたします。

令和      年      月      日

住      所

氏      名

㊞

綾 部 市 長      様

様式－ 2

## 一般競争入札参加資格確認申請書

令和 年 月 日

綾 部 市 長 様

住 所

氏 名

印

電 話 番 号

F A X 番 号

下記工事の建設工事請負契約に係る条件付一般競争入札に参加したいので、参加資格確認申請書を提出します。

記

工 事 番 号

工 事 名

工 事 場 所

様式－ 3

## 配 置 予 定 者 名 簿

工 事 番 号：

工 事 名：

商号及び名称：

|   | 現 場 代 理 人        |         | 主 任 技 術 者        |         |
|---|------------------|---------|------------------|---------|
| 1 | (氏 名)            |         | (氏 名)            |         |
|   | 手<br>持<br>工<br>事 | (工 事 名) | 手<br>持<br>工<br>事 | (工 事 名) |
|   |                  | (請負金額)  |                  | (請負金額)  |
|   |                  | (役 職 名) |                  | (役 職 名) |
|   |                  | (完了予定)  |                  | (完了予定)  |
| 2 | (氏 名)            |         | (氏 名)            |         |
|   | 手<br>持<br>工<br>事 | (工 事 名) | 手<br>持<br>工<br>事 | (工 事 名) |
|   |                  | (請負金額)  |                  | (請負金額)  |
|   |                  | (役 職 名) |                  | (役 職 名) |
|   |                  | (完了予定)  |                  | (完了予定)  |
| 3 | (氏 名)            |         | (氏 名)            |         |
|   | 手<br>持<br>工<br>事 | (工 事 名) | 手<br>持<br>工<br>事 | (工 事 名) |
|   |                  | (請負金額)  |                  | (請負金額)  |
|   |                  | (役 職 名) |                  | (役 職 名) |
|   |                  | (完了予定)  |                  | (完了予定)  |
| 4 | (氏 名)            |         | (氏 名)            |         |
|   | 手<br>持<br>工<br>事 | (工 事 名) | 手<br>持<br>工<br>事 | (工 事 名) |
|   |                  | (請負金額)  |                  | (請負金額)  |
|   |                  | (役 職 名) |                  | (役 職 名) |
|   |                  | (完了予定)  |                  | (完了予定)  |
| 5 | (氏 名)            |         | (氏 名)            |         |
|   | 手<br>持<br>工<br>事 | (工 事 名) | 手<br>持<br>工<br>事 | (工 事 名) |
|   |                  | (請負金額)  |                  | (請負金額)  |
|   |                  | (役 職 名) |                  | (役 職 名) |
|   |                  | (完了予定)  |                  | (完了予定)  |

**【記載上の注意事項】****1) 配置予定者 共通**

- 1 申請段階で配置可能な方を上段に記載してください。組み合わせの制限はありませんので、それぞれに配置可能な方の氏名のみを5名以内で記載してください。
- 2 下段には、手持工事の有無について記載し、手持ち工事がある場合は、全ての工事について工事名、請負金額、役職名、完了予定日を記載してください。（ただし、当該工事と工期が重複する工事の現場代理人や専任を要する技術者の場合は、配置予定者が変更可能な場合及び下記に示す現場代理人、主任技術者それぞれの兼務条件を満たす方のみとします。）
- 3 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある方で、「建設工事入札参加資格審査申請書」に添付された現場代理人名簿又は技術者名簿から選定してください。（ただし、新たに採用された技術者を配置する場合は、この申請までに入札参加資格記載事項変更届を監理課へ提出してください。）

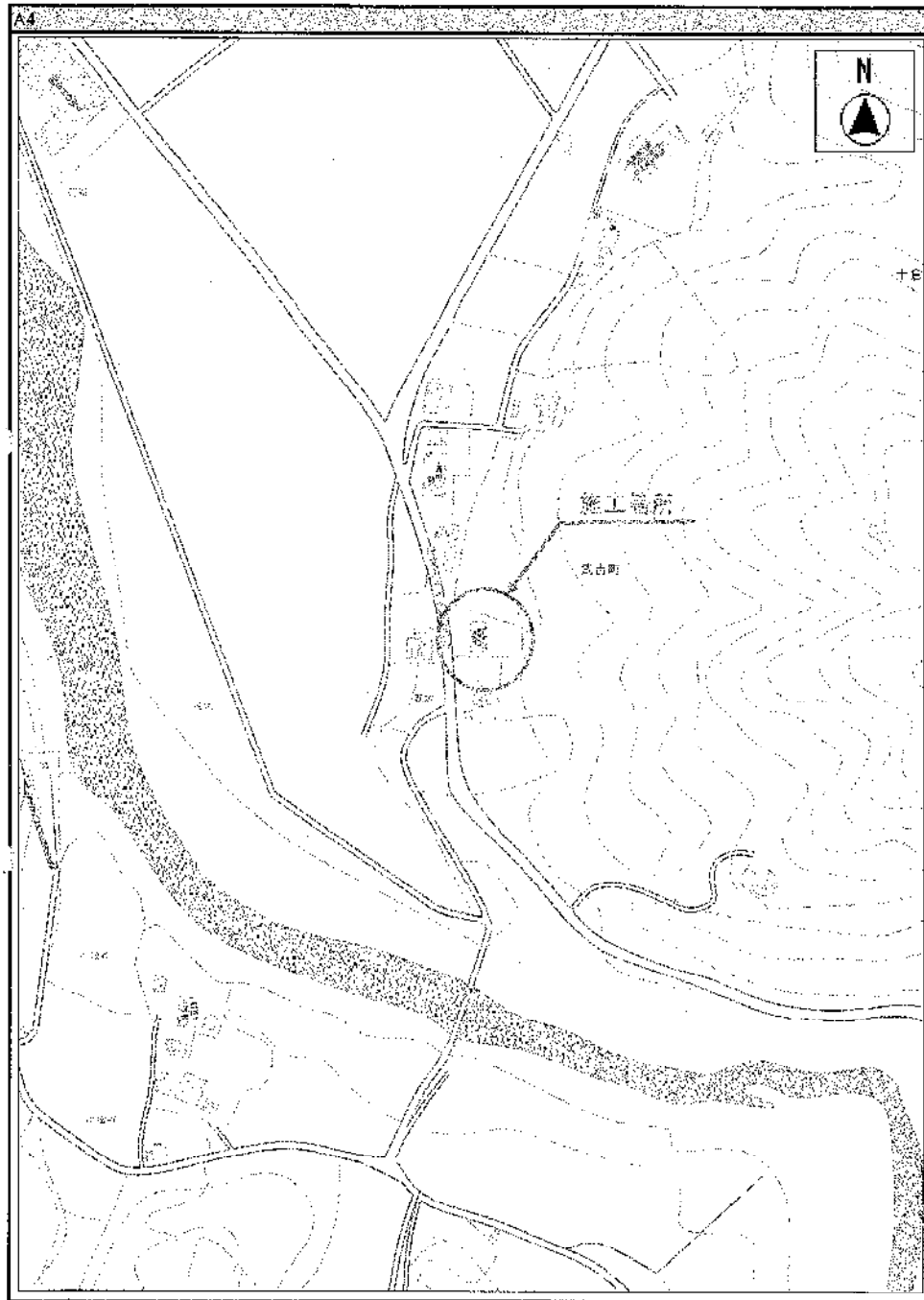
**2) 主任技術者**

- 1 電気工事にかかる技術資格を有した方を記載してください。
- 2 請負金額が4,500万円未満の場合は、他の工事の非専任の主任技術者を兼務して配置することができますが、請負金額が4,500万円以上となる場合は専任の主任技術者となるため、特別な場合を除き、営業所専任の技術者や他の工事の主任技術者を兼務して配置することはできません。（ただし、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合（以下「近接関連工事」）は、同一の専任の主任技術者が兼務することができます。）
- 3 非専任の主任技術者が現場代理人を兼務する場合は、兼務する工事の当初請負額の合計が4,500万円未満とします。（ただし、増額等により専任義務工事となった場合は上記2と同様の取り扱いとします。）
- 4 請負金額にかかわらず入札公告等で専任を条件としている場合は兼務できません。

**3) 現場代理人**

- 1 本工事期間中、工事現場に常駐できる方を記載してください。（ただし、工事請負契約書第10条第3項に規定する「現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がない場合」と発注者が認める期間は除きます。）
- 2 他の工事との兼務は出来ません。（ただし、以下に示す場合は複数の工事を兼務することができます。）
  - (1) 3)の1に規定する期間。
  - (2) 一件の入札で複数の契約をする場合。
  - (3) 現場代理人が兼務する場合の共通条件として、以下の全てを満たす工事とします。（ただし、公告等で専任を条件としている場合は除く。）

- ・兼務する工事が2件までであること。(ただし、災害復旧工事を含む場合は、既発注分も含め3件までとする。)
  - ・兼務する工事が、綾部市又は国、地方公共団体等の発注する工事であること。  
(ただし、綾部市と異なる発注機関の工事が含まれる場合は、他の発注機関が現場代理人の兼務を了承していること。)
  - ・兼務する綾部市の工事現場に現場代理人又は連絡員が駐在すること。
  - ・兼務するいずれかの現場に現場代理人が駐在すること。
  - ・連絡員及び連絡体制は、工事打合簿で明確にすること。また、連絡員は、元請業者の社員の他一次下請業者の社員でも可能としますが、ガードマンや一次以外の下請業者の社員等は連絡員にはなれません。
- (4) 兼務する工事が技術者非専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、次の全てを満たす工事とします。
- ・兼務する工事が、綾部市内であること。
  - ・兼務する工事の当初請負金額の合計が4,500万円未満であること。
- (5) 兼務するいずれかの工事が主任技術者専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、近接関連工事であること。



綾部市公告第 8 1 号

浄化槽設置工事その 2 に係る入札参加資格について、次のとおりお知らせしますので、入札参加希望者は申請してください。なお、この工事の入札は電子入札による条件付一般競争入札とします。

令和 8 年 6 月 2 9 日

綾部市長 四 方 源太郎

1 工事概要

- (1) 工事番号 第 5 0 8 3 2 号
- (2) 工 事 名 浄化槽設置工事その 2
- (3) 工事場所 綾部市五津合町外（別添位置図参照）
- (4) 工事概要 小型合併処理浄化槽設置  
                   5 人槽コンパクト型 1 基  
                   7 人槽コンパクト型 1 基  
                   7 人槽コンパクト型 P 付 1 基
- (5) 予定工期 令和 8 年 7 月 2 9 日から  
                   令和 8 年 1 2 月 5 日まで（1 3 0 日間）

2 入札参加資格

この工事の入札参加資格は、次の要件を全て満たす業者で入札参加資格確認申請に基づき、本市が資格認定したものとします。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 令和 8 年度綾部市建設工事指名競争入札参加資格者名簿で浄化槽工事の登録があり、かつ土木工事・建築工事・管工事のいずれかにおいて、A 1 等級、A 等級、B 等級のいずれかで登録されており、令和 8 年 4 月 1 日以降継続して綾部市内に本店を有する単体業者で、申請日時点において綾部市の指名停止及び市が締結する契約等からの除外措置を受けていないこと。
- (3) 浄化槽工事に係る綾部市発注工事で、令和 7 年 1 月 1 日から令和 7 年 1 2 月 3 1 日の間において、完了工事の成績評点が 6 0 点に満たない評定を受けていないこと。
- (4) 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある現場代理人、主任技術者が配置できること。  
     なお、ここでいう「恒常的な雇用関係」とは、この一般競争入札参加資格確認申請書の提出日以前に 3 箇月以上の雇用関係があることをいう。

3 提出書類

- (1) 一般競争入札参加資格確認申請書

電子入札システムから一般競争入札参加資格確認申請書を提出すること。ただし、紙入

札希望業者は「紙入札方式参加承諾願」（別記様式―１）とともに「一般競争入札参加資格確認申請書」（別記様式―２）２部を監理課へ持参により提出すること。

（２）配置予定者名簿

電子入札システムで、一般競争入札参加資格確認申請書の添付資料に「配置予定者名簿」（別記様式―３）を添付して提出すること。添付するファイルの形式及び容量については「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第７条によること。

ただし、紙入札希望業者は（１）の承諾願及び申請書とともに「配置予定者名簿」を監理課へ持参により提出すること。

４ 設計図書の閲覧及び入札参加資格確認申請書の受付

（１）設計図書の閲覧

①期間 令和８年６月２９日（月）午前９時から

②方法 京都府入札情報公開システムからのダウンロードを基本とします。

([https://kyoto.efftis.jp/26000/CALS/PPI\\_P/](https://kyoto.efftis.jp/26000/CALS/PPI_P/))

ただし、これによりがたい場合は有償での配布としますので、希望者は事前に監理課まで連絡をお願いします。配布場所は綾部市建設部監理課契約・指導検査担当（本庁東３階）とします。

（２）入札参加資格確認申請書の受付

①期間 令和８年７月２日（木）午前９時から午後６時まで

令和８年７月３日（金）午前９時から正午まで

ただし、紙入札希望業者の提出で７月２日については午前９時から正午までと午後１時から午後５時までとします。

②方法 電子入札システムからの提出とします。ただし、紙入札希望業者は、監理課への持参による提出とします。

５ 入札参加資格確認通知について

（１）一般競争入札参加資格確認通知書については、令和８年７月上旬に電子入札システムで通知します。ただし、紙入札希望業者には郵送で通知します。

（２）資格なしの通知を受けた者は、通知した日から起算して５日以内に、書面によりその理由について説明を求めることができます。

６ 設計図書等に係る質疑の受付及び回答

①期間 令和８年７月９日（木）から

令和８年７月１０日（金）正午まで

②方法 綾部市指定の「質疑書」により提出するものとします。「質疑書」の提出は、監理課への持参、ファックス、メールのいずれかによることとしますが、持参の場合は開庁日の午前９時から正午までと午後１時から午後５時（最終日は正午）までとします。

③対象 入札参加資格者の「質疑書」のみ受け付けます。

- ④回答 令和8年7月14日(火)午後5時までに京都府入札情報公開システムに掲載します。ただし、紙入札希望業者には同日午後5時までにファックスにて回答します。なお、質疑の無い場合は回答の掲載等はいりません。

## 7 入札期間及び開札の日時

### (1) 入札期間

- ①日時 令和8年7月21日(火)午前9時から午後6時まで  
令和8年7月22日(水)午前9時から午後2時まで  
ただし、紙入札者の提出は7月21日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時までと、7月22日の午前9時から正午までと午後1時から午後2時までとします。
- ②方法 電子入札システムからの提出とします。  
(<https://kyoto.efftis.jp/26000/CALS/Accepter/>)  
工事内訳書を必ず添付してください。添付するファイルの形式及び容量については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第11条によること。  
ただし、紙入札者は、監理課への持参による提出とします。作成方法については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第19条第4項によること。

### (2) 開札の日時

令和8年7月23日(木)午前10時50分

## 8 入札保証金

入札保証金については、綾部市会計規則(昭和57年綾部市規則第2号)第77条第1項第2号及び第3号により免除します。

## 9 落札者の決定方法

綾部市会計規則第78条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

ただし、この工事は最低制限価格を設けているため、最低制限価格未滿で入札した者は失格とします。

## 10 入札の無効

入札の無効については、「綾部市工事等競争入札心得」第12条によることとします。

また、他の工事の受注等により、「配置予定者名簿」の配置ができないと認められる場合は、本件の入札を無効とします。

## 11 郵送による入札の可否

郵送による入札は認めません。

## 12 最低制限価格の算出式について

この工事については、綾部市の「建設工事にかかる最低制限価格について 令和7年4月1日改正」の「一般土木工事等（No. 1）」の算出式を適用とします。

### 13 その他

- (1) 工事概要、工事内容に関する問い合わせは、入札参加資格確認通知までは受け付けません。
- (2) 入札参加者は、本公告文、設計図書、仕様書及び契約書を熟読し、綾部市公共工事等電子入札運用基準、綾部市工事等競争入札心得を遵守してください。
- (3) 入札参加資格確認後、入札日までに本入札を辞退するときは、電子入札システムへの入札辞退届の登録又は綾部市指定の「入札辞退届」を提出してください。
- (4) 入札参加資格者であっても、入札日までに入札参加資格を満たさなくなったり、関係法令に違反するなど、明らかに契約の相手方として不適当であると認められた場合は、入札参加資格を取り消し文書で通知します。
- (5) 本案件は募集型競争入札のため、入札締切予定日時を過ぎて入札書が未到達であり、かつ、入札辞退の手続を行っていない場合においては、「不着」として取扱うこととし、次回以降直近の同種案件において入札参加を認めません。

### 14 問い合わせ先

綾部市建設部監理課契約・指導検査担当

郵便番号 623-8501

所在地 京都府綾部市若竹町8-1

綾部市役所本庁東3階

電話番号 0773-42-4276（直通）

FAX番号 0773-42-4406（代表）

E-mail kanri@city.ayabe.lg.jp

様式－ 1

## 紙入札方式参加承諾願

1 工事番号 .....

2 工 事 名 .....

3 場 所 .....

4 電子入札システムでの参加ができない理由

.....  
 .....  
 .....

上記の案件は、電子入札対象案件ではありますが、今回は当社においては上記理由により電子入札システムを利用しての参加ができないため、紙入札方式での参加を承諾いただきますようお願いいたします。

令和      年      月      日

住      所

氏      名

㊞

綾 部 市 長      様

様式－ 2

## 一般競争入札参加資格確認申請書

令和 年 月 日

綾 部 市 長 様

住 所

氏 名

印

電 話 番 号

F A X 番 号

下記工事の建設工事請負契約に係る条件付一般競争入札に参加したいので、参加資格確認申請書を提出します。

記

工 事 番 号

工 事 名

工 事 場 所

様式－ 3

## 配 置 予 定 者 名 簿

工 事 番 号：

工 事 名：

商号及び名称：

|   | 現 場 代 理 人        |                                        | 主 任 技 術 者        |                                        |
|---|------------------|----------------------------------------|------------------|----------------------------------------|
| 1 | (氏 名)            |                                        | (氏 名)            |                                        |
|   | 手<br>持<br>工<br>事 | (工 事 名)<br>(請負金額)<br>(役 職 名)<br>(完了予定) | 手<br>持<br>工<br>事 | (工 事 名)<br>(請負金額)<br>(役 職 名)<br>(完了予定) |
| 2 | (氏 名)            |                                        | (氏 名)            |                                        |
|   | 手<br>持<br>工<br>事 | (工 事 名)<br>(請負金額)<br>(役 職 名)<br>(完了予定) | 手<br>持<br>工<br>事 | (工 事 名)<br>(請負金額)<br>(役 職 名)<br>(完了予定) |
| 3 | (氏 名)            |                                        | (氏 名)            |                                        |
|   | 手<br>持<br>工<br>事 | (工 事 名)<br>(請負金額)<br>(役 職 名)<br>(完了予定) | 手<br>持<br>工<br>事 | (工 事 名)<br>(請負金額)<br>(役 職 名)<br>(完了予定) |
| 4 | (氏 名)            |                                        | (氏 名)            |                                        |
|   | 手<br>持<br>工<br>事 | (工 事 名)<br>(請負金額)<br>(役 職 名)<br>(完了予定) | 手<br>持<br>工<br>事 | (工 事 名)<br>(請負金額)<br>(役 職 名)<br>(完了予定) |
| 5 | (氏 名)            |                                        | (氏 名)            |                                        |
|   | 手<br>持<br>工<br>事 | (工 事 名)<br>(請負金額)<br>(役 職 名)<br>(完了予定) | 手<br>持<br>工<br>事 | (工 事 名)<br>(請負金額)<br>(役 職 名)<br>(完了予定) |

## 【記載上の注意事項】

### 1) 配置予定者 共通

- 1 申請段階で配置可能な方を上段に記載してください。組み合わせの制限はありませんので、それぞれに配置可能な方の氏名のみを5名以内で記載してください。
- 2 下段には、手持工事の有無について記載し、手持ち工事がある場合は、全ての工事について工事名、請負金額、役職名、完了予定日を記載してください。（ただし、当該工事と工期が重複する工事の現場代理人や専任を要する技術者の場合は、配置予定者が変更可能な場合及び下記に示す現場代理人、主任技術者それぞれの兼務条件を満たす方のみとします。）
- 3 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある方で、「建設工事入札参加資格審査申請書」に添付された現場代理人名簿又は技術者名簿から選定してください。（ただし、新たに採用された技術者を配置する場合は、この申請までに入札参加資格記載事項変更届を監理課へ提出してください。）

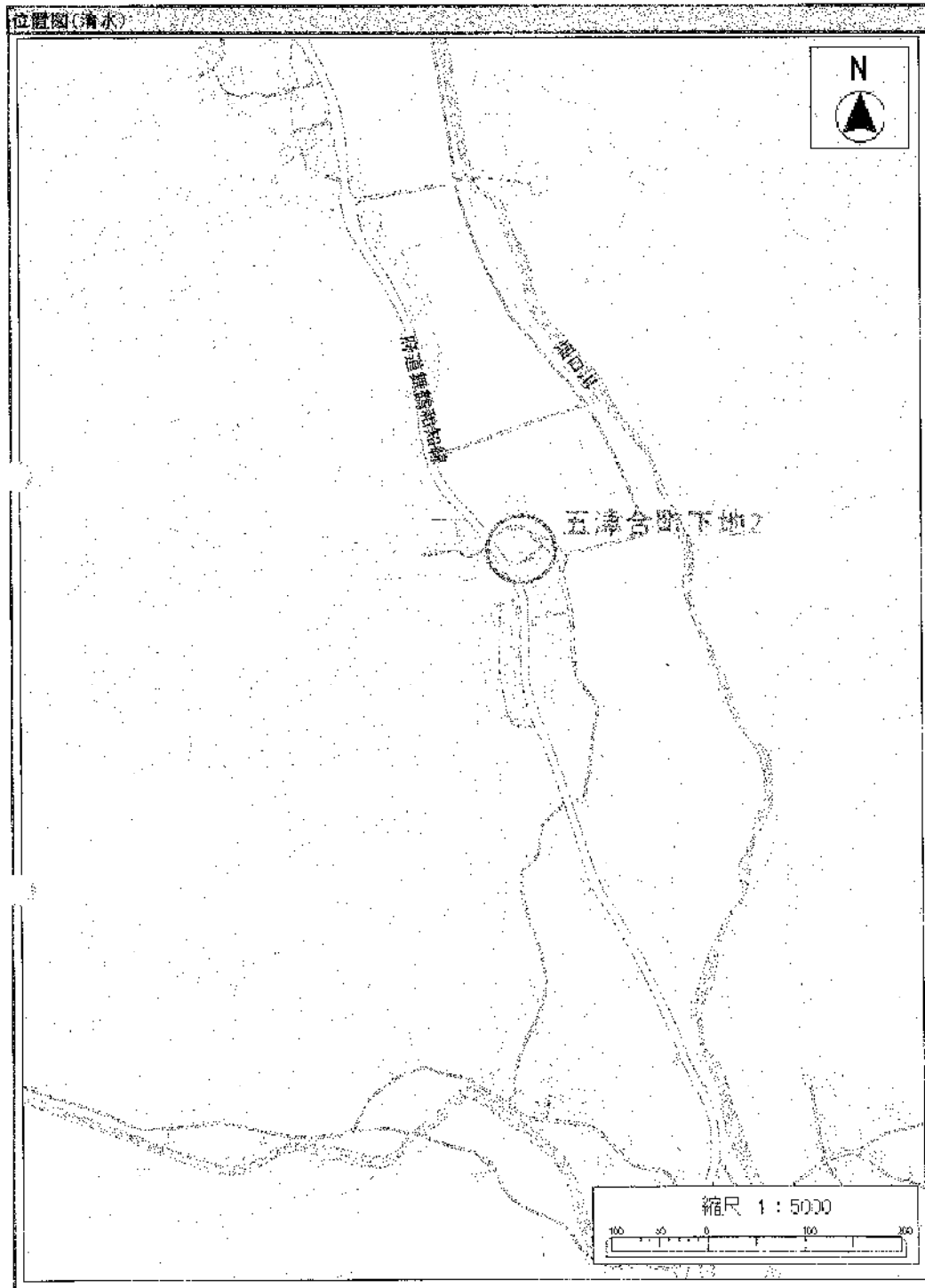
### 2) 主任技術者

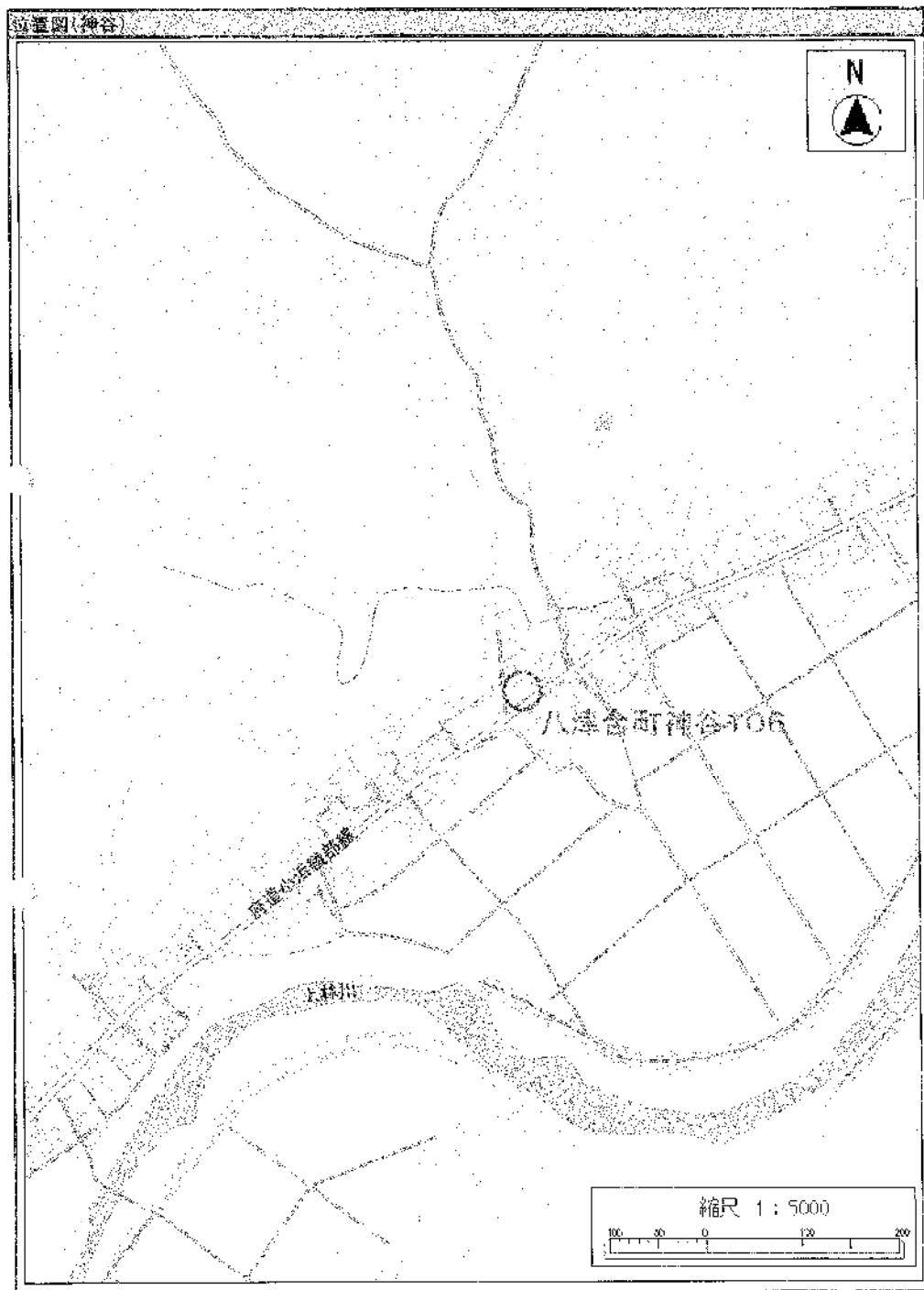
- 1 土木工事・建築工事・管工事のいずれかで技術資格を有した方を記載してください。
- 2 請負金額が4,500万円未満の場合は、他の工事の非専任の主任技術者を兼務して配置することができますが、請負金額が4,500万円以上となる場合は専任の主任技術者となるため、特別な場合を除き、営業所専任の技術者や他の工事の主任技術者を兼務して配置することはできません。（ただし、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合（以下「近接関連工事」）は、同一の専任の主任技術者が兼務することができます。）
- 3 非専任の主任技術者が現場代理人を兼務する場合は、兼務する工事の当初請負額の合計が4,500万円未満とします。（ただし、増額等により専任義務工事となった場合は上記2と同様の取り扱いとします。）
- 4 請負金額にかかわらず入札公告等で専任を条件としている場合は兼務できません。

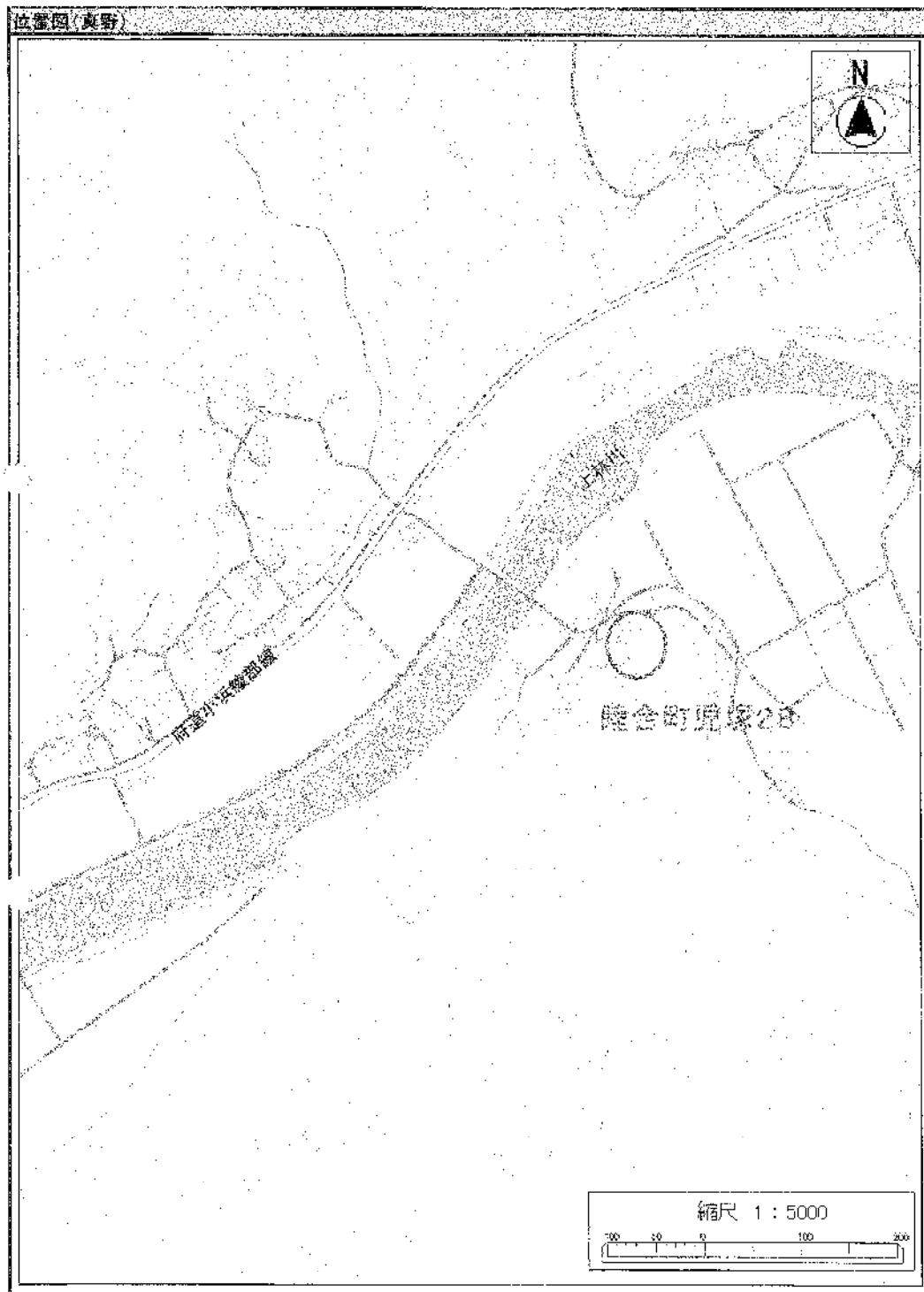
### 3) 現場代理人

- 1 本工事期間中、工事現場に常駐できる方を記載してください。（ただし、工事請負契約書第10条第3項に規定する「現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がない場合」と発注者が認める期間は除きます。）
- 2 他の工事との兼務は出来ません。（ただし、以下に示す場合は複数の工事を兼務することができます。）
  - (1) 3)の1に規定する期間。
  - (2) 一件の入札で複数の契約をする場合。
  - (3) 現場代理人が兼務する場合の共通条件として、以下の全てを満たす工事とします。（ただし、公告等で専任を条件としている場合は除く。）

- ・兼務する工事が２件までであること。（ただし、災害復旧工事を含む場合は、既発注分も含め３件までとする。）
  - ・兼務する工事が、綾部市又は国、地方公共団体等の発注する工事であること。  
（ただし、綾部市と異なる発注機関の工事が含まれる場合は、他の発注機関が現場代理人の兼務を了承していること。）
  - ・兼務する綾部市の工事現場に現場代理人又は連絡員が駐在すること。
  - ・兼務するいずれかの現場に現場代理人が駐在すること。
  - ・連絡員及び連絡体制は、工事打合簿で明確にすること。また、連絡員は、元請業者の社員の他一次下請業者の社員でも可能としますが、ガードマンや一次以外の下請業者の社員等は連絡員にはなれません。
- （４）兼務する工事が技術者非専任の場合は、上記（３）に示す共通条件の他、次の全てを満たす工事とします。
- ・兼務する工事が、綾部市内であること。
  - ・兼務する工事の当初請負金額の合計が４，５００万円未満であること。
- （５）兼務するいずれかの工事が主任技術者専任の場合は、上記（３）に示す共通条件の他、近接関連工事であること。







綾部市教育委員会告示第8号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第14条の規定により、令和8年度第3回綾部市教育委員会会議を次のとおり招集する。

令和8年6月26日

綾部市教育委員会

教育長 小林 治

- 1 日 時 令和8年6月29日（月）午後1時30分から
- 2 場 所 綾部市役所 教育委員会事務局（教育長室）

## 綾部市教育委員会教育長訓令甲第 5 号

綾部市立の小学校及び中学校に勤務する府費負担教職員の服務に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和 8 年 6 月 3 0 日

綾部市教育委員会  
教育長 小 林 治

綾部市立の小学校及び中学校に勤務する府費負担教職員の  
服務に関する規程の一部を改正する訓令

綾部市立の小学校及び中学校に勤務する府費負担教職員の服務に関する規程（平成 2 年綾部市教育委員会教育長訓令甲第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条中「参考人」の次に「、被害者参加人」を加え、「の呼出しに応じる」を「へ出頭する」に改める。

別表の 2 の表（5）の項を次のように改める。

|                                        |                                                                                                                   |              |                                  |     |     |              |  |
|----------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------|----------------------------------|-----|-----|--------------|--|
| （5）裁判員、証人、鑑定人、参考人、被害者参加人等として官公署へ出頭する場合 | 国会、裁判所、地方公共団体の議会等へ法令により裁判員、証人、鑑定人、参考人、被害者参加人等として出頭する場合である。<br>裁判員とは、裁判員の参加する刑事裁判に関する法律（平成 16 年法律第 63 号）にいう裁判員である。 | その都度必要と認める期間 | 病 気 休 暇・特別休 暇 申 請 書（別 記 第 2 号様式） | 校 長 | 特 休 | 特別休 暇（そ の 他） |  |
|----------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------|----------------------------------|-----|-----|--------------|--|

証人とは、裁判所等から過去において経験した事実について報告を命じられた第三者で、出頭、宣誓、供述等の義務を負っているものである。なお、京都府人事委員会等が法令に定める事項に関して発する喚問に応じる場合も含むものである。

鑑定人とは、特別の学識経験に基づき裁判所等からその鑑定事項について意見の報告を命じられた第三者である。

参考人とは、行政不服審査法（平成26年法律第68号）等という参考人である。

被害者参

|  |                                           |  |  |  |  |  |  |
|--|-------------------------------------------|--|--|--|--|--|--|
|  | 加人とは、刑事訴訟法（昭和 23 年法律第 131 号）にいう被害者参加人である。 |  |  |  |  |  |  |
|--|-------------------------------------------|--|--|--|--|--|--|

別表の 6 の表（10）の項中「地方公務員災害補償法」の次に「（昭和 42 年法律第 121 号）」を加える。

#### 附 則

この訓令は、令和 8 年 6 月 30 日から施行する。

## 綾部市監査公表第1号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第4項の規定に基づき、令和7年度に実施した定期監査の結果に関する報告を同条第9項の規定により次のとおり公表する。

令和8年6月15日

綾部市監査委員 四方 恵美子

綾部市監査委員 渡辺 弘造

### 1 監査の種類

定期監査（地方自治法第199条第4項）

### 2 監査の目的

綾部市監査基準に基づき、綾部市の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が、法令等に適合し、適正で合理的かつ効率的に執行されているかを主眼として実施する。

### 3 監査の対象

予算事項別事務事業の中から前年度及び当年度における監査対象事項を選定し、次のとおり監査を実施した。

| 区分  | 対象部課（局） |           | 対象事項                         |
|-----|---------|-----------|------------------------------|
| 第1回 | 企画総務部   | 企画政策課     | あやべ特別市民制度事業費（制度拡充を含む。）       |
|     |         |           | あやべ市民大学開催事業費                 |
|     |         | 総務課       | 情報公開制度等運営費                   |
|     |         |           | 庁用車管理費                       |
|     |         | 行政デジタル推進課 | 庁内情報化推進費                     |
|     |         | 財政課       | 財政管理一般事務費 ※令和6年度             |
|     |         |           | 電源立地地域対策基金積立金                |
|     |         | 税務課       | 賦課徴収費（経常経費） ※令和6年度           |
|     |         |           | 賦課徴収費（京都地方税機構）               |
|     | 市民環境部   | 市民・国保課    | 住民基本台帳等事務費（社会保障・税番号制度対応事業）   |
|     |         |           | 人間ドック総合健康診断補助事業費（一般会計）       |
|     |         |           | 人間ドック総合健康診断補助事業費（国民健康保険特別会計） |
|     |         | 市民協働課     | 生活安全推進事業費                    |
|     |         |           | コミュニティセンター管理運営費              |
|     |         | 人権推進課     | みんなで創る人権のまちづくり推進事業費          |

|     |       |          |                              |
|-----|-------|----------|------------------------------|
|     |       |          | 共同集会所等管理運営費(宮代コミュニティセンター管理費) |
|     |       |          | 宮代コミュニティセンター管理費(臨時)          |
|     |       | 環境政策課    | 指定ごみ袋事業費                     |
|     |       |          | 最終処分場管理費                     |
| 第2回 | 福祉部   | 社会福祉課    | 社会福祉総務一般事務費                  |
|     |       |          | 生活保護総務一般事務費                  |
|     |       | 障害者支援課   | 障害者地域生活支援事業費(障害者支援課)         |
|     |       |          | 補装具給付費                       |
|     |       | 高齢者支援課   | 外国人介護人材確保支援事業費               |
|     |       |          | 認定調査等費(介護保険特別会計)             |
|     |       | 地域包括支援課  | すこやかシニア教室事業費(介護保険特別会計)       |
|     |       |          | いきいき生活支援事業費(介護保険特別会計)        |
|     | 建設部   | 監理課      | 普通財産管理費                      |
|     |       |          | 公有林整備事業費                     |
|     |       | 建設課      | 法定外公共物管理費                    |
|     |       |          | 綾部工業団地線街路樹伐採事業費 ※令和6年度       |
|     |       |          | 街路樹伐採事業費 ※令和7年度              |
|     |       | 都市建築課    | 地籍調査事業費                      |
|     |       |          | 特定空家等除却費補助事業費                |
|     | 教育部   | 学校教育課    | 飛び立て!中学生海外派遣事業費              |
|     |       |          | 幼稚園管理費                       |
|     |       | 社会教育課    | 人権啓発推進費                      |
|     |       |          | 図書館管理運営費(単独経費)               |
|     |       |          | 図書館管理運営費(共通経費)               |
| 第3回 | 市長公室  | 秘書広報課    | 市制施行75周年記念事業費 ※令和7年度         |
|     |       |          | コミュニティ放送局放送委託等事業費            |
|     |       | 職員課      | 人事管理費                        |
|     |       |          | 職員厚生費                        |
|     |       | 防災・危機管理課 | 災害対策費 ※令和6年度                 |
|     |       |          | 災害時応急対策整備事業費                 |
|     | 農林商工部 | 商工労政課    | 地域交流センター管理運営費                |
|     |       |          | 空き店舗活用支援事業費                  |
|     |       | 農政課      | 梅林公園管理運営費                    |
|     |       |          | 農業用施設等改良整備事業費                |
|     |       | 林政課      | 循環型林業推進事業費                   |
|     |       |          | みんなで守る綾部の山林事業費               |
|     | 定住交流部 | 定住・地域政策課 | 上林地域振興支援センター管理運営費            |
|     |       |          | 水源の里活性化事業費(定住促進補助金)          |

|         |          |                  |                       |
|---------|----------|------------------|-----------------------|
|         |          | 観光交流課            | 着地型観光推進事業費            |
|         |          |                  | 着地型観光推進事業費（万博分）       |
|         |          |                  | 観光プロモーション推進事業費        |
|         |          | 文化・スポーツ振興課       | 文化活動奨励事業費             |
|         |          |                  | スポーツ活動奨励事業費           |
|         |          |                  | 高校野球京都大会開催費           |
|         | 農業委員会事務局 |                  | 農業委員会運営費 ※令和6年度       |
| 第4回     | 健康こども部   | 子育て支援課           | 保育士等養成支援事業費           |
|         |          |                  | 子育て交流センター管理運営費        |
|         |          | こども支援課           | こども家庭センター整備事業費        |
|         |          |                  | 妊婦訪問支援事業費 ※令和6年度      |
|         |          |                  | 妊産婦・乳幼児支援事業費 ※令和6年度   |
|         |          |                  | 妊婦支援事業費 ※令和7年度        |
|         |          | 保健推進課            | 保健福祉センター管理運営費         |
|         |          |                  | 病院事業会計（令和7年度中間決算報告分）  |
|         | 会計課      |                  | 会計管理一般事務費 ※令和6年度      |
|         | 消防本部     | 管理課              | 常備消防一般事務費（経常経費）       |
|         |          |                  | 消防団活動支援事業費            |
|         | 上下水道部    | 上水道課             | 飲用井戸等整備事業費補助金 ※令和6年度  |
|         |          |                  | 上水道事業会計（令和7年度中間決算報告分） |
|         |          | 下水道課             | 合併処理浄化槽設置費等補助金        |
|         |          |                  | 下水道事業会計（令和7年度中間決算報告分） |
| 議会事務局   |          | 議会運営費 ※令和6年度     |                       |
| 監査委員事務局 |          | 監査委員一般事務費 ※令和6年度 |                       |
| 37課（局）  |          |                  | 77事項                  |

#### 4 監査の期間

| 区 分 | 実施期間                    |
|-----|-------------------------|
| 第1回 | 令和7年 9月24日 ～ 令和7年11月12日 |
| 第2回 | 令和7年10月27日 ～ 令和7年12月25日 |
| 第3回 | 令和7年11月25日 ～ 令和8年 1月29日 |
| 第4回 | 令和7年12月22日 ～ 令和8年 2月17日 |

#### 5 監査の方法

監査対象事項に係る関係書類の提出を求めて、書類監査を実施するとともに、各所属長に対し聴取を行った。

## 6 監査の項目

- (1) 収入事務について
- (2) 支出事務について
- (3) 補助金等交付事務について
- (4) 入札・契約事務について
- (5) 財産管理事務について
- (6) 経営に係る事業の管理について（公営企業会計）

## 7 監査の結果

財務に関する事務は、おおむね適正に執行されていると認めた。ただし、次の事項については、所属長に対して指摘を行い、改善又は検討の上、適正な事務の執行に努めるよう指導した。

| 指摘事項                                                                                                     | 措置状況                                                                                    |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(庁用車管理費)</p> <p>予定価格決定調書について、見積書の発行日以前に作成されているほか、注文書の日付の整合性が取れていない。今後は、内容を十分に確認の上、適正な事務処理に努められたい。</p> | <p>(総務課)</p> <p>決裁過程において内容を十分確認の上、チェック体制を強化し、適正な事務処理に努めます。</p>                          |
| <p>(庁内情報化推進費)</p> <p>単独随意契約事務について、入札年月日を過ぎた見積合わせが行われている。今後は、内容を十分に確認の上、適正な事務処理に努められたい。</p>               | <p>(行政デジタル推進課)</p> <p>チェックツールの適切な利用を徹底するとともに、今後同様の誤りが発生しないよう適切な事務処理の実施について指導を行いました。</p> |
| <p>(庁内情報化推進費)</p> <p>予定価格決定調書について、見積書の発行日以前に作成されているものがある。今後は、内容を十分に確認の上、適正な事務処理に努められたい。</p>              |                                                                                         |
| <p>(賦課徴収費（経常経費）)</p> <p>予定価格決定調書について、予定価格の記載のないものがあるほか、見積書の発行日以前に作成されているものがある。今後は、適正な事務処理に努められたい。</p>    | <p>(税務課)</p> <p>各職員が再度関係条例等の内容を把握するように努めるとともに、決裁を行う者は、内容等を確実に確認した上で決裁を行います。</p>         |

|                                                                                                                                     |                                                                                                                                  |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(指定ごみ袋事業費)</p> <p>指定ごみ袋取扱販売業務の委託に係る告示について、根拠規定や告示の記載事項が令和6年4月1日施行の地方自治法施行令等の一部改正以前の内容となっている。今後は、関係法令等を十分確認の上、適正な事務処理に努められたい。</p> | <p>(環境政策課)</p> <p>指摘のことについては、当該業務以外の案件においても同様の誤りがあったことから、2業務とも次年度の告示に反映できるよう、既存資料の修正を行いました。また、今後、他の件に関しても細心の注意を払うよう指導を行いました。</p> |
| <p>(図書館管理運営費（単独経費）)</p> <p>予定価格決定調書について、入札執行者である課長の押印がない。今後は、適正な事務処理に努められたい。</p>                                                    | <p>(社会教育課)</p> <p>指摘事項については、関係課や課内で課題を共有し、今後は内容を十分に確認し、適正な事務処理を行い、再発防止に努めます。</p>                                                 |
| <p>(循環型林業推進事業費)</p> <p>業務委託について、本年度予定額が30万円を超えているが、予定価格調書が作成されていないものがある。今後は、適正な事務処理に努められたい。</p>                                     | <p>(林政課)</p> <p>指摘の内容を受け、担当者はもとより、各職員が設計額の内容を十分に確認し、改めて決裁者のチェック体制を強化することで、今後の再発防止に努めます。</p>                                      |

その他、少しの注意をもって点検や確認を行えば正せる誤り等については、所属長に対し口頭により指導を行ったところである。

なお、口頭指導件数については、これまで実施してきた会計制度・契約事務に係る研修のほか、契約事務に係るマニュアル等の集約化やチェックツールの活用といった適正化に向けた取組により、前年度並みの推移となっている。

今後ともチェック機能の強化、マニュアルの徹底や研修の充実を図り、市民に信頼される適正で効率的な財務事務の執行に努められたい。

## 綾部市監査公表第2号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第5項の規定に基づき、令和7年度に実施した随時監査の結果に関する報告を同条第9項の規定により次のとおり公表する。

令和8年6月15日

綾部市監査委員 四方 恵美子

綾部市監査委員 渡 辺 弘 造

# 1 監査の種類

随時監査（地方自治法第199条第5項）

# 2 監査の目的

綾部市監査基準に基づき、綾部市が発注する工事に関し、法令等に適合し、適正で合理的かつ効率的に執行されているか、また、当該工事の設計、施工等が適正に行われているかを主眼として実施する。

# 3 監査の対象

第1回は令和7年3月31日までに完成した工事から5件、第2回は令和8年1月上旬までに完成した工事の中から5件、計10件を選定し監査を実施した。対象工事は次のとおりである。

## (1) 第1回

### ア 市民活動拠点施設（仮称）整備工事（建築本体工事）

| 契 約 概 要 |                    | 工 事 概 要                                                           |
|---------|--------------------|-------------------------------------------------------------------|
| 受 注 者   | 福岡建設株式会社           | 旧図書館整備 改修面積 614.5 m <sup>2</sup><br>上記にかかる建築工事、機械設備工事及び昇降機設備工事 一式 |
| 契約方法    | 公募型指名競争入札          |                                                                   |
| 請負金額    | 130,112,400 円（税込）  |                                                                   |
| 工 期     | 令和6年6月11日～令和7年3月7日 |                                                                   |

### イ 市民活動拠点施設（仮称）整備工事（電気設備工事）

| 契 約 概 要 |                    | 工 事 概 要                                             |
|---------|--------------------|-----------------------------------------------------|
| 受 注 者   | 丸仁電業株式会社           | 旧図書館整備 改修面積 614.5 m <sup>2</sup><br>上記にかかる電気設備工事 一式 |
| 契約方法    | 条件付一般競争入札          |                                                     |
| 請負金額    | 11,339,900 円（税込）   |                                                     |
| 工 期     | 令和6年6月18日～令和7年3月7日 |                                                     |

## ウ (仮称) こども発達支援拠点施設整備工事 (建築本体工事)

| 契 約 概 要 |                     | 工 事 概 要                                                                                             |
|---------|---------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 受 注 者   | 株式会社 福多電気商会         | 増築 木造平屋建一部鉄骨造 373.08 m <sup>2</sup><br>既存棟改修 R C造平屋建 516.68 m <sup>2</sup><br>上記に係る建築本体工事及び機械設備工事一式 |
| 契約方法    | 公募型指名競争入札           |                                                                                                     |
| 請負金額    | 329,777,800 円 (税込)  |                                                                                                     |
| 工 期     | 令和6年6月29日～令和7年3月31日 |                                                                                                     |

## エ (仮称) こども発達支援拠点施設整備工事 (電気設備工事)

| 契 約 概 要 |                    | 工 事 概 要                                                                                      |
|---------|--------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------|
| 受 注 者   | 株式会社 福多電気商会        | 増築 木造平屋建一部鉄骨造 373.08 m <sup>2</sup><br>既存棟改修 R C造平屋建 516.68 m <sup>2</sup><br>上記に係る電気設備工事 一式 |
| 契約方法    | 公募型指名競争入札          |                                                                                              |
| 請負金額    | 56,295,800 円 (税込)  |                                                                                              |
| 工 期     | 令和6年7月9日～令和7年3月31日 |                                                                                              |

## オ (仮称) こども発達支援拠点施設整備工事 (再生可能エネルギー設備設置工事)

| 契 約 概 要 |                     | 工 事 概 要          |
|---------|---------------------|------------------|
| 受 注 者   | 株式会社 福多電気商会         | 太陽光パネル設置 13.05Kw |
| 契約方法    | 単独随意契約              |                  |
| 請負金額    | 10,136,500 円 (税込)   |                  |
| 工 期     | 令和6年8月24日～令和7年3月31日 |                  |

## (2) 第2回

## ア 西部地域消防防災拠点施設・地域振興センター整備工事 (建築本体工事)

| 契 約 概 要 |                     | 工 事 概 要                                                               |
|---------|---------------------|-----------------------------------------------------------------------|
| 受 注 者   | 株式会社 渋谷組            | 西部地域消防防災拠点施設・地域振興センター整備 334.55 m <sup>2</sup><br>上記に係る建築工事及び機械設備工事 一式 |
| 契約方法    | 公募型指名競争入札           |                                                                       |
| 請負金額    | 155,278,200 円 (税込)  |                                                                       |
| 工 期     | 令和6年9月25日～令和7年5月22日 |                                                                       |

## イ 西部地域消防防災拠点施設・地域振興センター整備工事 (電気設備工事)

| 契 約 概 要 |                     | 工 事 概 要                                                         |
|---------|---------------------|-----------------------------------------------------------------|
| 受 注 者   | 株式会社 福多電気商会         | 西部地域消防防災拠点施設・地域振興センター整備 334.55 m <sup>2</sup><br>上記に係る電気設備工事 一式 |
| 契約方法    | 条件付一般競争入札           |                                                                 |
| 請負金額    | 43,308,100 円 (税込)   |                                                                 |
| 工 期     | 令和6年10月9日～令和7年5月22日 |                                                                 |

## ウ 新都市公園整備工事

| 契 約 概 要 |                    | 工 事 概 要                        |
|---------|--------------------|--------------------------------|
| 受 注 者   | 上田工業株式会社           | 基盤整備工 一式<br>植栽工 一式<br>施設整備工 一式 |
| 契約方法    | 公募型指名競争入札          |                                |
| 請負金額    | 237,806,800 円（税込）  |                                |
| 工 期     | 令和5年9月26日～令和7年5月7日 |                                |

## エ 新都市公園整備工事（トイレ等設置工事・建築本体工事）

| 契 約 概 要 |                     | 工 事 概 要                                                                                                                                      |
|---------|---------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 受 注 者   | 株式会社 渋谷組            | トイレ設置<br>鉄筋コンクリート造 平屋建 延床面積 33.46 m <sup>2</sup><br>コンテナハウス設置<br>軽量鉄骨造 平屋建 延床面積 8.05 m <sup>2</sup><br>上記に係る建築工事及び機械設備工事 一式<br>汚染土壌処分 63.3 t |
| 契約方法    | 条件付一般競争入札           |                                                                                                                                              |
| 請負金額    | 34,452,000 円（税込）    |                                                                                                                                              |
| 工 期     | 令和6年9月10日～令和7年3月28日 |                                                                                                                                              |

## オ 新都市公園整備工事（トイレ等設置工事・電気設備工事）

| 契 約 概 要 |                     | 工 事 概 要                                                                                                               |
|---------|---------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 受 注 者   | 株式会社 ミシマ            | トイレ設置<br>鉄筋コンクリート造 平屋建 延床面積 33.46 m <sup>2</sup><br>コンテナハウス設置<br>軽量鉄骨造 平屋建 延床面積 8.05 m <sup>2</sup><br>上記に係る電気設備工事 一式 |
| 契約方法    | 指名競争入札              |                                                                                                                       |
| 請負金額    | 3,883,880 円（税込）     |                                                                                                                       |
| 工 期     | 令和6年9月18日～令和7年3月26日 |                                                                                                                       |

## 4 監査の期間

| 区 分 | 実施期間                  |
|-----|-----------------------|
| 第1回 | 令和7年5月 7日 ～ 令和7年6月16日 |
| 第2回 | 令和8年1月28日 ～ 令和8年3月 9日 |

## 5 監査の方法

対象工事に係る関係書類一式の提出を求めて、書類監査を実施するとともに、各所属長に対し聴取を行い、併せて現地確認を行った。

## 6 監査の項目

- (1) 入札・契約事務について
- (2) 工事施工（工程管理及び品質管理）状況について
- (3) 提出書類の整備について

## 7 監査の結果

書類監査及び現地確認において、おおむね適正に執行されていると認めた。ただし、次の事項については、所属長に対して指摘を行い、改善又は検討の上、適正な事務の執行に努めるよう指導した。

| 指摘事項                                                                                                                                | 措置状況                                                                                                                 |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(西部地域消防防災拠点施設・地域振興センター整備工事)</p> <p>第1回変更工事請負(仮)契約書について、原契約締結日は議決日とすべき誤りがあるほか、消費税額末尾に円止めの記載がない。今後は契約内容を十分確認の上、適正な事務処理に努められたい。</p> | <p>(消防本部管理課、定住・地域政策課)</p> <p>監査結果を課内職員に周知し、改めて事務処理要領等の確認を行うよう徹底を図りました。今後は、適正な事務処理を行い再発防止に努めます。</p>                   |
| <p>(西部地域消防防災拠点施設・地域振興センター整備工事)</p> <p>繰越明許費に係る支出負担行為書について、支出負担行為日に誤りがある。今後は、適正な事務処理に努められたい。</p>                                     |                                                                                                                      |
| <p>(新都市公園整備工事)</p> <p>工事の変更について、工事の変更に必要な手続きが漏れている。今後は、工事等の規程に基づき、適正な事務処理に努められたい。</p>                                               | <p>(都市建築課)</p> <p>指摘事項につきまして、課内全職員に共有の上、契約事務のルールについて改めて再確認を行いました。併せて、規程に沿った適正な事務処理を徹底するよう指導し、再発防止に十分留意するよう促しました。</p> |

その他、少しの注意をもって点検や確認を行えば正せる誤り等については、所属長に対し口頭により指導を行った。

今後とも、チェック機能の強化、マニュアルの徹底、研修の充実を図るなど、市民に信頼される適正で効率的な事務の執行に努められたい。

綾部市監査公表第3号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第2項の規定に基づき、令和7年度に実施した行政監査の結果に関する報告を同条第9項の規定により次のとおり公表する。

令和8年6月15日

綾部市監査委員 四方 恵美子

綾部市監査委員 渡辺 弘 造

1 監査の種類

行政監査（地方自治法第199条第2項）

2 監査の目的

綾部市監査基準に基づき、綾部市の事務の執行及び管理が、法令等に適合し、適正で合理的かつ効率的に行われるかを主眼として実施する。

3 監査の対象

（1）監査のテーマ

準公金の取扱いについて

（2）監査の趣旨

公金は、地方自治法及び綾部市会計規則等に基づき、会計管理者が出納、保管及び記録管理を行っており、また、監査委員による財務監査及び出納検査の対象となっている。一方、業務遂行上の必要性や関係団体等の要望等により、市職員が取り扱う公金以外の金銭等、いわゆる準公金については、法令による規定がなく、本市においても統一的な取扱いが定められていない。

しかし、市職員による準公金の取扱いは、公金と同様、紛失、盗難等の事故や不正が発生しないよう適正な管理及び事務が求められる。このことから、本市の準公金の取扱いについて、その状況を把握・検証し、今後の適正な事務の執行に資することを目的として、監査を実施した。

（3）監査の範囲

令和6年度に公金以外で市職員が出納、保管等を行うもののうち、団体の所有に属するもの。ただし、次の団体は対象外とした。

- ・地方公共団体が持ち回りで事務局を担当する団体
- ・市立小中学校、園に事務局が設置されている団体
- ・市職員間の親睦や互助を目的とする団体

4 監査の期間

令和7年10月31日から令和8年3月26日まで

5 監査の方法

綾部市監査基準に基づき、次のとおり実施した。

(1) 事前調査

上記3 (3) 監査の範囲に該当する団体について、全所属に調査票による回答を求めた。

(2) 抽出調査

事前調査で回答のあった21課49団体から、任意に抽出した15団体について、所管課から関係書類の提出を求めて書面監査を実施するとともに、所管課長に対し聴取や文書による質疑応答を行った。

＊ 事前調査で回答のあった団体及び任意に抽出した団体は別記1、調査票の回答は別記2のとおり。

6 監査の着眼点

- (1) 市職員が準公金を取り扱う根拠は明確か。
- (2) 現金・預金等は適正に保管されているか。
- (3) 団体の会計規程等は整備されているか。
- (4) 出納事務や記録管理等は適切に行われているか。

7 監査の結果

監査の結果、次のとおり改善又は検討を要する点が認められた。

(1) 市職員が準公金を取り扱う根拠

事前調査で、市職員が準公金を取り扱う根拠について、10団体(20.4%)が「なし」と回答しており、抽出調査では、団体規約や会則等で、市の担当課に事務局を置く、又は会計を担当するなどの規定がないものが見受けられた。市職員が公務として取り扱う以上、職務権限の正当性を確保するためにも、団体規約等でその根拠を明確にされたい。

(2) 現金・預金等の保管

現金の保管について、鍵のかからないキャビネットで保管している事例があった。一時的な保管であっても紛失、盗難等に直結するリスクがあるため、速やかに管理体制を見直されたい。

(3) 会計規程等の整備

事前調査で、会計規程について、38団体(77.6%)が「なし」と回答しており、また、抽出調査では、「あり」と回答のあった団体のうち3団体において、規約等に会計年度や決算等の記載があるのみで、個別に会計規程は作成されていなかった。

(4) 出納事務・記録管理等

① 出納簿は46団体(93.9%)が作成しているが、残高照合を随時(不定期)に行っている団体が28団体(60.9%)、また、確認者が担当者のみである団体が25団体(54.3%)となっており、組織的なチェック機能が働いていない。

② 収入伝票を作成していない団体が18団体(36.7%)、支出伝票を作成していない団体が10団体(20.4%)あり、収入及び支出に当たって管理職による決裁が行われていない、又は決裁の記録がないものがある。また、抽出調査において、慣例的に管理職及び監督職が会計に関わってい

ない事例があった。

- ③ 会計書類の保管年数について、16 団体（32.6％）が「なし」と回答しており、年数の回答があった団体も「市の取扱いに準ずる」としながら年数にばらつきがある。また、抽出調査では、設立から 40 年以上書類を保管している事例があった。
- ④ 抽出調査において、市職員が緊急的な支払い等で立替払をしている事例があった。
- ⑤ 抽出調査において、市補助金を主たる財源とする団体で、年度末における資金不足を補うため、補助金が交付されるまでの間、一時的に市職員が補てんしている事例があった。
- ⑥ 事前調査で、決算の監査について 8 団体（16.3％）が「なし」と回答しており、第三者によるチェック機能が働いていない。

会計規程の整備、出納事務・記録管理等については、事務の透明性を確保するためにも、会計事務フローや文書管理等、市職員が準公金を取り扱う場合の事務要領や基準様式を作成するなど、全庁統一的な規程等の整備を検討されたい。

また、監査を実施していない団体については、会計処理の適正性を担保するため、速やかに監査体制を整備されたい。

## 8 むすび

本監査では、本市において業務遂行上の必要性や関係団体等の要望等により、21 課が 49 団体の会計事務に携わり、準公金を取り扱っていることを確認した。各団体の活動は住民自治や地域振興などの観点から、本市の行政運営においても重要な役割を果たしているところである。

しかしながら、本監査の目的に示したとおり、市職員による準公金の取扱いは、公金と同様、適正な管理が求められるところであり、そのためには内部統制機能の構築が必要不可欠である。

本市において、準公金に関する重大な事故や不正が発生した事例はないが、明確なルールがないまま慣例により事務を行うことは、事務の統一性・継続性を欠くだけでなく、職員がリスクを負う要因となり、また、チェック体制が不十分であれば事故や不正等の発見が遅れる恐れがある。

今回の監査結果を通じて、準公金に係る事務の透明性の確保と、より一層の組織として責任ある管理体制の確立が図られることを期待する。

(別記1) 事前調査で回答のあった団体

| 所管課        | 団体名                  | 抽出調査実施 |
|------------|----------------------|--------|
| 防災・危機管理課   | 綾部市自主防災組織等ネットワーク会議   | ○      |
| 企画政策課      | 綾部世界連邦運動協会           | ○      |
|            | 地球市民の集い実行委員会         |        |
| 市民協働課      | 綾部市市民憲章推進協議会         | ○      |
|            | 綾部市安全・安心のまちづくり推進協議会  |        |
|            | 綾部市鉄道利用促進事業実行委員会     |        |
|            | 綾部市地域公共交通活性化協議会      |        |
| 人権推進課      | 部落解放・人権政策確立要求綾部実行委員会 | ○      |
|            | あいセンター運営委員会          |        |
|            | あいフェスティバル実行委員会       |        |
| 環境政策課      | 上林川を守る会              |        |
|            | 綾部市環境市民会議            | ○      |
| 社会福祉課      | 綾部市民生児童委員協議会         | ○      |
|            | 日本赤十字社綾部市地区          |        |
| 障害者支援課     | あやリンピック実行委員会         |        |
| 高齢者支援課     | 綾部市介護サービス事業者連絡会      |        |
| 保健推進課      | 綾部献血推進協議会            |        |
| 商工労政課      | 綾部市地区商工繁栄連合会         |        |
|            | 綾部市人権教育推進連絡協議会事業所部会  | ○      |
| 農政課        | 綾部市興農会議              |        |
|            | 京都府土地改良事業団体連合会綾部支部   |        |
|            | 綾部市農業 未来を築く会         |        |
|            | 綾部市農業再生協議会           |        |
|            | 綾部市農林業振興祭実行委員会       | ○      |
| 林政課        | 綾部緑化推進委員会            |        |
|            | 綾部市有害鳥獣駆除対策協議会       |        |
|            | あやべ産業まつり実行委員会        | ○      |
| 定住・地域政策課   | あやべ3040成人式実行委員会      |        |
|            | 全国水源の里連絡協議会          | ○      |
|            | あやべ水源の里連絡協議会         |        |
|            | あやべ水源の里地域づくり協同組合     |        |
| 観光交流課      | 綾部夢ライト実行委員会          |        |
|            | 海の京都綾部地区協議会          | ○      |
|            | あやべ水源の里トレイルランサポート委員会 |        |
|            | 全国足利氏ゆかりの会総会綾部市実行委員会 |        |
| 文化・スポーツ振興課 | 綾部市合唱連盟              |        |
|            | あやべ二王門登山レース実行委員会     | ○      |
|            | 綾部市スポーツ少年団           |        |
| 建設課        | 国道27号整備促進期成同盟会       |        |
| 学校教育課      | 綾部市確かな学び育成会議         | ○      |
| 社会教育課      | 綾部市人権教育推進連絡協議会       | ○      |
|            | 綾部市青少年育成連絡協議会        |        |
|            | 綾部市公民館連絡協議会          |        |
|            | 綾部市天文館友の会            |        |
| 消防本部管理課    | 京都府消防協会綾部市支部         |        |
|            | 綾部市消防法被会             |        |
| 消防本部予防課    | 綾部市防火防災協会            |        |
|            | 綾部市危険物安全協会           | ○      |
| 消防本部警防課    | 綾部市応急手当インストラクター      |        |

## (別記2) 事前調査票の回答

## 1 団体の概要

## (1) 団体の代表者

| 区 分   | 回答数 | 構成比率 (%) |
|-------|-----|----------|
| 市特別職  | 12  | 24.5     |
| 市職員   | 3   | 6.1      |
| 市職員以外 | 34  | 69.4     |
| 計     | 49  | 100.0    |

## (2) 役員構成 (複数回答)

| 区 分    | 回答数 | 構成比率 (%) |
|--------|-----|----------|
| 市特別職   | 12  | 13.3     |
| 市職員    | 24  | 26.7     |
| 関係団体職員 | 25  | 27.8     |
| 地域住民   | 18  | 20.0     |
| その他    | 11  | 12.2     |
| 計      | 90  | 100.0    |

## (3) 設立年

| 区 分        | 回答数 | 構成比率 (%) |
|------------|-----|----------|
| 5年未満       | 7   | 14.3     |
| 5年以上10年未満  | 4   | 8.2      |
| 10年以上20年未満 | 8   | 16.3     |
| 20年以上30年未満 | 7   | 14.3     |
| 30年以上      | 21  | 42.8     |
| 不明         | 2   | 4.1      |
| 計          | 49  | 100.0    |

## (4) 団体規約

| 区 分 | 回答数 | 構成比率 (%) |
|-----|-----|----------|
| あり  | 46  | 93.9     |
| なし  | 3   | 6.1      |
| 計   | 49  | 100.0    |

## (5) 主な活動内容 (複数回答)

| 区 分              | 回答数 | 構成比率 (%) |
|------------------|-----|----------|
| 地域・住民との連絡調整、連携事業 | 11  | 12.4     |
| 関係団体との連絡調整、連携事業  | 27  | 30.3     |
| イベント事業           | 23  | 25.8     |
| 調査・研究・研修事業       | 19  | 21.4     |
| その他              | 9   | 10.1     |
| 計                | 89  | 100.0    |

## ※「その他」の内容

- ・市民憲章の推進や周知啓発
- ・安全・安心のまちづくりに関する啓発活動、環境の整備、市民の自主的な活動の促進等
- ・あやべあいトレイン等の鉄道利用促進事業
- ・災害救助・義援金募集など
- ・協議会の運営
- ・国、府への要望活動
- ・情報等の交換や会員相互の交流・親睦

## (6) 財政規模

| 区 分            | 回答数 | 構成比率 (%) |
|----------------|-----|----------|
| 50万円未満         | 14  | 28.6     |
| 50万円以上100万円未満  | 13  | 26.5     |
| 100万円以上200万円未満 | 10  | 20.4     |
| 200万円以上300万円未満 | 4   | 8.2      |
| 300万円以上400万円未満 | 1   | 2.0      |
| 400万円以上500万円未満 | 2   | 4.1      |
| 500万円以上        | 5   | 10.2     |
| 計              | 49  | 100.0    |

## (7) 市の財政援助等

| 区 分 | 回答数 | 構成比率 (%) |
|-----|-----|----------|
| あり  | 37  | 75.5     |
| なし  | 12  | 24.5     |
| 計   | 49  | 100.0    |

## 2 市職員の準公金の取扱い

## (1) 市職員が準公金を取り扱う根拠

| 区 分 | 回答数 | 構成比率 (%) |
|-----|-----|----------|
| あり  | 39  | 79.6     |
| なし  | 10  | 20.4     |
| 計   | 49  | 100.0    |

## (2) 市職員が準公金を取り扱う理由（複数回答）

| 区 分               | 回答数 | 構成比率 (%) |
|-------------------|-----|----------|
| 団体規約・会則等で規定している   | 36  | 60.0     |
| 市が主体となって活動する団体である | 4   | 6.7      |
| 関係団体又は地域等との関係性を考慮 | 11  | 18.3     |
| 市が行うことで円滑に事業等が進む  | 5   | 8.3      |
| その他               | 4   | 6.7      |
| 計                 | 60  | 100.0    |

## ※「その他」の内容

- ・会員数が減る中、平成9年度から事務局を市が行うことになったと引継ぎを受けている
- ・関係団体での役職に基づく
- ・担当課が事務局となっている
- ・事務局を担当課に委任されている

## 3 準公金の管理

## (1) 現金の保管

| 区 分 |      | 回答数          | 構成比率 (%) |   |
|-----|------|--------------|----------|---|
| あり  | 保管場所 | 所管課金庫        | 4        | — |
|     |      | キャビネット（施錠あり） | 1        | — |
|     |      | キャビネット（施錠なし） | 1        | — |
|     |      | 机の引き出し（施錠あり） | 1        | — |
|     | なし   | 42           | 85.7     |   |
| 計   |      | 49           | 100.0    |   |

## (2) 通帳の保管

| 区 分 |              | 回答数          | 構成比率 (%) |   |
|-----|--------------|--------------|----------|---|
| あり  | 保管場所         | 49           | 100.0    |   |
|     |              | 会計課金庫        | 4        | － |
|     |              | 所管課金庫        | 28       | － |
|     |              | キャビネット（施錠あり） | 12       | － |
|     |              | キャビネット（施錠なし） | 2        | － |
|     |              | 机の引き出し（施錠あり） | 1        | － |
|     | 机の引き出し（施錠なし） | 2            | －        |   |
| なし  |              | 0            | 0.0      |   |
| 計   |              | 49           | 100.0    |   |

## (3) 印鑑の保管

| 区 分 |           | 回答数          | 構成比率 (%) |   |
|-----|-----------|--------------|----------|---|
| あり  | 保管場所      | 49           | 100.0    |   |
|     |           | 会計課金庫        | 4        | － |
|     |           | 所管課金庫        | 26       | － |
|     |           | キャビネット（施錠あり） | 11       | － |
|     |           | 机の引き出し（施錠あり） | 4        | － |
|     |           | 机の引き出し（施錠なし） | 1        | － |
|     | その他（施錠なし） | 3            | －        |   |
| なし  |           | 0            | 0.0      |   |
| 計   |           | 49           | 100.0    |   |

## (4) キャッシュカードの保管

| 区 分 | 回答数 | 構成比率 (%) |
|-----|-----|----------|
| あり  | 1   | 2.0      |
| なし  | 48  | 98.0     |
| 計   | 49  | 100.0    |

## (5) 金券の保管

| 区 分 | 回答数 | 構成比率 (%) |
|-----|-----|----------|
| あり  | 5   | 10.2     |
| なし  | 44  | 89.8     |
| 計   | 49  | 100.0    |

## 4 出納事務

## (1) 会計規程の有無

| 区 分 | 回答数 | 構成比率 (%) |
|-----|-----|----------|
| あり  | 11  | 22.4     |
| なし  | 38  | 77.6     |
| 計   | 49  | 100.0    |

## (2) 出納簿

## ① 出納簿の有無

| 区 分 | 回答数 | 構成比率 (%) |
|-----|-----|----------|
| あり  | 46  | 93.9     |
| なし  | 3   | 6.1      |
| 計   | 49  | 100.0    |

## ② 出納簿の残高照合

| 区分    | 確認者 |     |     |     | 計  | 構成比率 (%) |
|-------|-----|-----|-----|-----|----|----------|
|       | 管理職 | 監督職 | 担当者 | その他 |    |          |
| 定期に実施 | 3   | 1   | 13  | 1   | 18 | 39.1     |
| 随時に実施 | 12  | 4   | 12  | 0   | 28 | 60.9     |
| 計     | 15  | 5   | 25  | 1   | 46 | 100.0    |

## (3) 収入伝票

## ① 収入伝票の有無

| 区 分 | 回答数 | 構成比率 (%) |
|-----|-----|----------|
| あり  | 31  | 63.3     |
| なし  | 18  | 36.7     |
| 計   | 49  | 100.0    |

## ② 最終確認者

| 管理職 | 監督職 | 担当者 | その他 | 計  |
|-----|-----|-----|-----|----|
| 26  | 0   | 5   | 0   | 31 |

## (4) 支出伝票

## ① 支出伝票の有無

| 区 分 | 回答数 | 構成比率 (%) |
|-----|-----|----------|
| あり  | 39  | 79.6     |
| なし  | 10  | 20.4     |
| 計   | 49  | 100.0    |

## ② 最終確認者

| 管理職 | 監督職 | 担当者 | その他 | 計  |
|-----|-----|-----|-----|----|
| 31  | 3   | 4   | 1   | 39 |

## (5) 書類の保管年数

| 区 分         | 回答数 | 構成比率 (%) |
|-------------|-----|----------|
| 3年          | 4   | 8.2      |
| 5年          | 10  | 20.4     |
| 10年         | 19  | 38.8     |
| なし (定めていない) | 16  | 32.6     |
| 計           | 49  | 100.0    |

## 5 決算事務

## (1) 決算書の有無

| 区 分 |       |  | 回答数 | 構成比率 (%) |
|-----|-------|--|-----|----------|
| あり  |       |  | 48  | 98.0     |
| 作成者 | 市職員   |  | 47  | －        |
|     | 市職員以外 |  | 1   | －        |
| なし  |       |  | 1   | 2.0      |
| 計   |       |  | 49  | 100.0    |

## (2) 監査の有無

| 区 分 | 回答数 | 構成比率 (%) |
|-----|-----|----------|
| あり  | 41  | 83.7     |
| なし  | 8   | 16.3     |
| 計   | 49  | 100.0    |

## (3) 決算報告の有無

| 区 分 |          | 回答数 | 構成比率 (%) |
|-----|----------|-----|----------|
| あり  |          | 48  | 98.0     |
| 方法  | 総会等の開催   | 45  | -        |
|     | 構成員に書類送付 | 1   | -        |
|     | その他      | 2   | -        |
| なし  |          | 1   | 2.0      |
| 計   |          | 49  | 100.0    |

綾部市監査公表第4号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第7項の規定に基づき、令和7年度に実施した財政援助団体等監査の結果に関する報告を同条第9項の規定により次のとおり公表する。

令和8年6月15日

綾部市監査委員 四方 恵美子

綾部市監査委員 渡辺 弘 造

1 監査の種類

財政援助団体等監査（地方自治法第199条第7項）

2 監査の目的

綾部市監査基準に基づき、綾部市が財政的な援助等を行っている団体に対し、公金がその目的を達成するために、適正で合理的かつ効率的に執行されているかを主眼として実施する。

3 監査の対象

（1）対象の団体 株式会社 緑土

（2）団体の種類 出資団体・指定管理者

（3）監査の対象 出資団体監査（出資金の4分の1以上を市が出資）  
公の施設の指定管理者監査（あやべ温泉等の管理）

（4）所 管 課 観光交流課

4 監査の期間

令和8年1月28日から令和8年3月9日まで

5 監査の方法

団体の事業計画及び予算書、事業報告及び決算書並びに関係諸帳簿等、指定管理に係る一連の書類の提出を求めて書類監査を実施するとともに、対象団体の職員、所管課の課長に対し聴取を行った。

6 監査の着眼点

（1）出資団体監査

ア 出資団体

（ア）設立目的（出資目的）に沿った事業運営が行われているか。

（イ）定款、経理規程等諸規程は整備されているか。

（ウ）決算諸表等は法令等に準拠して作成され、適正に表示されているか。

（エ）経営成績及び財政状態は良好か。また、収益率、財務比率は良好か。

（オ）出納関係帳票等の整備、記帳は適正か。また、証拠書類の保存は適切か。

（カ）会計経理及び財産管理は適切か。また、活用されていない財産等はないか。

（キ）資金の運用は適切か。また、経費節減は図られているか。

イ 所管課

（ア）出資目的及び出資金額等は妥当か。

- (イ) 株式又は出資による権利は財産台帳に登録され、適正に表示されているか。
- (ウ) 出資者としての権利行使は適切に行われているか。
- (エ) 出資団体の経営成績及び財政状態を把握し、適切に指導監督を行っているか。
- (オ) 増減資等はあるか。配当がある場合には、配当金は確実に収入されているか。

## (2) 公の施設の指定管理者監査

### ア 指定管理者

- (ア) 施設は善良な管理者の注意をもって適切に管理されているか。
- (イ) 協定等に基づく義務の履行は適切に行われているか。
- (ウ) 法定点検が必要な施設、設備等は適切に点検が行われているか。
- (エ) 利用料金の収納は適正に行われているか。
- (オ) 管理規程、経理規程等の諸規程は整備されているか。

### イ 所管課

- (ア) 指定管理者の指定は、法、条例等に根拠をおいているか。
- (イ) 指定管理者の指定は、適正・公正に行われているか。
- (ウ) 管理に関する協定等の締結は、適正に行われているか。
- (エ) 協定書等には、必要事項が適正に記載されているか。
- (オ) 事業報告書の点検は適切になされているか。

## 7 団体の概要

株式会社緑土は、あやべ温泉を始めとする綾部市東部地域の観光関連施設の一体的な経営による観光振興及び地域活性化を目的として、平成11年7月1日に第三セクター方式で設立された。

近年は、キャンプ場や巨大迷路を併設し、遊べる温泉としての運営や、“自然豊かなあやべブランド”の発信に積極的に取り組まれており、東部地域の観光振興及び都市農村交流による持続可能な地域社会の実現に寄与されている。

## 8 公金の概要

### (1) 出資金

設立資本金は50,000,000円で、うち綾部市が35,000,000円(70%)出資している。

### (2) 指定管理料

指定管理料は、あやべ温泉等の管理に関する基本協定書及び年度協定書に基づき、令和6年度は32,019,672円、令和7年度は26,798,640円となっている。

## 9 監査の結果

### (1) 出資団体監査

設立目的に沿って適正に事業運営が行われていると認めた。今後も、関係機関と連携し、観光振興と地域活性化に貢献されることを期待する。

### (2) 公の施設の指定管理者監査

施設は適切に管理されており、指定管理料は適正に執行されていると認めた。ただし、少しの注意をもって点検や確認を行えば正せる誤り等については、対象団体の役員及び所管課長に対し口頭により指導を行った。